

泉佐野市地域防災計画（案）
〔新旧対照表〕

平成 24 年 2 月 版

【第1編 総則・災害予防対策編】

頁	部・節 内容	旧	新
4	第1部 総則 第2節 地域の概要 泉佐野市地域防災計画の構成図を作成	(記載なし)	<pre> graph TD A[第1編 総則・災害予防対策編] --> B[第1部 総則] A --> C[第2部 災害予防対策] C --> D[第1章 災害に強いまちづくり] C --> E[第2章 災害応急対策・復旧対策への備え] C --> F[第3章 地域防災力の向上] A --> G[第2編 地震災害応急対策・復旧対策編] G --> H[第1部 地震災害応急対策] G --> I[第2部 災害復旧・復興対策] H --> J[第1章 初動期の活動] I --> K[第1章 生活の安定] I --> L[第2章 応急復旧期の活動] I --> M[第2章 復興の基本方針] A --> N[第3編 風水害等応急対策・復旧対策編] N --> O[第1部 風水害応急対策] N --> P[第2部 その他災害応急対策] N --> Q[第3部 災害復旧・復興対策] O --> R[第1章 災害警戒期の活動] P --> S[第2章 灾害発生後の活動] Q --> T[第1章 生活の安定] Q --> U[第2章 復興の基本方針] A --> V[第4編 原子力災害応急対策・復旧対策編] V --> W[第1部 原子力災害応急対策] V --> X[第2部 原子力災害復旧対策] A --> Y[第5編 資料編] </pre>
6	第1部 総則 第2節 地域の概要 地域の概要に関するデータを更新	<p>1. 自然的条件 (3) 気象 瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候で、年平均気温は 16°C前後、年平均風速は <u>2.3m/s</u> 前後、雨量は年平均 <u>1,270mm</u> 程度である。(大阪管区気象台平成<u>6</u>年から平成<u>16</u>年調べ) 降雨は6月下旬を中心とする梅雨期、台風期を含む秋雨期に集中する。</p> <p>2. 社会的条件 (1) 人口 本市の人口は、昭和 61 年まで増加してきたが、地価の高騰等の影響を受け減少に転じ</p>	<p>1. 自然的条件 (3) 気象 瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候で、年平均気温は 16°C前後、年平均風速は <u>2.2m/s</u> 前後、雨量は年平均 <u>1,280mm</u> 程度である。(大阪管区気象台 熊取観測所 平成 <u>13</u> 年から平成 <u>22</u> 年調べ) 降雨は6月下旬を中心とする梅雨期、台風期を含む秋雨期に集中する。</p> <p>2. 社会的条件 (1) 人口 本市の人口は、昭和 61 年まで増加してきたが、地価の高騰等の影響を受け減少に転じ</p>

頁	部・節 内容	旧	新																																																																																																																								
		<p>た。しかし、関西国際空港開港の影響などを受けて平成4年以降は再び増加に転じ、平成<u>12</u>年10月1日現在（国勢調査）では、<u>96,064</u>人、<u>33,663</u>世帯となっている。</p> <p>一世帯当たり人員は、平成2年は3.34人であったが、単身者世帯などの増加により、平成<u>12</u>年には<u>2.85</u>人へと減少している。</p> <p>また、高齢化も顕著となり、平成2年の高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は11.0%であったが、平成<u>12</u>年には<u>15.6%</u>に上昇している。</p> <p>平成17年3月末日現在（住民基本台帳及び外国人登録原票国勢調査）の人口は、101,404人、39,657世帯となっている。</p> <p>〔人口・世帯数の変化〕</p> <table border="1"> <caption>人口及び世帯数の推移(昭和45年～平成12年)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口(人)</th> <th>世帯(世帯)</th> <th>世帯当たり人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和45年</td><td>77,000</td><td>61,139</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>昭和50年</td><td>80,684</td><td>61,563</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>昭和55年</td><td>81,566</td><td>61,261</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>86,062</td><td>65,758</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>90,711</td><td>70,113</td><td>3.34</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>93,663</td><td>73,001</td><td>3.01</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>100,804</td><td>77,575</td><td>2.85</td></tr> </tbody> </table> <p>〔高齢化率の変化〕</p> <table border="1"> <caption>高齢化率の推移(昭和60年～平成12年)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>全国 (%)</th> <th>泉佐野市 (%)</th> <th>大阪府 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>10.0</td><td>10.0</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>13.4</td><td>13.4</td><td>13.4</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>16.0</td><td>16.0</td><td>16.0</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>18.8</td><td>18.8</td><td>18.8</td></tr> </tbody> </table> <p>図 泉佐野市の人口の変化</p>	年	人口(人)	世帯(世帯)	世帯当たり人口	昭和45年	77,000	61,139	4.0	昭和50年	80,684	61,563	3.8	昭和55年	81,566	61,261	3.6	昭和60年	86,062	65,758	3.5	平成2年	90,711	70,113	3.34	平成7年	93,663	73,001	3.01	平成12年	100,804	77,575	2.85	年	全国 (%)	泉佐野市 (%)	大阪府 (%)	昭和60年	10.0	10.0	10.0	平成2年	13.4	13.4	13.4	平成7年	16.0	16.0	16.0	平成12年	18.8	18.8	18.8	<p>た。しかし、関西国際空港開港の影響などを受けて平成4年以降は再び増加に転じ、平成<u>22</u>年10月1日現在（国勢調査）では、<u>100,801</u>人、<u>39,084</u>世帯となっている。</p> <p>一世帯当たり人員は、平成2年は3.34人であったが、単身者世帯などの増加により、平成<u>22</u>年には<u>2.6</u>人へと減少している。</p> <p>また、高齢化も顕著となり、平成2年の高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）は11.0%であったが、平成<u>22</u>年には<u>21.7%</u>に上昇している。</p> <p>〔人口・世帯数の変化〕</p> <p>〔高齢化率の変化〕</p> <table border="1"> <caption>(人・世帯) 120,000</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人口(人)</th> <th>世帯(世帯)</th> <th>世帯当たり人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和45年</td><td>77,000</td><td>61,139</td><td>4.0</td></tr> <tr><td>昭和50年</td><td>86,139</td><td>60,684</td><td>3.8</td></tr> <tr><td>昭和55年</td><td>90,684</td><td>61,563</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>91,563</td><td>68,866</td><td>3.5</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>88,866</td><td>92,583</td><td>3.3</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>92,583</td><td>93,663</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>96,084</td><td>98,889</td><td>2.9</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>100,801</td><td>100,801</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>109,804</td><td>109,084</td><td>2.6</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>(%) 25</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>泉佐野市 (%)</th> <th>全国 (%)</th> <th>大阪府 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>9.3</td><td>11</td><td>13.2</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>11</td><td>12</td><td>14.5</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>13.2</td><td>17.3</td><td>18.6</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>15.6</td><td>20.1</td><td>22.8</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>18.6</td><td>21.7</td><td>22.1</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>21.7</td><td>22.8</td><td>22.1</td></tr> </tbody> </table> <p>図 泉佐野市の人口の変化</p>	年	人口(人)	世帯(世帯)	世帯当たり人口	昭和45年	77,000	61,139	4.0	昭和50年	86,139	60,684	3.8	昭和55年	90,684	61,563	3.6	昭和60年	91,563	68,866	3.5	平成2年	88,866	92,583	3.3	平成7年	92,583	93,663	3.0	平成12年	96,084	98,889	2.9	平成17年	100,801	100,801	2.7	平成22年	109,804	109,084	2.6	年	泉佐野市 (%)	全国 (%)	大阪府 (%)	昭和60年	9.3	11	13.2	平成2年	11	12	14.5	平成7年	13.2	17.3	18.6	平成12年	15.6	20.1	22.8	平成17年	18.6	21.7	22.1	平成22年	21.7	22.8	22.1
年	人口(人)	世帯(世帯)	世帯当たり人口																																																																																																																								
昭和45年	77,000	61,139	4.0																																																																																																																								
昭和50年	80,684	61,563	3.8																																																																																																																								
昭和55年	81,566	61,261	3.6																																																																																																																								
昭和60年	86,062	65,758	3.5																																																																																																																								
平成2年	90,711	70,113	3.34																																																																																																																								
平成7年	93,663	73,001	3.01																																																																																																																								
平成12年	100,804	77,575	2.85																																																																																																																								
年	全国 (%)	泉佐野市 (%)	大阪府 (%)																																																																																																																								
昭和60年	10.0	10.0	10.0																																																																																																																								
平成2年	13.4	13.4	13.4																																																																																																																								
平成7年	16.0	16.0	16.0																																																																																																																								
平成12年	18.8	18.8	18.8																																																																																																																								
年	人口(人)	世帯(世帯)	世帯当たり人口																																																																																																																								
昭和45年	77,000	61,139	4.0																																																																																																																								
昭和50年	86,139	60,684	3.8																																																																																																																								
昭和55年	90,684	61,563	3.6																																																																																																																								
昭和60年	91,563	68,866	3.5																																																																																																																								
平成2年	88,866	92,583	3.3																																																																																																																								
平成7年	92,583	93,663	3.0																																																																																																																								
平成12年	96,084	98,889	2.9																																																																																																																								
平成17年	100,801	100,801	2.7																																																																																																																								
平成22年	109,804	109,084	2.6																																																																																																																								
年	泉佐野市 (%)	全国 (%)	大阪府 (%)																																																																																																																								
昭和60年	9.3	11	13.2																																																																																																																								
平成2年	11	12	14.5																																																																																																																								
平成7年	13.2	17.3	18.6																																																																																																																								
平成12年	15.6	20.1	22.8																																																																																																																								
平成17年	18.6	21.7	22.1																																																																																																																								
平成22年	21.7	22.8	22.1																																																																																																																								
10	<p>第1部 総則 第3節 災害の 想定</p> <p>本計画の章立て に合わせて記載 内容を再整理</p>	<p>1. 想定する主な災害</p> <p>この計画において想定する主な災害は、次のとおりである。</p> <p>(1) 地震による災害</p> <p>ア. 地震による家屋、都市施設（電力、ガス、通信、上水道・下水道、交通施設等）の損壊及び人的被害</p> <p>イ. 地震に伴う火災</p> <p>ウ. 地震に伴う土砂災害</p> <p>エ. 地震に伴う津波</p> <p>オ. 地震に伴う社会的混乱</p>	<p>1. 想定する主な災害</p> <p>本計画において想定する主な災害は、次のとおりである。</p> <p>(1) 地震による災害（地震災害）</p> <p>ア. 地震による家屋、都市施設（電力、ガス、通信、上水道・下水道、交通施設等）の損壊及び人的被害</p> <p>イ. 地震に伴う火災</p> <p>ウ. 地震に伴う土砂災害</p> <p>エ. 地震に伴う津波</p> <p>オ. 地震に伴う社会的混乱</p>																																																																																																																								

頁	部・節 内容	旧	新								
		<p>(2) 河川の氾濫、ため池の決壟による水害</p> <p>ア. 台風に伴う大雨による河川の氾濫、浸水、ため池の決壟等</p> <p>イ. 台風に伴う高潮による海岸地域の浸水等</p> <p>ウ. 台風に伴う強風による家屋の倒壊、板類の飛散等</p> <p>(3) 集中豪雨等異常降雨による災害</p> <p>ア. 河川、ため池などの氾濫による水害等</p> <p>イ. 低湿地域などの排水不足による浸水等</p> <p>ウ. 宅地造成地及び急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れ、土石流等</p> <p>(4) 原子力災害</p> <p>(5) 山地における大規模山林火災</p> <p>(6) 都市区域等家屋密集地域、高層建築物における大規模火災等</p> <p>(7) 危険物の爆発等による災害</p> <p>(8) 航空機の墜落、遭難事故</p> <p>(9) 海上事故</p> <p>ア. 大型タンカー事故等による油災害</p> <p>イ. 多数の者の遭難を伴う船舶の遭難事故</p> <p>(10) その他</p> <p>ア. 大規模車両災害</p> <p>イ. 旅客列車の転覆事故</p>	<p>(2) 台風・集中豪雨等異常降雨による災害（風水害）</p> <p>ア. 河川のはん濫、浸水、ため池の決壟等</p> <p>イ. 高潮による海岸地域の浸水等</p> <p>ウ. 強風による家屋の倒壊、板類の飛散等</p> <p>エ. 低湿地域などの排水不足による浸水等</p> <p>オ. 宅地造成地及び急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れ、土石流等</p> <p>(3) その他の災害</p> <p>ア. 山地における大規模山林火災（林野火災等）</p> <p>イ. 危険物の爆発等による災害（危険物等災害）</p> <p>ウ. 航空機の墜落、遭難事故（航空機災害）</p> <p>エ. 海上事故（海上災害）</p> <p>（フ）大型タンカーアクシデントによる油災害</p> <p>（イ）多数の者の遭難を伴う船舶の遭難事故</p> <p>オ. その他</p> <p>（ア）大規模車両災害</p> <p>（イ）旅客列車の転覆事故</p> <p>（ウ）都市区域等家屋密集地域、高層建築物における大規模火災等</p> <p>（4）原子力災害</p>								
10	第1部 総則 第3節 災害の想定 大阪府が実施した「地震被害想定」に基づき被害想定を見直し	<p>2. 地震による被害想定</p> <p>大阪府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。</p> <p>(1) 想定地震</p> <p style="text-align: center;">表 想定地震一覧</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>直下型地震</td> <td> <input type="checkbox"/> 上町断層系 <input type="checkbox"/> 生駒断層系 <input type="checkbox"/> 有馬高槻構造線 <input type="checkbox"/> 中央構造線 </td> </tr> <tr> <td>海溝型地震</td> <td> <input type="checkbox"/> 南海トラフ </td> </tr> </tbody> </table>	直下型地震	<input type="checkbox"/> 上町断層系 <input type="checkbox"/> 生駒断層系 <input type="checkbox"/> 有馬高槻構造線 <input type="checkbox"/> 中央構造線	海溝型地震	<input type="checkbox"/> 南海トラフ	<p>2. 地震による被害想定</p> <p>府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。</p> <p>以下の被害想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書 大阪府」のうち、本市に関わる被害想定結果を整理したものである。</p> <p>(1) 想定地震</p> <p style="text-align: center;">表 想定地震一覧</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>直下型地震</td> <td> <input type="checkbox"/> 上町断層帶地震 <input type="checkbox"/> 生駒断層帶地震 <input type="checkbox"/> 有馬高槻断層帶地震 <input type="checkbox"/> 中央構造線断層帶地震 </td> </tr> <tr> <td>海溝型地震</td> <td> <input type="checkbox"/> 東南海・南海地震（南海トラフ） </td> </tr> </tbody> </table>	直下型地震	<input type="checkbox"/> 上町断層帶地震 <input type="checkbox"/> 生駒断層帶地震 <input type="checkbox"/> 有馬高槻断層帶地震 <input type="checkbox"/> 中央構造線断層帶地震	海溝型地震	<input type="checkbox"/> 東南海・南海地震（南海トラフ）
直下型地震	<input type="checkbox"/> 上町断層系 <input type="checkbox"/> 生駒断層系 <input type="checkbox"/> 有馬高槻構造線 <input type="checkbox"/> 中央構造線										
海溝型地震	<input type="checkbox"/> 南海トラフ										
直下型地震	<input type="checkbox"/> 上町断層帶地震 <input type="checkbox"/> 生駒断層帶地震 <input type="checkbox"/> 有馬高槻断層帶地震 <input type="checkbox"/> 中央構造線断層帶地震										
海溝型地震	<input type="checkbox"/> 東南海・南海地震（南海トラフ）										

頁	部・節 内容	旧					新																																																																																						
		<p>(2) 想定地震発生時の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 季節、時間：冬の夕刻、平日午後6時頃 気象条件晴れ、平均風速2.4m/s超過 <p>(3) 大阪府の被害想定に基づく本市における想定結果</p>					<p>(2) 想定地震発生時の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 季節、時間：冬の夕刻、平日午後6時頃 気象条件、風速：晴れ、確率1%風速（1年のうち3日程度はありうる風速） <p>(3) 大阪府の被害想定に基づく本市における想定結果</p>																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th><th>上町断層系</th><th>生駒断層系</th><th>有馬高槻構造線</th><th>中央構造線</th><th>南海トラフ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震の規模</td><td>マグニチュード(M) 6.6~7.3</td><td>マグニチュード(M) 6.5~7.2</td><td>マグニチュード(M) 6.9~7.6</td><td>マグニチュード(M) 7.2~7.8</td><td>マグニチュード(M) 8.4</td></tr> <tr> <td>計測震度 4~6弱</td><td>計測震度 4~5弱</td><td>計測震度 4</td><td>計測震度 5弱~6弱</td><td>計測震度 5弱~5強</td></tr> <tr> <td rowspan="2">建物全半壊 棟数</td><td>全壊 56棟 半壊 0棟 917棟</td><td>全壊 0棟 半壊 0棟</td><td>全壊 27棟 半壊 0棟</td><td>全壊 1棟 半壊 632棟</td><td>全壊 232棟</td></tr> <tr> <td>出火件数</td><td>2(3)件</td><td>0(0)件</td><td>0(0)件</td><td>2(3)件</td><td>2(2)件</td></tr> <tr> <td rowspan="2">死傷者数</td><td>死者 2人</td><td>死者 0人</td><td>死者 0人</td><td>死者 22人</td><td>死者 0人</td></tr> <tr> <td>負傷者 353人</td><td>負傷者 0人</td><td>負傷者 0人</td><td>負傷者 348人</td><td>負傷者 80人</td></tr> <tr> <td>罹災者数</td><td>6,558人</td><td>2人</td><td>2人</td><td>5,990人</td><td>1,561人</td></tr> <tr> <td>避難所 生活者</td><td>1,917人</td><td>1人</td><td>1人</td><td>1,751人</td><td>456人</td></tr> <tr> <td rowspan="3">ライフライン</td><td>停電</td><td>0軒</td><td>0軒</td><td>0軒</td><td>0軒</td></tr> <tr> <td>ガス供給停止</td><td>16,000戸</td><td>0戸</td><td>0戸</td><td>16,000戸</td><td>0戸</td></tr> <tr> <td>断水</td><td>25%超 ~50%以下</td><td>25%以下</td><td>25%以下</td><td>25%超 ~50%以下</td><td>一</td></tr> <tr> <td>電話不通</td><td>0世帯</td><td>0世帯</td><td>0世帯</td><td>22,000世帯</td><td>0世帯</td></tr> </tbody> </table>					想定地震	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ	地震の規模	マグニチュード(M) 6.6~7.3	マグニチュード(M) 6.5~7.2	マグニチュード(M) 6.9~7.6	マグニチュード(M) 7.2~7.8	マグニチュード(M) 8.4	計測震度 4~6弱	計測震度 4~5弱	計測震度 4	計測震度 5弱~6弱	計測震度 5弱~5強	建物全半壊 棟数	全壊 56棟 半壊 0棟 917棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 27棟 半壊 0棟	全壊 1棟 半壊 632棟	全壊 232棟	出火件数	2(3)件	0(0)件	0(0)件	2(3)件	2(2)件	死傷者数	死者 2人	死者 0人	死者 0人	死者 22人	死者 0人	負傷者 353人	負傷者 0人	負傷者 0人	負傷者 348人	負傷者 80人	罹災者数	6,558人	2人	2人	5,990人	1,561人	避難所 生活者	1,917人	1人	1人	1,751人	456人	ライフライン	停電	0軒	0軒	0軒	0軒	ガス供給停止	16,000戸	0戸	0戸	16,000戸	0戸	断水	25%超 ~50%以下	25%以下	25%以下	25%超 ~50%以下	一	電話不通	0世帯	0世帯	0世帯	22,000世帯	0世帯											
想定地震	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ																																																																																								
地震の規模	マグニチュード(M) 6.6~7.3	マグニチュード(M) 6.5~7.2	マグニチュード(M) 6.9~7.6	マグニチュード(M) 7.2~7.8	マグニチュード(M) 8.4																																																																																								
	計測震度 4~6弱	計測震度 4~5弱	計測震度 4	計測震度 5弱~6弱	計測震度 5弱~5強																																																																																								
建物全半壊 棟数	全壊 56棟 半壊 0棟 917棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 27棟 半壊 0棟	全壊 1棟 半壊 632棟	全壊 232棟																																																																																								
	出火件数	2(3)件	0(0)件	0(0)件	2(3)件	2(2)件																																																																																							
死傷者数	死者 2人	死者 0人	死者 0人	死者 22人	死者 0人																																																																																								
	負傷者 353人	負傷者 0人	負傷者 0人	負傷者 348人	負傷者 80人																																																																																								
罹災者数	6,558人	2人	2人	5,990人	1,561人																																																																																								
避難所 生活者	1,917人	1人	1人	1,751人	456人																																																																																								
ライフライン	停電	0軒	0軒	0軒	0軒																																																																																								
	ガス供給停止	16,000戸	0戸	0戸	16,000戸	0戸																																																																																							
	断水	25%超 ~50%以下	25%以下	25%以下	25%超 ~50%以下	一																																																																																							
電話不通	0世帯	0世帯	0世帯	22,000世帯	0世帯																																																																																								
		<p>※出火件数は1日間の合計値。（）内は3日間の合計値</p>					<table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th><th>上町断層帶地震A 上町断層帶地震B</th><th>生駒断層帶地震</th><th>有馬高槻断層帶地震</th><th>中央構造線断層帶地震</th><th>東南海・南海地震</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震の規模</td><td>マグニチュード(M) 7.5~7.8</td><td>マグニチュード(M) 7.3~7.7</td><td>マグニチュード(M) 7.3~7.7</td><td>マグニチュード(M) 7.7~8.1</td><td>マグニチュード(M) 7.9~8.6</td></tr> <tr> <td>計測震度 A4~6弱 B)5弱~6強</td><td>計測震度 4~5強</td><td>計測震度 4~5弱</td><td>計測震度 5強~7</td><td>計測震度 4~6弱</td></tr> <tr> <td rowspan="2">建物全半壊 棟数</td><td>全壊 A) 235棟 B)3,140棟</td><td>全壊 0棟</td><td>全壊 0棟</td><td>全壊 6,535棟</td><td>全壊 737棟</td></tr> <tr> <td>半壊 A) 561棟 B)3,658棟</td><td>半壊 0棟</td><td>半壊 0棟</td><td>半壊 6,423棟</td><td>半壊 1,464棟</td></tr> <tr> <td>炎上出火 件数</td><td>A)0(0)件 B)2(3)件</td><td>0(0)件</td><td>0(0)件</td><td>6(7)件</td><td>0(0)件</td></tr> <tr> <td rowspan="2">死傷者数</td><td>死者 A) 0人 B) 34人</td><td>死者 0人</td><td>死者 0人</td><td>死者 92人</td><td>死者 3人</td></tr> <tr> <td>負傷者 A)147人 B)967人</td><td>負傷者 0人</td><td>負傷者 0人</td><td>負傷者 1,272人</td><td>負傷者 417人</td></tr> <tr> <td>罹災者数</td><td>A)2,493人 B)20,830人</td><td>1人</td><td>0人</td><td>40,942人</td><td>5,025人</td></tr> <tr> <td>避難所 生活者</td><td>A) 723人 B)6,041人</td><td>1人</td><td>0人</td><td>11,874人</td><td>1,458人</td></tr> <tr> <td rowspan="4">ライフライン</td><td>停電</td><td>A)1,010軒 B)11,864軒</td><td>0軒</td><td>0軒</td><td>31,765軒</td><td>5,133軒</td></tr> <tr> <td>ガス供給停止</td><td>A) 0戸 B)24,000戸</td><td>0戸</td><td>0戸</td><td>24,000戸</td><td>0戸</td></tr> <tr> <td>断水</td><td>A)11.2% B)53.4%</td><td>0%</td><td>0%</td><td>58.5%</td><td>14.5%</td></tr> <tr> <td>電話不通</td><td>A)1,150回線 B)2,070回線</td><td>115回線</td><td>0回線</td><td>15,525回線</td><td>11回線</td></tr> </tbody> </table>					想定地震	上町断層帶地震A 上町断層帶地震B	生駒断層帶地震	有馬高槻断層帶地震	中央構造線断層帶地震	東南海・南海地震	地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1	マグニチュード(M) 7.9~8.6	計測震度 A4~6弱 B)5弱~6強	計測震度 4~5強	計測震度 4~5弱	計測震度 5強~7	計測震度 4~6弱	建物全半壊 棟数	全壊 A) 235棟 B)3,140棟	全壊 0棟	全壊 0棟	全壊 6,535棟	全壊 737棟	半壊 A) 561棟 B)3,658棟	半壊 0棟	半壊 0棟	半壊 6,423棟	半壊 1,464棟	炎上出火 件数	A)0(0)件 B)2(3)件	0(0)件	0(0)件	6(7)件	0(0)件	死傷者数	死者 A) 0人 B) 34人	死者 0人	死者 0人	死者 92人	死者 3人	負傷者 A)147人 B)967人	負傷者 0人	負傷者 0人	負傷者 1,272人	負傷者 417人	罹災者数	A)2,493人 B)20,830人	1人	0人	40,942人	5,025人	避難所 生活者	A) 723人 B)6,041人	1人	0人	11,874人	1,458人	ライフライン	停電	A)1,010軒 B)11,864軒	0軒	0軒	31,765軒	5,133軒	ガス供給停止	A) 0戸 B)24,000戸	0戸	0戸	24,000戸	0戸	断水	A)11.2% B)53.4%	0%	0%	58.5%	14.5%	電話不通	A)1,150回線 B)2,070回線	115回線	0回線	15,525回線	11回線
想定地震	上町断層帶地震A 上町断層帶地震B	生駒断層帶地震	有馬高槻断層帶地震	中央構造線断層帶地震	東南海・南海地震																																																																																								
地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1	マグニチュード(M) 7.9~8.6																																																																																								
	計測震度 A4~6弱 B)5弱~6強	計測震度 4~5強	計測震度 4~5弱	計測震度 5強~7	計測震度 4~6弱																																																																																								
建物全半壊 棟数	全壊 A) 235棟 B)3,140棟	全壊 0棟	全壊 0棟	全壊 6,535棟	全壊 737棟																																																																																								
	半壊 A) 561棟 B)3,658棟	半壊 0棟	半壊 0棟	半壊 6,423棟	半壊 1,464棟																																																																																								
炎上出火 件数	A)0(0)件 B)2(3)件	0(0)件	0(0)件	6(7)件	0(0)件																																																																																								
死傷者数	死者 A) 0人 B) 34人	死者 0人	死者 0人	死者 92人	死者 3人																																																																																								
	負傷者 A)147人 B)967人	負傷者 0人	負傷者 0人	負傷者 1,272人	負傷者 417人																																																																																								
罹災者数	A)2,493人 B)20,830人	1人	0人	40,942人	5,025人																																																																																								
避難所 生活者	A) 723人 B)6,041人	1人	0人	11,874人	1,458人																																																																																								
ライフライン	停電	A)1,010軒 B)11,864軒	0軒	0軒	31,765軒	5,133軒																																																																																							
	ガス供給停止	A) 0戸 B)24,000戸	0戸	0戸	24,000戸	0戸																																																																																							
	断水	A)11.2% B)53.4%	0%	0%	58.5%	14.5%																																																																																							
	電話不通	A)1,150回線 B)2,070回線	115回線	0回線	15,525回線	11回線																																																																																							
		<p>※上記想定結果は、「平成19年3月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」による。なお、想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。</p> <p>※上町断層帶地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ（A）と南部に破壊開始点を設定するシナリオ（B）について、想定結果を示す。</p>																																																																																											

頁	部・節 内容	旧	新
			<p><u>始点を設定するシナリオ（B）の結果が大きく異なることから、2つのシナリオを採用している。</u></p> <p>※炎上出火件数は1日間の合計値。（ ）内は3日間の合計値</p>
12	<p>第1部 総則</p> <p>第3節 災害の想定</p> <p>東南海・南海地震防災対策推進地域の指定基準の見直しの反映及び</p> <p>東日本大震災を踏まえた津波避難対策の基本的な考え方の記載</p>	<p>3. 東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>(1) 東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が制定され、法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に1都2府18県652市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。<u>大阪府では、本市をはじめ30市7町1村（平成15年12月17日時点の行政区画）が推進地域に指定された。</u></p> <p>なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準と津波に関する基準に該当する。</p> <p>(ア) 震度に関する基準</p> <p>震度6弱以上となる地域を基準とする。</p> <p>(イ) 津波に関する基準</p> <p>海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域 <p>(ウ) 推進地域の指定単位について</p> <p>防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。</p> <p>なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。</p>	<p>3. 東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>(1) 東南海・南海地震防災対策推進地域</p> <p>東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が制定され、法第3条の規定に基づき、平成23年4月1日現在で、1都2府18県414市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定されている。府では、本市をはじめ30市7町1村（平成23年4月1日時点の行政区画）が推進地域に指定されている。</p> <p>なお、推進地域の指定基準（平成18年6月一部基準の見直し）は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準と津波に関する基準に該当する。</p> <p>(ア) 震度に関する基準</p> <p>震度6弱以上となる地域を基準とする。</p> <p>(イ) 津波に関する基準</p> <p>海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大津波」（3m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m（漂流物が多いと見込まれる地域※については1.2m）以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域 <p>※「漂流物が多いと見込まれる地域」は、特定重要港湾及び重要港湾、人口集中（DID）地区とする。</p> <p>(ウ) 推進地域の指定単位について</p> <p>防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。</p> <p>なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。</p> <p>(2) 東日本大震災を踏まえた津波避難対策の基本的な考え方</p> <p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震においては、これまでの知見等により想定される規模をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し壊滅的な被害を生じた。</p>

頁	部・節 内容	旧	新
			<p>府では、この結果を受け、南海トラフにおいてもこれまでの想定を超える巨大地震・津波が発生するものと想定し、府域における津波災害について、当面、最大で津波高が従来計画の想定の2倍になると仮定して、「避難」を中心とするソフト対策を講じていくこととしている。</p> <p>※上記方針は、平成23年7月6日現在のものであり、適時更新していくものです</p>
14	第1部 総則 第3節 災害の想定 「原子力施設等の防災対策について」が平成22年に改定されていることを明記	<p>4. 原子力災害想定</p> <p>(2) 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</p> <p>原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (EmergencyPlanningZone(以下「EPZ」という。))については、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(平成15年7月改定、以下「防災指針」という。)を十分に尊重し、京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所からそれぞれ概ね半径500mの地域とする。</p>	<p>4. 原子力災害想定</p> <p>(2) 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲</p> <p>原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (EmergencyPlanningZone(以下「EPZ」という。))については、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(平成22年8月改定、以下「防災指針」という。)を十分に尊重し、京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所からそれぞれおおむね半径500mの地域とする。</p>
19	第1部 総則 第4節 防災に関する基本方針 行政の責務と市民の心がまえに「自助・共助・公助」の考え方を反映	<p>1. 行政の責務と市民の心がまえ</p> <p>市と府、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>市民、事業所は、「自分の生命は自分で守る」との認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害においては、現場での初期活動がきわめて重要であり、日常における防災対策を心がける。</p>	<p>1. 行政の責務と市民の心がまえ</p> <p>災害等から住民の生命を守るためにには、日頃から災害に備え、自助・共助・公助の考え方を基本として、それぞれの役割に応じた防災活動を実施することが重要である。</p> <p>市と府、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進すること(公助)が必要なことはもちろんあるが、大規模災害時には、公的機関による十分な災害応急対応が望めなくなることも想定する必要がある。よって、被害に遭わなかったための自らの日頃の備え(自助)や隣近所の助け合い(共助)が、重要であるとの観点から、防災体制の充実と市民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>よって、市民、事業所は、「自分の生命は自分で守る(自助)」との認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない(共助)。特に大規模な災害においては、現場での初期活動がきわめて重要であり、日常における防災対策を心がける。</p>
21	第1部 総則 第4節 防災に関する基本方針 「災害時要援護者」の言葉の定義を記載	<p>2. 防災施策の大綱</p> <p>(4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える</p> <p>イ. 要援護高齢者・障害者等の安全確保対策の確立</p> <p>災害発生時の混乱した状況の中で、高齢者や障害者、日本語を理解しない外国人といった、家族や周囲の人々の介助支援が必要な人々の安否確認は忘れがちである。また、1995年阪神・淡路大震災時の各避難所においても、高齢者や障害者が遅れて到着したために暖かい室内に場所を確保できず、通路や入り口付近にしか場所が得られないという事例が少なからず見られた。平常時においては、福祉分野に携わるボランティア</p>	<p>2. 防災施策の大綱</p> <p>(4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える</p> <p>イ. 災害時要援護者の安全確保対策の確立</p> <p>災害発生時の混乱した状況の中で、高齢者や障害者、日本語を理解しない外国人といった、家族や周囲の人々の介助支援が必要な人々の安否確認は忘れがちである。また、1995年阪神・淡路大震災時の各避難所においても、高齢者や障害者が遅れて到着したために暖かい室内に場所を確保できず、通路や入り口付近にしか場所が得られないという事例が少なからず見られた。平常時においては、福祉分野に携わるボランティア</p>

頁	部・節 内容	旧	新
		<p>イア組織や行政機関が相当の体制を確立しているにもかかわらず、非常時においては必ずしも適切な安全確保対策が講じられなかった。これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも地域防災計画上「要援護高齢者・障害者等の安全確保対策」に関するとりきめがないことによる。<u>要援護高齢者・障害者等</u>に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当部を明確化し、あわせて避難所において安否の確認や<u>要援護高齢者・障害者等</u>優先のために必要なルールをとりきめておく。避難所には必ず市の担当職員を配置し、ルールの適用を担保する。</p> <p>また、府や国を通じて広域的な受入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに様々な介護介助サービスの、緊急時における停止もしくは低下を最小限にとどめるために必要な「要援護高齢者・障害者等の安全確保対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策が確立される必要がある。</p>	<p>イア組織や行政機関が相当の体制を確立しているにもかかわらず、非常時においては必ずしも適切な安全確保対策が講じられなかった。これは、従来災害救助活動の中心的役割を福祉部門が担当する慣行があり、しかも地域防災計画上「災害時要援護者の安全確保対策」に関するとりきめがないことによる。<u>災害時要援護者</u>に対する必要な配慮や対策が実施されるべく担当部を明確化し、あわせて避難所において安否の確認や<u>災害時要援護者</u>優先のために必要なルールをとりきめておく。避難所には必ず市の担当職員を配置し、ルールの適用を担保する。ここで、災害時要援護者とは、災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保などを、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることが多い高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等などをいう。</p> <p>また、府や国を通じて広域的な受入れ体制の確立を要請し被災地外への疎開避難を行う。さらに様々な介護介助サービスの、緊急時における停止若しくは低下を最小限にとどめるために必要な「災害時要援護者の安全確保対策」を行う。以上を骨格とする総合的な安全確保対策が確立される必要がある。</p>
22	<p>第1部 総則</p> <p>第4節 防災に関する基本方針</p> <p>自衛隊派遣要請に関する記述の充実</p>	<p>2. 防災施策の大綱</p> <p>(4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える</p> <p>エ. 応援・ボランティア受入れ体制の確立</p> <p>1995年阪神・淡路大震災は従来の対策に様々な反省点や教訓を残した。国・府への応援要請や自衛隊の派遣要請のあり方もその一つである。突発的で大規模な災害時には情報がほとんど入らず「要請実施」上の要件をほとんど満たすことができない。そのため要請がかなり遅れることとなった。</p> <p>また、日本の風土や日本人の心性にはなじみにくく従来理解されていた「ボランティア」受入れに関するとりきめはほとんど皆無であったため、多くの善意が適切に活用されない場面が少なからずみられた。</p> <p>国・府への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、震度6弱以上の地震発生時については、死傷者や建物全壊の「数」ではなく、被害の「大」「中」「小」程度によることとし、迅速な要請の実施を第一とする。</p> <p>また、ボランティアの受入れ・調整に関する本部機能については、可能な限りボランティアセンターなど民間関連組織が主体となり行うよう位置づける。それに対して、市は必要なバックアップ機能を担当するなどの補助的な役割に徹する。以上のような点を骨格とする応援・ボランティア受入れ体制を確立する必要がある。</p>	<p>2. 防災施策の大綱</p> <p>(4) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し非常時に備える</p> <p>エ. 応援・ボランティア受入れ体制の確立</p> <p>1995年阪神・淡路大震災は従来の対策に様々な反省点や教訓を残した。国・府への応援要請や自衛隊の派遣要請のあり方もその一つである。突発的で大規模な災害時には情報がほとんど入らず「要請実施」上の要件をほとんど満たすことができない。そのため要請がかなり遅れることとなった。</p> <p>また、日本の風土や日本人の心性にはなじみにくく従来理解されていた「ボランティア」受入れに関するとりきめはほとんど皆無であったため、多くの善意が適切に活用されない場面が少なからずみられた。</p> <p>国・府への応援要請や自衛隊の派遣要請を行う際のルール化にあたっては、震度6弱以上の地震発生時については、死傷者や建物全壊の「数」ではなく、被害の「大」「中」「小」程度によることとし、迅速な要請の実施を第一とする。特に、災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が市単独では困難であり、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、<u>自衛隊法第83条の規定に基づき</u>、早急に府知事に自衛隊の派遣を要請することが必要である。</p> <p>また、ボランティアの受入れ・調整に関する本部機能については、可能な限りボランティアセンターなど民間関連組織が主体となり行うよう位置づける。それに対し</p>

頁	部・節 内容	旧	新
			て、市は必要なバックアップ機能を担当するなどの補助的な役割に徹する。以上のような点を骨格とする応援・ボランティア受入れ体制を確立する必要がある。
23	第1部 総則 第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 組織編制及び危機管理部門の移管（生活産業部→市長公室）の反映	<p>1. 泉佐野市</p> <p>(1) 生活産業部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の総合調整 ・防災会議に係る事務 ・災害対策本部等防災対策組織の整備 ・防災に係る教育、訓練 ・防災関係機関との調整 ・自主防災組織体制の整備 ・被害情報の収集・伝達 ・災害時の配備指令及び本部指令の伝達 ・災害情報の収集並びに報告 ・府内各部との連絡調整 ・災害救助法に関すること ・災害無線通信 ・自衛隊の派遣要請 ・津波対策 ・農林水産関係の被害調査とその復旧計画 ・ため池等の災害予防、警戒と応急修理 ・土地改良区その他関係機関との連絡調整 ・土砂災害の調査とその復旧計画 ・商工業者の被害調査とその復旧計画 ・府及び関係機関の救護物資調査 ・防疫資材及び薬品の確保 ・担当施設の災害予防、応急対策、復旧計画 ・予防衛生 ・遺体の収容・埋葬 ・浸水地帯の防疫 ・し尿塵芥処理 ・仮設トイレの設置及び管理 ・災害による大気、河川、土壤その他の汚染対策 	<p>1. 泉佐野市</p> <p>(1) 市長公室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策の総合調整 ・防災会議に係る事務 ・災害対策本部等防災対策組織の整備 ・防災に係る教育、訓練 ・防災関係機関との調整 ・自主防災組織の統制および活動支援 ・被害情報の収集・伝達 ・災害時の配備指令及び本部指令の伝達 ・災害情報の収集並びに報告 ・府内各部との連絡調整 ・災害救助法に関すること ・災害無線通信 ・自衛隊の派遣要請 ・津波対策 ・所管施設の災害予防、応急対策及び復旧計画 ・所管施設に係る避難所の開設及び管理運営 ・災害予算の編成 ・市の災害復旧資金計画 ・災害応急対策実施状況の取りまとめ ・広報公聴活動 ・災害状況の記録 ・報道関係機関との連絡 ・義援金品、見舞金品の受付、保管並びに受払記録 <p>(2) 生活産業部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産関係の被害調査とその復旧計画 ・ため池等の災害予防、警戒と応急修理 ・土地改良区その他関係機関との連絡調整 ・土砂災害の調査とその復旧計画

頁	部・節 内容	旧	新
		<p>(2) 市長公室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害予算の編成 ・市の災害復旧資金計画 ・災害応急対策実施状況の<u>とりまとめ</u> ・広報公聴活動 ・災害状況の記録 ・報道関係機関との連絡 ・義援金品、見舞金品の受付、保管並びに受払記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者の被害調査とその復旧計画 ・府及び関係機関の救護物資調査 ・防疫資材及び薬品の確保 ・所管施設の災害予防、応急対策、復旧計画 ・予防衛生 ・遺体の収容・埋葬 ・浸水地帯の防疫 ・し尿塵芥処理 ・仮設トイレの設置及び管理 ・災害による大気、河川、土壤その他の汚染対策 ・災害等対策資金の貸付、融資（府の制度）
28	第1部 総則 第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 市立泉佐野病院の地方独立行政法人化に伴う記載の修正	<p>1. 泉佐野市</p> <p>(10) 市立泉佐野病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療体制の整備 	<p>6. 指定公共機関及び指定地方公共機関等</p> <p>(13) 地方独立行政法人 りんくう総合医療センター</p> <p>災害時の医療体制の整備</p>
31	第1部 総則 第7節 計画の修正及び周知徹底 災害対策基本法第42条改正に伴う修正	<p>1. 計画の修正</p> <p>(1) 泉佐野市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。</p> <p>(2) 泉佐野市防災会議は、作成した防災計画修正案について、災害対策基本法第42条第3項の規定により大阪府知事に協議する。</p> <p>(3) 泉佐野市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。</p> <p>(4) 災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。なお、公表の手段として、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知するものとする。</p>	<p>1. 計画の修正</p> <p>(1) 泉佐野市防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。</p> <p>(2) 泉佐野市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定する。</p> <p>(3) 泉佐野市防災会議は、作成した防災計画修正案について、災害対策基本法第42条第3項（平成23年8月改正）の規定により、速やかに府知事に報告するとともに、その要旨を公表する。なお、公表の手段は、市広報紙・ホームページに掲載する等により周知するものとする。</p>

頁	部・節 内容	旧	新
34	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市の防災機能の強化 「大阪府防災都市づくり広域計画」の記載	<p style="text-align: center;">第1節 都市の防災機能の強化</p> <p>市及び関係機関は、建築物の不燃化、防災空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境の整備並びに防災対策の整備を図り、都市の防災化に努めるものとする。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の活用を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。</p> <p>また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 都市の防災機能の強化</p> <p>市及び関係機関は、建築物の不燃化、防災空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境の整備並びに防災対策の整備を図り、都市の防災化に努めるものとする。</p> <p>都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の活用を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用するものとする。</p> <p><u>地震発生時の市街地大火による被害の抑制</u>に関しては、<u>市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備</u>広域避難地の確保など、<u>広域的な都市防災施策</u>に関する<u>都市計画上の方針</u>を示した「<u>大阪府防災都市づくり広域計画</u>」に基づき、<u>都市防災対策を促進する</u>。</p> <p>また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。</p>
34	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市の防災機能の強化 都市公園等の整備に関するマニュアルの記載、および整備目標を修正	<p>1. 防災空間の整備</p> <p>(1) 都市公園等の整備</p> <p>避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備に努める。</p> <p>エ. 整備目標</p> <p>都市公園の整備目標については、次に掲げる建設省の提示する都市公園等整備長期目標（平成7年7月都市計画中央審議会、21世紀初頭における施設として整備すべき緑地の確保目標）を満たすよう公園・緑地の整備を図る。</p> <p>(ア) 住区構成に対して整備すべき住区基幹公園（地区公園等）<u>4.0 m²</u>／人以上</p> <p>(イ) 都市全体として整備すべき都市基幹公園（総合公園等）<u>4.5 m²</u>／人以上</p>	<p>1. 防災空間の整備</p> <p>(1) 都市公園等の整備</p> <p>「<u>防災公園計画・設計ガイドライン</u>」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「<u>大阪府防災公園整備指針</u>」（大阪府都市整備部発行）及び「<u>大阪府防災公園施設整備マニュアル</u>」（大阪府都市整備部公園課）を参考に、避難場所、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備に努める。</p> <p>エ. 整備目標</p> <p>都市公園の整備目標については、次に掲げる都市公園等整備長期目標（泉佐野市緑の基本計画 平成21年3月）を満たすよう公園・緑地の整備を図る。</p> <p>(ア) 住区構成に対して整備すべき住区基幹公園（地区公園等）<u>1.3 m²</u>／人以上</p> <p>(イ) 都市全体として整備すべき都市基幹公園（総合公園等）<u>0.9 m²</u>／人以上</p>
35	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 都市の防	<p>3. 土木構造物の耐震対策の推進</p> <p>市及び関係機関が管理する構造物について、次の方針で耐震対策に努める。</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>ア. 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、「防災</p>	<p>3. 土木構造物の耐震対策の推進</p> <p>市及び関係機関が管理する構造物について、次の方針で耐震対策に努める。</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>ア. 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、「防災</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	災機能の強化 「防災アセスメント」の説明を追加	アセスメント」等の結果から得られる市域の地域的特性や地盤特性や施設構造物の重要度に即した耐震対策に努める。	アセスメント」等の結果から得られる市域の地域的特性や地盤特性や施設構造物の重要度に即した耐震対策に努める。 ※ 防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ定量的に地域の災害危険性を把握・評価することである。
38	第2部 災害予防 対策 第1章 災害に強 いまちづくり 第2節 建築物の 安全強化 「地震防災対策 特別措置法」改 正に伴い、公立 学校等における 耐震に関わる記 載を追加	1. 建築物の耐震・耐火対策の促進 (1) 公共建築物 ア. 公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。特に、耐震性に問題のみられる小・中学校の校舎・体育館について、順次改築又は補強を行う。 イ. 市営住宅について、計画的な建替事業の推進に努めるとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。 ウ. 公共建築物の建築にあたっては、防災上の重要度に応じた耐震・耐火対策を実施する。 エ. 特に耐震・耐火対策を実施しない建築物についても、防災の重要度に応じた次のような対策を図る。 (フ) 既設木造建築物の不燃堅牢化を図る。 (イ) 建築延面積、収容人員等を勘案して、消火用貯水槽等を設置する。 (ウ) 災害時における商業電源使用不能に備え、自家発電設備を設ける。 (エ) 自動火災報知設備、消火栓、避難器具などの警報整備、消火整備、避難整備の整備を図る。	1. 建築物の耐震・耐火対策の促進 (1) 公共建築物 ア. 公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。特に、耐震性に問題のみられる小・中学校の校舎・体育館について、順次改築又は補強を行う。 イ. 市立の幼稚園、小学校、中学校等（公立学校等）における耐震診断結果の公表及び耐震改修の計画的な実施 ウ. 市営住宅について、計画的な建替事業の推進に努めるとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。 エ. 公共建築物の建築にあたっては、防災上の重要度に応じた耐震・耐火対策を実施する。 オ. 特に耐震・耐火対策を実施しない建築物についても、防災の重要度に応じた次のような対策を図る。 (フ) 既設木造建築物の不燃堅牢化を図る。 (イ) 建築延面積、収容人員等を勘案して、消火用貯水槽等を設置する。 (ウ) 災害時における商業電源使用不能に備え、自家発電設備を設ける。 (エ) 自動火災報知設備、消火栓、避難器具などの警報整備、消火整備、避難整備の整備を図る。
40	第2部 災害予防 対策 第1章 災害に強 いまちづくり 第3節 大阪府地 震防災アクション	(記載なし)	第3節 大阪府地震防災アクションプランの推進 大規模地震は、想定される被害が甚大かつ深刻であるため、国、府、市町村、関係機関、事業者、住民等が、様々な対策によって、被害軽減を図ることが肝要である。このため、府では平成18年度に府が行った大規模地震の被害想定調査をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、被害（人的被害・経済被害）を10年間（平成20～29年度）で半減させることなどを目標とする「大阪府地震防災アクションプラン」

頁	部・節 内容	旧	新
	「大阪府地震防災アクションプラン」の記載を追加	プランの推進	<p>ン」(平成21年1月策定)を定め、これに基づき、府の地震防災対策を推進している。</p> <p>よって、市では、大阪府地震防災アクションプランに従い、府との連携の下、より一層の地震防災対策を推進するものとする。</p> <p>1. 大阪府地震防災アクションプランの概要</p> <p>(1) 目標</p> <p>ア. 減災目標</p> <p>今後10年間(平成20~29年度)で府内における地震被害(人的被害・経済被害)を半減させる。</p> <p>イ. 生活支援目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時から、食糧や生活必需物資の確保に努めるとともに、発災時には関係機関と協力し、緊急物資を確実に被災者へ届ける。 ・被災者の状況に応じてきめ細かな支援を実施し、避難生活における安全な環境を確保する。 ・被災者の生活基盤や経済活動の早期回復を支援するとともに、発災後早期に総合的な復興計画を策定し、防災に配慮した安全・安心の新しいまちづくりを進め <p>る。</p> <p>(2) 市における取組</p> <p>府と連携し、以下の施策を推進する。</p> <p>[大阪府地震防災アクションプラン 10の施策の柱]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害応急体制の強化～府の体制整備と広域連携の強化～ (2) 地震に強い都市基盤の整備 (3) 住宅・建築物の耐震化 (4) 災害時医療体制の充実 (5) 地域防災力の向上 (6) 津波対策の推進～津波の死者「ゼロ」を目指して～ (7) 食糧・物資等の確保・供給 (8) 避難生活者に対する支援 (9) 企業防災の支援と帰宅困難者対策 (10) 生活再建の支援と早期の復旧・復興
44	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第5節 水害予防対策の推進	<p>4. 水害防止対策の推進</p> <p>(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保</p> <p>ア. 市は浸水想定区域指定があった場合は、当該浸水区域ごとに泉佐野市地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(ア) 特別警戒水位への到達情報の伝達方法</p> <p>(イ) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p>	<p>4. 水害防止対策の推進</p> <p>(5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保</p> <p>ア. 市は泉佐野市地域防災計画において、浸水想定区域を指定した見出川、佐野川、樅井川及び、今後指定する区域について、当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(ア) 避難判断水位への到達情報の伝達方法</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが有る場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 イ. 市は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう特別警戒水位への到達情報の伝達方法を定めるものとする。 ウ. アの規定により泉佐野市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。 エ. 浸水想定区域の指定があった場合、市は、アの各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。	(ウ) 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが有る場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 イ. 市は、アの(ウ)に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう避難判断水位への到達情報の伝達方法を定めるものとする。 ウ. 浸水想定区域の指定及び変更があった場合、市は、アの各号に掲げる事項を住民に周知させるため、必要があると認められる場合はこれらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。	
45	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第6節 土砂災害予防対策の推進 土砂災害警戒情報の発令基準等に準拠した記載に修正	1. 危険区域の把握と防災体制の整備 (1) 急傾斜地崩壊対策 ウ. 情報連絡及び避難 (ア) 情報の収集及び伝達 市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに、危険区域の状況を的確に把握するために情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備に努める。 (イ) 伝達情報の内容 ・危険区域及びその周辺の降雨量 ・斜面の地表水、湧水、亀裂状況 ・斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況 ・人家等建物の損壊状況 ・住民及び滞留者数 ・その他必要な情報 (ウ) 警戒体制の基準雨量 警戒体制の基準雨量は、降雨量、降雨時間、がけの状況、植生状況、土質等により判断すべきであるが、おおむね次の雨量状況を基準とする。	1. 危険区域の把握と防災体制の整備 (1) 急傾斜地崩壊対策 ウ. 情報連絡及び避難 (ア) 情報の収集及び伝達 市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに、危険区域の状況を的確に把握するために情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備に努める。 (イ) 伝達情報の内容 ・危険区域及びその周辺の降雨量 ・斜面の地表水、湧水、亀裂状況 ・斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況 ・人家等建物の損壊状況 ・住民及び滞留者数 ・その他必要な情報 (ウ) 警戒体制の基準雨量 a. 第1次警戒体制 予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時

頁	部・節 内容	旧	新															
		<p style="text-align: center;"><u>〔警戒体制をとる場合の基準雨量〕</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>前日までの連続雨量が <u>100mm</u>以上あつた場合</th> <th>前日までの連続雨量が <u>40～100mm</u>あつた場合</th> <th>前日までの雨量 がない場合</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>第1警戒体制</u></td> <td><u>当日の日雨量が 50mm</u> をこえたとき</td> <td><u>当日の日雨量が 80mm</u>を こえたとき</td> <td><u>当日の日雨量が 100mm をこえた</u> とき</td> <td>危険区域内に 異常が生じ市 長が必要と認 めた場合</td> </tr> <tr> <td><u>第2警戒体制</u></td> <td><u>当日の日雨量が 50mm</u> をこえ、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めた とき</td> <td><u>当日の日雨量が 80mm</u>を こえ、時間雨量 30mm 程 度の強雨が降り始めた とき</td> <td><u>当日の日雨量が 100mm こえ、時 間雨量 30mm 程 度の強雨が降り</u> 始めたとき</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ただし、降雪、融雪時並びに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。</p> <p>ア. 第1警戒体制においては、危険箇所の警戒巡回、住民等に対する広報を実施する。</p> <p>イ. 第2警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。</p> <p>(イ) <u>避難の勧告及び指示</u> 市は、急傾斜地の崩壊が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに当該危険箇所の住民に対して避難のための立退きを勧告又は指示するものとする。避難勧告及び指示を行った場合、市は警察官、消防団、自治会の責任者（区長等）等の協力を得て、広報車、サイレン等により危険箇所の住民に避難を周知させ、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。</p>		前日までの連続雨量が <u>100mm</u> 以上あつた場合	前日までの連続雨量が <u>40～100mm</u> あつた場合	前日までの雨量 がない場合		<u>第1警戒体制</u>	<u>当日の日雨量が 50mm</u> をこえたとき	<u>当日の日雨量が 80mm</u> を こえたとき	<u>当日の日雨量が 100mm をこえた</u> とき	危険区域内に 異常が生じ市 長が必要と認 めた場合	<u>第2警戒体制</u>	<u>当日の日雨量が 50mm</u> をこえ、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めた とき	<u>当日の日雨量が 80mm</u> を こえ、時間雨量 30mm 程 度の強雨が降り始めた とき	<u>当日の日雨量が 100mm こえ、時 間雨量 30mm 程 度の強雨が降り</u> 始めたとき	〃	<p><u>b. 第2次警戒体制</u></p> <p><u>土砂災害警戒情報を発表時</u></p> <p>(イ) <u>避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報</u> 市は、急傾斜地の崩壊が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに当該危険箇所の住民に対して避難のための<u>避難勧告等</u>（<u>避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報</u>）を行う。<u>避難勧告等</u>を行った場合、市は警察官、消防団、町会・自治会の責任者等の協力を得て、広報車、サイレン等により危険箇所の住民に避難を周知させ、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。</p>
	前日までの連続雨量が <u>100mm</u> 以上あつた場合	前日までの連続雨量が <u>40～100mm</u> あつた場合	前日までの雨量 がない場合															
<u>第1警戒体制</u>	<u>当日の日雨量が 50mm</u> をこえたとき	<u>当日の日雨量が 80mm</u> を こえたとき	<u>当日の日雨量が 100mm をこえた</u> とき	危険区域内に 異常が生じ市 長が必要と認 めた場合														
<u>第2警戒体制</u>	<u>当日の日雨量が 50mm</u> をこえ、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めた とき	<u>当日の日雨量が 80mm</u> を こえ、時間雨量 30mm 程 度の強雨が降り始めた とき	<u>当日の日雨量が 100mm こえ、時 間雨量 30mm 程 度の強雨が降り</u> 始めたとき	〃														
47	<p>第2部 災害予防対策</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第6節 土砂災害予防対策の推進</p> <p>土砂災害警戒区域等の説明の充実と指定箇所の</p>	<p>1. 危険区域の把握と防災体制の整備</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>土砂災害から住民を守るため、土砂災害の恐れのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。市及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知させるよう努める。</p>	<p>1. 危険区域の把握と防災体制の整備</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域等における防災対策</p> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、土砂災害警戒区域等という）は、土砂災害により被害のおそれのある地域において、府が実施する地形、地質、降水及び土地利用状況等に関する基礎調査結果を基に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条・8条」により指定される区域である。</p> <p>土砂災害警戒区域等においては、土砂災害から住民を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。市及び関係機関は、災害情報の収集及び伝達、避難救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。また、警戒区域において円滑</p>															

頁	部・節 内容	旧	新																		
	記載		<p>な警戒避難が行なわれるために必要な事項を住民に周知させるため、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項を記載した印刷物の配布等、必要な措置を講ずる。</p> <p>警戒区域内に主として災害時要援護者が利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。</p> <p>(資料編：3－8、付図3(7))</p>																		
48	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第6節 土砂灾害予防対策の推進 土砂灾害防止法の記載	<p>3. 予防措置の指導</p> <p>災害発生の危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、府及び市は、維持管理の徹底と保安措置の実施について行政指導を行うものとする。</p> <p>法律上の行政指導措置は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>制限行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)</td> <td>地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良地すべりを助長、誘発する行為</td> </tr> <tr> <td>砂防法 (明治30年法律第29号)</td> <td>治水上砂防のための一定の行為</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)</td> <td>水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発する恐れのある行為</td> </tr> </tbody> </table>	法律名	制限行為	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良地すべりを助長、誘発する行為	砂防法 (明治30年法律第29号)	治水上砂防のための一定の行為	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発する恐れのある行為	<p>3. 予防措置の指導</p> <p>災害発生の危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、府及び市は、維持管理の徹底と保安措置の実施について行政指導を行うものとする。</p> <p>法律上の行政指導措置は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>制限行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)</td> <td>地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良地すべりを助長、誘発する行為</td> </tr> <tr> <td>砂防法 (明治30年法律第29号)</td> <td>治水上砂防のための一定の行為</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)</td> <td>水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域等における土建築物の構造の規制 砂防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)</td> <td>特定開発行為に対する許可制 建築物の構造の規制 建築物の移転等の勧告及び支援措置 宅地建物取引における措置</td> </tr> </tbody> </table>	法律名	制限行為	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良地すべりを助長、誘発する行為	砂防法 (明治30年法律第29号)	治水上砂防のための一定の行為	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為	土砂災害警戒区域等における土建築物の構造の規制 砂防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	特定開発行為に対する許可制 建築物の構造の規制 建築物の移転等の勧告及び支援措置 宅地建物取引における措置
法律名	制限行為																				
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良地すべりを助長、誘発する行為																				
砂防法 (明治30年法律第29号)	治水上砂防のための一定の行為																				
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発する恐れのある行為																				
法律名	制限行為																				
地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地下水を誘致し、停滞、増加させる行為 地下水排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 地表水を放流し、停滞させ、浸透を助長する行為 のり切、切土 地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良地すべりを助長、誘発する行為																				
砂防法 (明治30年法律第29号)	治水上砂防のための一定の行為																				
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	水の放流、停滞又は浸透を助長する行為 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造のり切、切土、掘削又は盛土 立木竹の伐採 木竹の滑下又は地引による搬出 土石の採取又は集積 急傾斜地の崩壊を助長、誘発するおそれのある行為																				
土砂災害警戒区域等における土建築物の構造の規制 砂防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	特定開発行為に対する許可制 建築物の構造の規制 建築物の移転等の勧告及び支援措置 宅地建物取引における措置																				
50	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第7節 危険物等	<p>2. 高圧ガス災害予防対策</p> <p>(4) 啓発</p> <p>各種の研修会、講習会を実施するほか、<u>危害予防週間</u>において、高圧ガス大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。</p>	<p>2. 高圧ガス災害予防対策</p> <p>(4) 啓発</p> <p>各種の研修会、講習会を実施するほか、<u>高圧ガス保安活動促進週間</u>において、高圧ガス大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。</p>																		

頁	部・節 内容	旧	新
	災害予防対策の推進 危害予防週間の名称の変更を反映		
52	第2部 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり 第8節 原子力灾害予防対策の推進 府の防災計画の変更内容に合わせて修正	<p>1. 原子力事業所等に係る災害予防対策</p> <p>(1) 原子力事業者の責務</p> <p>ア. 安全確保の責務</p> <p>(ア) 原子力事業者は、自己の原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講ずる。</p> <p>(イ) 原子力事業者は、自己の原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、自己の原子力事業所に起因する周辺の環境放射線監視及び放射線防護など原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講ずる。</p> <p>イ. 原子力事業者防災業務計画の作成等</p> <p>原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び復旧対策その他の原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災計画を原子力事業所ごとに作成する。原子力事業者は、当該計画を作成又は修正しようとする場合は、<u>原災法の規定に基づき、作成または修正しようとする日の60日前までに大阪府及び熊取町に協議する。</u> <u>大阪府は相当の期間を定めて、関係周辺市町である本市の意見を聞く。</u></p> <p>(記載なし)</p> <p>2. 情報の収集・連絡・分析体制等の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>本市は、国、<u>大阪府</u>、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、原子力防災に</p>	<p>1. 原子力事業所等に係る災害予防対策</p> <p>(1) 原子力事業者の責務</p> <p>ア. 安全確保の責務</p> <p>(ア) 原子力事業者は、自己の原子力施設の使用、運転、管理等にあたって、関係諸法令を遵守し、安全管理に万全の措置を講ずる。</p> <p>(イ) 原子力事業者は、自己の原子力事業所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、自己の原子力事業所に起因する周辺の環境放射線監視及び放射線防護など原子力事業所周辺等の安全確保に万全の措置を講ずる。</p> <p><u>(ウ) 事業所内の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防用設備等の整備を図るなど、救出救助及び消火体制の充実に努める。</u></p> <p>イ. 原子力事業者防災業務計画の作成等</p> <p><u>(ア) 原子力事業者は、原災法第7条の規定により、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び復旧対策その他の原子力災害の発生及び拡大の防止、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災計画を原子力事業所ごとに作成する。原子力事業者は、当該計画を作成又は修正しようとする場合は、<u>作成又は修正しようとする日の60日前までに府及び熊取町に協議する。</u></u></p> <p>府は相当の期間を定めて、関係周辺市町である本市の意見を聞く。</p> <p>オ. 救急救助用資機材の整備</p> <p><u>原子力事業者は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るなど、救出救助体制の整備に努める。</u></p> <p>2. 情報の収集・連絡・分析体制等の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>市は、国、府、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、<u>周辺住民等の危険回</u></p>

頁	部・節 内容	旧	新
	<p>関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等を整備する。</p> <p>3. 原子力防災に対する知識の普及と啓発</p> <p>(1) 市民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>本市は、大阪府、原子力事業者及び国などと協力して、住民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のために、次に掲げる事項について普及・啓発活動を実施する。</p> <p>また、教育機関においても、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、その他のいわゆる要援護高齢者・障害者等</u>に十分配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 放射性物質及び放射線の特性に関すること イ. 原子力施設の概要に関すること ウ. 原子力災害とその特性に関すること エ. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること オ. 緊急時に本市や<u>大阪府</u>をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること カ. 避難所に関すること キ. 緊急時にるべき行動及び避難所での行動等に関すること <p>5. 緊急被ばく医療体制等の整備</p> <p>(1) 本市は、大阪府と連携して、国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、日本赤十字大阪府支部、原子力事業者及び(社)泉佐野泉南医師会などと協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品その他医療資機材の整備に努める。</p> <p>(2) 初期被ばく医療を行う泉州救命救急センターは、ふき取り等の簡易な除染や救急措置を行う。</p> <p>(3) 二次被ばく医療を行う独立行政法人国立病院機構大阪医療センターは、シャワー等による全身の除染、汚染創傷の治療を行うとともに、汚染状況及び被ばく線量の測定を行う。</p> <p>(4) 三次被ばく医療を行う場合は、広島大学医学部附属病院に搬送する。</p>	<p><u>避の情報を含め、原子力防災に関する情報を迅速・的確に、かつわかりやすく提供できるよう、情報伝達体制等を整備する。</u></p> <p>3. 原子力防災に対する知識の普及と啓発</p> <p>(1) 市民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>市は、府、原子力事業者及び国などと協力して、住民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のために、次に掲げる事項について普及・啓発活動を実施する。</p> <p>また、教育機関においても、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、<u>災害時要援護者</u>に十分配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 放射性物質及び放射線の特性に関すること イ. 原子力施設の概要に関すること ウ. 原子力災害とその特性に関すること エ. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること オ. 緊急時に市や府をはじめとした防災関係機関及び原子力事業者が講じる対策の内容に関すること カ. 避難所に関すること キ. 緊急時にるべき行動及び避難所での行動等に関すること <p>5. 緊急被ばく医療体制等の整備</p> <p>原子力災害に係る専門的な医療知識、資機材が必要なため、緊急被ばく医療体制及び、市が実施する住民の健康不安対策等への協力体制の整備を図る。</p> <p>(1) 市は、大阪府と連携して、国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、日本赤十字社大阪府支部、原子力事業者及び(社)泉佐野泉南医師会などと協力して、緊急時における迅速かつ的確な医療体制を確保するため、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品その他医療資機材の整備に努める。</p> <p>(2) 初期被ばく医療を行う泉州救命救急センターは、ふき取り等の簡易な除染や救急措置を行う。</p> <p>(3) 二次被ばく医療を行う独立行政法人国立病院機構大阪医療センターは、シャワー等による全身の除染、汚染創傷の治療を行うとともに、汚染状況及び被ばく線量の測定を行う。</p> <p>(4) 三次被ばく医療を行う場合は、広島大学医学部附属病院に搬送する。</p> <p>(5) 市、原子力事業者及び緊急被ばく医療機関は、国や原子力防災関係機関が実施する</p>	

頁	部・節 内容	旧	新												
			<u>研修等に職（所）員を積極的に参加させるなど人材育成に努める。</u>												
58	<p>第2部 災害予防対策</p> <p>第2章 災害応急対策・復旧対策への備え</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>更新した災害時配備体制に基づき内容を修正</p>	<p>1. 中枢組織体制の整備</p> <p>(2) 警戒体制</p> <p>ア. 地震災害警戒体制</p> <p>震度4の地震が発生し、<u>被害のおそれがあるとき、その他助役が必要と認めたとき</u>において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>地震災害警戒体制の長には、<u>助役</u>をあてる。</p> <p>イ. 小規模風水害時体制</p> <p>警報が発令された場合、災害発生のおそれが<u>ほぼ確実化した場合、災害発生のおそれ</u>があるが、時間、規模等の推測が困難な場合、小規模の災害が発生したとき、若しくは発生のおそれがあるときにおいて、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>小規模風水害時体制の長には、<u>助役</u>をあてる。</p>	<p>1. 中枢組織体制の整備</p> <p>(2) 警戒体制</p> <p>警戒体制は、<u>地震や気象に関する各種警報等が発令された場合等、災害予防及び災害応急対策への備えが必要になった場合において設置する。</u>警戒体制の構成は、<u>地震災害（津波情報）及び風水害（雨量情報・河川水位情報・台風の接近情報・高潮情報）の規模や緊急性に応じた対策を実施するために必要な警戒レベル（警戒レベル1～4）の体制とする。</u></p> <p>ア. 地震災害警戒体制（警戒体制：警戒レベル3～4）</p> <p>地震が発生し、<u>大阪府沿岸に津波注意報が発令、その他副市長が必要と認めたとき</u>において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</p> <p>地震災害警戒体制の長には、<u>副市長</u>をあてる。</p> <p>イ. 風水害警戒体制（警戒体制：警戒レベル1～4）</p> <p>市域に各種気象警報が発令された場合、<u>河川水位がはん濫注意水位に達した場合、府域に台風が接近した場合、府域に高潮注意報が発令された場合等において、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。</u></p> <p>風水害警戒体制の長には、<u>警戒レベルに応じて、副市長、市民協働担当理事をあてる。</u></p>												
60	<p>第2部 災害予防対策</p> <p>第2章 災害応急対策・復旧対策への備え</p> <p>第1節 総合的防災体制の整備</p> <p>末広公園の追加開園による共用面積の増加により、応援部隊の</p>	<p>3. 防災拠点の整備</p> <p>(1) 地域防災拠点の整備</p> <p>市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>応援部隊受入れ、活動拠点</td> <td>市内中学校（佐野、新池、第三、日根野、長南）</td> </tr> <tr> <td>備蓄拠点</td> <td>市役所、末広公園及び市内中学校の空教室・倉庫</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>市民総合体育館</td> </tr> </table>	応援部隊受入れ、活動拠点	市内中学校（佐野、新池、第三、日根野、長南）	備蓄拠点	市役所、末広公園及び市内中学校の空教室・倉庫	物資輸送拠点	市民総合体育館	<p>3. 防災拠点の整備</p> <p>(1) 地域防災拠点の整備</p> <p>市域における応援部隊の受入れ及び活動拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。</p> <table border="1"> <tr> <td>応援部隊受入れ、活動拠点</td> <td>末広公園</td> </tr> <tr> <td>備蓄拠点</td> <td>市役所、末広公園</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点</td> <td>市民総合体育館</td> </tr> </table>	応援部隊受入れ、活動拠点	末広公園	備蓄拠点	市役所、末広公園	物資輸送拠点	市民総合体育館
応援部隊受入れ、活動拠点	市内中学校（佐野、新池、第三、日根野、長南）														
備蓄拠点	市役所、末広公園及び市内中学校の空教室・倉庫														
物資輸送拠点	市民総合体育館														
応援部隊受入れ、活動拠点	末広公園														
備蓄拠点	市役所、末広公園														
物資輸送拠点	市民総合体育館														

頁	部・節 内容	旧	新
	受け入れ拠点を 末広公園に集約		
61	第2部 災害予防 対策 第2章 災害応急 対策・復旧対策へ の備え 第1節 総合的防 災体制の整備 緊急地震速報の 記載	<p>5. 防災訓練の実施</p> <p>(3) 防災関係機関等の訓練の実施</p> <p>本市は、<u>大阪府</u>をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者等と連携し、組織動員、避難、通信、消火・救助、医療、ライフライン対応、緊急輸送、消防、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策、原子力災害応急対策、航空機災害対策等の訓練を単独または共同で実施する。</p>	<p>5. 防災訓練の実施</p> <p>(3) 防災関係機関等の訓練の実施</p> <p>市は、府をはじめとする他の防災関係機関及び原子力事業者等と連携し、組織動員、避難、通信、消火・救助・<u>救急</u>、医療、ライフライン対応、緊急輸送、<u>緊急地震速報対応</u>、消防、災害警備、水防、林野火災対策、危険物災害対策、原子力災害応急対策、航空機災害対策等の訓練を単独又は共同で実施する。</p>
62	第2部 災害予防 対策 第2章 災害応急 対策・復旧対策へ の備え 第1節 総合的防 災体制の整備 「緊急消防援助 隊受援計画」の 策定を記載	<p>8. 広域防災体制の整備</p> <p>(1) 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備</p> <p>国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている、「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。</p>	<p>8. 広域防災体制の整備</p> <p>(1) 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備</p> <p>国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、<u>府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」</u>に基づき、「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。<u>(資料編：2-13)</u></p>
62	第2部 災害予防 対策 第2章 災害応急 対策・復旧対策へ の備え 第1節 総合的防 災体制の整備 緊急時における	(記載なし)	<p>10. 緊急時における組織の運営体制の整備</p> <p><u>上町断層帯地震、中央構造線断層帯地震及び東南海・南海地震等の大規模地震が発生した場合、府内全域に被害が及び、市の施設（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが懸念される。</u></p> <p><u>そのような状況においても、住民生活に直結する業務等については、できる限り継続的に実施することが必要であり、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧することが求められる。</u></p> <p>このため、市においては、自らのBCP（業務継続計画）の作成・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	組織の運営体制の記載の充実のため、業務継続計画（BCP）の記載を追加		<p>(1) 泉佐野市BCP（業務継続計画）の作成・運用</p> <p>市は、以下の方針に基づき業務継続を図ることとし、泉佐野市BCPを作成・運用する。</p> <p>ア. 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、泉佐野市地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。</p> <p>イ. 市役所の機能が一部停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。</p> <p>ウ. 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室や電力、通信等にかかる業務資源の確保に努める。</p> <p>※業務継続計画（BCP）</p> <p>業務継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じ、高いレベルでの業務継続を行うために作成する計画。</p>
64	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第2節 情報収集伝達体制の整備 災害時電源喪失への対策を追記	<p>1. 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <p>(2) 整備項目</p> <p>ア. 移動系携帯型、車載型無線機及び固定系無線機の増強 イ. 防災相互信用無線の整備増強 ウ. 有線通信設備(災害時優先扱い電話等)の整備 エ. 地域防災無線システムの構築</p>	<p>1. 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <p>(2) 整備項目</p> <p>ア. 移動系携帯型、車載型無線機及び固定系無線機の増強 イ. 防災相互信用無線の整備増強 ウ. 有線通信設備(災害時優先扱い電話等)の整備 エ. 地域防災無線システムの構築 オ. 無停電電源装置や自家発電機の整備</p>
64	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第2節 情報収集伝達体制の整備	<p>2. 情報収集伝達体制の強化</p> <p>被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。</p> <p>なお、勤務時間外に地震が発生した場合、当直者は必要に応じて<u>生活産業部長（市民生活課危機管理担当参事）</u>に地震関連情報を連絡するとともに、地震灾害警戒体制関係職員等が登庁するまでの間、<u>生活産業部長（市民生活課危機管理担当参事）</u>の指示に従い消防本部、</p>	<p>2. 情報収集伝達体制の強化</p> <p>被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。</p> <p>なお、勤務時間外に地震が発生した場合、当直者は必要に応じて<u>市民協働担当理事（危機管理担当参事）</u>に地震関連情報を連絡するとともに、地震灾害警戒体制関係職員等が登庁するまでの間、<u>市民協働担当理事（危機管理担当参事）</u>の指示に従い消防本部、泉佐野警察署</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	「おおさか防災ネット」活用の推進の記載	泉佐野警察署等の関係機関の協力を得て、情報の収集にあたる。	等の関係機関の協力を得て、情報の収集にあたる。 <u>また、「おおさか防災ネット」による防災情報メール配信機能等を積極的に活用し、気象・地震・津波情報等の伝達体制の強化を図る。</u>
65	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第2節 情報収集伝達体制の整備 災害時要援護者への配慮の記載の充実	<p>3. 災害広報体制の整備</p> <p>災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>(1) 広報体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 広報責任者の選任 イ. 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理 ウ. 広報文案の事前準備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況 (イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ (エ) 要援護高齢者・障害者等への支援の呼びかけ (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況 エ. <u>要援護高齢者・障害者等にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保</u> 	<p>3. 災害広報体制の整備</p> <p>災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。</p> <p>(1) 広報体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 広報責任者の選任 イ. 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理 ウ. 広報文案の事前準備 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地震の規模・津波・余震・気象・海象・水位・放射線量等の状況 (イ) 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ (ウ) 出火防止、初期消火の呼びかけ (エ) <u>災害時要援護者への支援の呼びかけ</u> (オ) 災害応急活動の窓口及び実施状況 エ. <u>災害時要援護者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保</u> オ. <u>「おおさか防災ネット」による防災情報メール配信機能（おおさか防災情報メール）等の活用</u> カ. <u>携帯電話事業者が提供する緊急時メール速報サービス等の活用</u> <p><u>なお、避難勧告等（避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報（要援護者避難情報））の伝達に關しは「泉佐野市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）」に従うものとし、災害時要援護者等避難行動に時間を要する者が避難場所等への安全な避難行動を開始できるよう配慮する。</u></p>
67	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第3節 火災予防対策の推進	<p>1. 建築物等の火災予防</p> <p>(2) 高層建築物</p> <p>建築基準法及び消防法等に基づき、高層建築物の施設・設備等に関し、定期報告制度の活用等により、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。</p>	<p>1. 建築物等の火災予防</p> <p>(2) 高層建築物</p> <p>建築基準法及び消防法等に基づき、高層建築物の施設・設備等に関し、定期報告制度の活用等により、所有者等に対し火災の未然防止について指導する。</p> <p>また、府、市をはじめ関係機関は、消防法改正（平成 19 年 6 月）に伴い、学校、病院、工場、事業場、興行場、ショッピングセンター等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点か</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	平成19年の消防法改正の内容を追加		<p>ら、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。</p>
71	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第4節 消火、救出・救助、救急体制の整備 「大阪府消防広域化推進計画」の策定に伴い、消防の広域化及び消防・救急無線のデジタル化を追加	(記載なし)	<p>6. 広域化及び消防・救急無線のデジタル化 消防の体制の整備及び確立に向け、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、市の広域消防運営計画を作成し、消防の広域化に努める。</p>
78	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備 災害時要援護者及び男女双方の視点へ配慮した記載に修正	<p style="text-align: center;">第7節 避難収容体制の整備</p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 避難収容体制の整備</p> <p>災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。また、災害時要援護者及び男女のニーズの違い等に配慮した避難収容環境整備の充実が図られるよう努める。</p>

頁	部・節 内容	旧	新
78	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備 避難地、避難所等の定義の明文化および避難フローの記載	(記載なし)	<p>1. 避難地、避難所等の定義</p> <p>(1) 避難地</p> <p>ア. 一時避難地</p> <p>地震などの大きな災害の発生時において、災害から身を守るために一時的に避難する場所を一時避難地という。市では、公園やグラウンド等を一時避難地に位置付けており、住民が広域避難地、又は避難所へ移動する中継地点となる場所である。災害発生時には、集団行動で広域避難地、避難所へと避難することにより、避難行動における安全確保、及び効率的な安否確認が可能となる。</p> <p>イ. 広域避難地</p> <p>広域避難地は、地震などの大きな災害の発生時に、大人数が避難するために市が指定した場所をいう。大地震などでは延焼火災が発生することが想定されることから、大火から身を守るために十分な必要な広さを有するオープンスペースを指定している。広域避難地では、市職員等により災害状況に応じた対応が行われる。</p> <p>(2) 避難所</p> <p>避難所は、災害時に居住する地域や住居等が安全に回復又は確保されるまでの間、応急的に生活するために市が指定した場所をいう。本市では学校、体育館、その他公共施設等、居住空間を確保可能な施設を指定している。避難所では、市職員等により災害状況に応じた対応が行われ、避難生活が一定の期間におよぶ災害時には、飲料水・食糧・生活必需品等が配備される。</p> <p style="text-align: center;">図 避難の流れ</p>
79	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備 防災公園に係る	<p>2. 避難地、避難路の選定</p> <p>(1) 火災時の避難地及び避難路の選定 (資料編: 8-1、付図8(1))</p> <p>イ. 広域避難地</p> <p>(イ) 想定される避難者1人当たり概ね1m²以上の避難有効面積を確保できること。</p>	<p>2. 避難地、避難路の選定</p> <p>(1) 火災時の避難地及び避難路の選定 (資料編: 8-1、付図8(1))</p> <p>イ. 広域避難地</p> <p>(イ) 想定される避難者1人当たりおおむね1m²以上の避難有効面積を確保できること。 (「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園について) は、想定される避難者1人当たりおおむね2m²以上の避難有効面積を確保できる</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	基準を追記		こと)
79	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備 津波影響範囲拡大に伴う対策として、津波避難ビルの記載を追加	(記載なし)	<p>2. 避難地、避難路の選定</p> <p>(3) 津波避難ビルの指定等</p> <p><u>市は、津波が到達するおそれのある区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域に対し、津波避難ビルの指定等、一時的に避難可能な場所の確保に努める。</u></p> <p><u>※津波避難ビル</u></p> <p><u>津波が到達するおそれのある区域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避するための施設（人工構造物に限る）をいう。</u></p>
80	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第7節 避難収容体制の整備 避難所における、男女別・災害時要援護者のニーズに関する記載の充実と、福祉避難所の指定を記載	<p>4. 避難所の選定、整備</p> <p>市は、家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。</p> <p>(1) 避難所の選定</p> <p>避難所は、地域に応じた選定を行い、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、要援護高齢者・障害者等が必要な生活支援を受けられる等、安心して避難生活が可能な、二次的な避難施設として福祉避難所を選定する。</p> <p>また、公共宿舎施設、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難収容施設の確保に努める。</p>	<p>4. 避難所の選定、整備</p> <p>市は、家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を選定、整備する。</p> <p>また、災害時要援護者及び男女のニーズの違い等に配慮し、災害時要援護者が使用しやすい設備となっているか、男女別のトイレ・更衣室の用意が可能な施設であるか等の把握を行い、必要に応じて設備の充実を図る。</p> <p>(1) 避難所の選定（資料編：8－2、付図8(2)</p> <p>避難所は、地域に応じた選定を行い、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。</p> <p>さらに、大規模な地震災害等避難生活の長期化が予測される災害において、一般的な避難施設では生活に支障をきたす災害時要援護者等を専門に受入れる施設として福祉避難所を選定する。福祉避難所は、避難所への避難者のうち、健康・身体の状況等の必要に応じて移送する等、二次的な避難施設として位置付ける。</p> <p>また、公共宿舎施設、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難収容施設の確保に努める。</p>
82	第2部 災害予防	2. 食料・生活必需品の確保	2. 食料・生活必需品の確保

頁	部・節 内容	旧	新
	<p>対策</p> <p>第2章 災害応急対策・復旧対策への備え</p> <p>第8節 緊急物資確保体制の整備</p> <p>物資確保のための協定の推進と、燃料確保の記載を追加</p>	<p>市は、府と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。</p>	<p>市は、府と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。</p> <p><u>また、市で行う備蓄については限度があることから、災害時に速やかに物資が調達できるよう、食糧、燃料等、物資の供給協力に関する協定を整備する等、不足分に対しても早急に確保できる体制を確保するよう努める。</u></p>
83	<p>第2部 災害予防対策</p> <p>第2章 災害応急対策・復旧対策への備え</p> <p>第8節 緊急物資確保体制の整備</p> <p>災害時の燃料確保に関する記載を追加</p>	<p>2. 食料・生活必需品の確保</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備</p> <p>危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。</p> <p>ア. できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保</p> <p>イ. 備蓄物資の点検及び更新</p> <p>ウ. 定期的な流通在庫量の調査の実施</p> <p>エ. 供給体制の整備</p> <p>オ. 市内業者との災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定に基づく確保</p>	<p>2. 食料・生活必需品の確保</p> <p>(3) 備蓄・供給体制の整備</p> <p>危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。</p> <p>ア. できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保</p> <p>イ. 備蓄物資の点検及び更新</p> <p>ウ. 定期的な流通在庫量の調査の実施</p> <p>エ. 供給体制の整備</p> <p>オ. 市内業者との災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定に基づく確保</p> <p><u>カ. 燃料販売業者との災害時における燃料（軽油・ガソリン等）の供給協力に関する協定に基づく確保</u></p>
85	<p>第2部 災害予防対策</p> <p>第2章 災害応急対策・復旧対策への備え</p> <p>第9節 ライフライン確保体制の整備</p>	<p>4. ガス（大阪ガス株式会社）</p> <p>(1) 応急復旧体制の強化</p> <p>ア. 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の開発、導入を図る。</p> <p>イ. 緊急時ガス供給停止システムの強化を図る。</p> <p>(ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区的供給停止の迅速化を図る。</p> <p>(イ) 基準値以上の揺れを感じると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。</p>	<p>4. ガス（大阪ガス株式会社）</p> <p>(1) 応急復旧体制の強化</p> <p>ア. 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区的供給停止判断の迅速化を図る。</p> <p>イ. 緊急時ガス供給停止システムの強化を図る。</p> <p>(ア) 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区的供給停止の迅速化を図る。</p> <p>(イ) 基準値以上の揺れを感じると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	ライフラインに 関する企業の防 災対策の充実 (府の計画に基 づき修正)	<p>ウ. 導管網ブロックの維持管理を図る。</p> <p>エ. 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。</p> <p>オ. 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。</p> <p>カ. ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。</p> <p>キ. 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。</p>	<p>ウ. <u>被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。</u></p> <p>エ. 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。</p> <p>オ. 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。</p> <p>カ. ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。</p> <p>キ. 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。</p>
86	第2部 災害予防 対策 第2章 災害応急 対策・復旧対策へ の備え 第9節 ライフラ イン確保体制の整 備 電気通信会社に KDDI を追加 し、内容を更新 (府の計画に基 づき修正)	<p>5. 電気通信（西日本電信電話株式会社）</p> <p>災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。</p> <p>(1) 応急復旧体制の強化</p> <p>広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、<u>関連事業者等を含めた全国的規模による応援体制を編成し、応急復旧用資機材の確保と輸送体制を確立し、運用する。</u></p> <p>(2) 災害対策用資機材の整備、点検</p> <p>ア. <u>復旧用資機材の確保に努め、機器並びに車両等を分散配備する。</u></p> <p>イ. <u>資機材の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。</u></p> <p>ウ. <u>災害対策用資機材について、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行う。</u></p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p><u>情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。</u></p> <p>(ア) 災害予報及び警報の伝達</p> <p>(イ) 非常招集</p> <p>(ウ) 災害時における通信疎通確保</p> <p>(エ) 各種災害対策機器の操作</p> <p>(オ) 電気通信設備等の災害応急復旧</p> <p>(カ) 消防及び水防</p> <p>(キ) 避難及び救護</p> <p>(4) 協力応援体制の整備</p>	<p>5. 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社））</p> <p>災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。</p> <p>(1) 応急復旧体制の強化</p> <p>広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、<u>必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。</u></p> <p>(2) 災害対策用資機材の整備、点検</p> <p>ア. <u>災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。</u></p> <p>イ. <u>災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。</u></p> <p>ウ. <u>災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</u></p> <p>エ. <u>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</u></p> <p>オ. <u>非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。</u></p> <p>(3) 防災訓練の実施</p>

頁	部・節 内容	旧	新
		<p><u>他のライフライン事業者と協調し、防災対策に努めるほか、関連事業者と要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。</u></p> <p>(5) 発災時の優先回線の確保</p>	<p>ア. 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>(イ) 災害予報及び警報の伝達</p> <p>(ロ) 非常招集</p> <p>(ハ) 災害時における通信疎通確保</p> <p>(タ) 各種災害対策機器の操作</p> <p>(オ) 電気通信設備等の災害応急復旧</p> <p>(カ) 消防及び水防</p> <p>(キ) 避難及び救護</p> <p>イ. 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。</p> <p>(4) 協力応援体制の整備</p> <p>ア. 他の事業者との協調</p> <p>電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。</p> <p>イ. グループ会社との協調</p> <p>グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。</p> <p>(5) 発災時の優先回線の確保</p> <p>災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期すため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。</p>
89	第2部 災害予防対策 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	<p>第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>市は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める第<u>2</u>次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。</p> <p>1. 対象地区 市全体</p> <p>2. 計画期間 平成<u>13</u>年度を初年度とする5か年</p> <p>3. 計画対象事業</p>	<p>第12節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>市は、府の策定した地震防災対策特別措置法に定める第<u>4</u>次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進を図る。</p> <p>1. 対象地区 市全体</p> <p>2. 計画期間 平成<u>23</u>年度を初年度とする5か年</p> <p>3. 計画対象事業</p> <p>ア. 避難地</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	最新の地震防災 緊急事業五箇年 計画に基づき内 容を修正	<p>(1) 消防用施設 <u>耐震性貯水槽、大型高所放水車</u></p> <p>(2) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの <u>小中学校の改築及び補強</u></p>	<p>イ. 避難路 ウ. 消防用施設 エ. 消防活動が困難である区域の解消に資する道路 オ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、又 は漁港施設 カ. 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設 キ. 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要す るもの ク. 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの ケ. 市立幼稚園、小学校、及び中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの コ. キ～ケまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち 地震防災上補強を要するもの サ. 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保 するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設 シ. 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施 設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必 要なもの ス. 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設 セ. 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝 達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備 ソ. 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するため 必要な貯水槽、水泳プール、その他の施設又は設備 タ. 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫 チ. 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な 措置に必要な設備又は資機材 ツ. 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策 テ. ア～テに掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定 めるもの</p>
91	第2部 災害予 防対策 第3章 地域防 災力の向上 第1節 防災意 識の高揚	<p>1. 防災知識の普及啓発 市は、市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動 を行うよう防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>ア. 災害等の知識 (ア) 災害の態様や危険性</p>	<p>1. 防災知識の普及啓発 市は、市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動 を行うよう防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>(1) 普及啓発の内容</p> <p>ア. 災害等の知識 (ア) 災害の態様や危険性</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	防災知識の普及啓発として、緊急地震速報、避難勧告等を追記	<p>(イ) 各関係機関の防災体制及び講ずる措置</p> <p>(ウ) 地域の危険場所</p> <p>(エ) 放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>(オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>イ. 災害への備え</p> <p>(ア) 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄</p> <p>(イ) 非常持ち出し品の準備</p> <p>(ウ) 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策</p> <p>(エ) 避難場所、家族との連絡方法等の確認</p> <p>(オ) 自主防災組織活動、救出訓練など防災活動への参加</p> <p>(カ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>ウ. 災害時の行動</p> <p>(ア) 身の安全の確保方法、初期消火、救出救護、心肺蘇生法、応急手当の方法</p> <p>(イ) 情報の入手方法</p> <p>(ウ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</p> <p>(エ) <u>要援護高齢者・障害者等への支援</u></p> <p>(オ) 避難生活に関する知識</p>	<p>(イ) 各関係機関の防災体制及び講ずる措置</p> <p>(ウ) 地域の危険場所</p> <p>(エ) 放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>(オ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>イ. 災害への備え</p> <p>(ア) 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄</p> <p>(イ) 非常持ち出し品の準備</p> <p>(ウ) 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策</p> <p>(エ) 避難場所、家族との連絡方法等の確認</p> <p>(オ) 自主防災組織活動、救出訓練など防災活動への参加</p> <p>(カ) 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性</p> <p>ウ. 災害時の行動</p> <p>(ア) 身の安全の確保方法、初期消火、救出救護、心肺蘇生法、応急手当の方法</p> <p>(イ) 情報の入手方法</p> <p>(ウ) <u>緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動</u></p> <p>(エ) <u>避難勧告等（避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報）が発令された場合に具体的にとるべき行動</u></p> <p>(オ) 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項</p> <p>(カ) <u>災害時要援護者への支援</u></p> <p>(キ) <u>避難生活に関する知識</u></p> <p>(ク) <u>心肺蘇生法、応急手当の方法</u></p>
93	第2部 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 防災教育に灾害	<p>2. 住民等に対する教育</p> <p>市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育、啓発を実施するものとする。</p> <p>防災教育、啓発は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>なお、その教育、啓発方法として、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育、啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>(3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上と</p>	<p>2. 住民等に対する教育</p> <p>市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育、啓発を実施するものとする。</p> <p>防災教育、啓発は、地域の実態に応じて行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p>なお、その教育、啓発方法として、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育、啓発を行うものとする。</p> <p>(1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</p> <p>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</p> <p>(3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上と</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	時要援護者、男女のニーズの把握に関する記載を追加	<p>るべき行動に関する知識</p> <p>(4) 正確な情報入手の方法</p> <p>(5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容</p> <p>(6) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識</p> <p>(7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p> <p>(8) 避難生活に関する知識</p> <p>(9) <u>平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ロック扉の倒壊防止等の家庭内対策の内容</u></p> <p>(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p>	<p>るべき行動に関する知識</p> <p>(4) 正確な情報入手の方法</p> <p>(5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</p> <p>(6) 各地域における土砂災害危険箇所等に関する知識</p> <p>(7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識</p> <p>(8) 避難生活に関する知識</p> <p>(9) <u>災害時要援護者への配慮や、男女のニーズの違いに着目した災害対応に関する知識</u></p> <p>(10) <u>平常時住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ロック扉の倒壊防止等の家庭内対策の内容</u></p> <p>(11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p>
95	第2部 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第3節 自主防災体制の整備 防災基本計画の改正に伴い、自主防災組織への女性参画を記載	<p>1. 自主防災組織の育成</p> <p>平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。</p> <p>(1) 活動内容</p> <p>ア. 平常時の活動</p> <p>(ア) 防災に対する心構えの普及啓発(ミニコミ誌発行、講習会の開催など)</p> <p>(イ) 災害発生の未然防止(消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や扉の耐震診断など)</p> <p>(ウ) 災害発生への備え(要援護高齢者・障害者等の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)</p> <p>(エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など)</p> <p>イ. 災害時の活動</p> <p>(ア) 避難誘導(安否確認、集団避難、<u>要援護高齢者・障害者等</u>への援助など)</p> <p>(イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)</p> <p>(ウ) 初期消火(消火器や可搬式ポンプによる消火など)</p> <p>(エ) 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など)</p>	<p>1. 自主防災組織の育成</p> <p>平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の<u>結成</u>及び<u>育成</u>に努める。</p> <p><u>一方、災害時には男女双方からの視点に立ったニーズの把握が必要である。例えば避難所生活時には、男女別のトイレ・更衣室の設置、プライバシーの確保、妊婦・産婦への配慮等が必要である。これらに対応するため、自主防災組織の結成・育成においては、女性の参画の促進に努める。</u></p> <p>(1) 活動内容</p> <p>ア. 平常時の活動</p> <p>(ア) 防災に対する心構えの普及啓発(ミニコミ誌発行、講習会の開催など)</p> <p>(イ) 災害発生の未然防止(消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や扉の耐震診断など)</p> <p>(ウ) 災害発生への備え(<u>災害時要援護者</u>の把握、避難地・避難路・避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理など)</p> <p>(エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置・炊き出し訓練など)</p> <p>イ. 災害時の活動</p> <p>(ア) 避難誘導(安否確認、集団避難、<u>災害時要援護者</u>への援助など)</p> <p>(イ) 救出救護(救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など)</p> <p>(ウ) 初期消火(消火器や可搬式ポンプによる消火など)</p> <p>(エ) 情報伝達(地域内の被害情報や避難状況の市町村への伝達、救援情報などの住民への周知など)</p>

頁	部・節 内容	旧	新
		<p>(オ) 物資分配(物資の運搬、給食、分配)</p> <p>(2) 育成方法</p> <p>地域の実情に応じた自主防災組織の育成に<u>努める。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 自主防災組織の必要性の啓発 イ. 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施) ウ. 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催) エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施 オ. 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援 カ. 防災訓練の実施 	<p>(オ) 物資分配(物資の運搬、給食、分配)</p> <p>(2) 育成方法</p> <p>地域の実情に応じた自主防災組織の<u>結成及び育成に係る下記の取組みを行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 自主防災組織の必要性の啓発 イ. 地域住民組織に対する情報提供(研修会等の実施) ウ. 防災リーダーの育成(養成講習会等の開催) エ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施 オ. 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援 カ. 防災訓練の実施 キ. 女性の自主防災組織への参画促進
96	第2部 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第3節 自主防災体制の整備 事業所の事業継続計画（B C P）策定の推進に関する記載を追加	<p>2. 事業所による自主防災体制の整備</p> <p>市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。</p> <p>(1) 啓発の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 平常時の活動 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など） (イ) 災害発生の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など) (ウ) 災害発生への備え(飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、非難方法等の確認など) (エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など) (オ) 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、<u>自主防災組織</u>との協力) <p>(2) 啓発の方法</p> <p>事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 広報紙（誌）などを活用した啓発 イ. 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催） ウ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施 エ. 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言 	<p>2. 事業所による自主防災体制の整備</p> <p>市は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。<u>また、事業所の事業継続計画（B C P）策定について啓発を行うとともに、必要な支援を行う。</u></p> <p>(1) 啓発の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 平常時の活動 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など） (イ) 災害発生の未然防止(社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など) (ウ) 災害発生への備え(飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、非難方法等の確認など) (エ) 災害発生時の活動の習得(情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など) (オ) 地域活動への貢献(防災訓練など地域活動への参加、<u>町会・自治会（自主防災組織を含む）</u>との協力) (カ) 事業継続計画（B C P）の策定 <p>(2) 啓発の方法</p> <p>事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 広報紙（誌）などを活用した啓発 イ. 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催） ウ. 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施 エ. 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

頁	部・節 内容	旧	新
			<p>(3) 事業所の事業継続計画策定の推進</p> <p>事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて、事前に計画を定めておく必要がある。</p> <p>このため、事業者はそのマネジメントのための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。</p> <p>市は、こうした事業者の事業継続計画（B C P）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。</p>
98	第3章 地域防災 力の向上 第4節 ボランティアの活動環境の整備 ボランティア環境の整備における泉佐野市社会福祉協議会の役割の明確化および記載の充実	<p>1. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する (2) ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティアで組織する調整機関の自主性を尊重する (3) 市は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う <p>2. 平常時の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に迅速に、ボランティア調整機関が機能し、自主的に活動できるようにするためにには、平常時から泉佐野市社会福祉協議会ボランティアセンター等のボランティア組織と連携し、災害時にボランティア調整機関が円滑に組織化されるようにボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるよう市民意識の高揚を図る。 (2) 災害時には、市とボランティアとが相互に協調しあえることが必要であり、ボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織 イ. 住民組織 ウ. 他のボランティア組織（市外） エ. 企業労働団体 オ. 学校 	<p>1. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市は、ボランティアの自主性を尊重する (2) 市は、一般ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の決定については泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンターの自主性を尊重する (3) 市は、一般ボランティアについては泉佐野市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う <p>2. 平常時の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に迅速に、泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンターが機能し、自主的に活動できるようにするためにには、平常時から泉佐野市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図るとともに、「泉佐野市草の根防災訓練」等を通じ、ボランティア活動が活発に行われるよう市民意識の高揚を図る。 (2) 災害時には、市とボランティアとが相互に協調しあえることが必要であり、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織 イ. 住民組織 ウ. 他のボランティア組織（市外） エ. 企業労働団体 オ. 学校

頁	部・節 内容	旧	新
		<p>オ. 学校 カ. 一般ボランティア (3) 災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録の促進を図る。 (4) ボランティア調整機関の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。</p> <p>3. ボランティア活動への支援 災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備に努める。 市は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を、<u>斡旋</u>若しくは提供できるように努める。</p>	<p>カ. 一般ボランティア (3) 災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録の促進を図る。 (4) ボランティア調整機関の中核を担えるコーディネーターの養成に努める。</p> <p>3. ボランティア活動への支援 災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、<u>泉佐野市社会福祉協議会災害ボランティアセンター</u>等について、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに<u>情報提供や活動しやすい環境づくり</u>等の条件整備に努める。 市は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を、<u>あっせん</u>若しくは提供できるように努める。</p>
99	第2部 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第5節 要援護高齢者・障害者等災害時要援護者への配慮 府計画及び「災害時要援護者避難支援計画」に合わせて災害時要援護者に関する記載を追加	<p>第5節 要援護高齢者・障害者等への配慮</p> <p>被害を受けやすく配慮を要する人に関する防災対策は、市におけるまちづくりや福祉計画とも深く関連があることに留意し、総合的な取組みを行うものとする。</p> <p>1. 被害を受けやすく配慮を要する人の位置づけ 被害を受けやすく配慮を要する人とは、<u>乳幼児</u>、<u>身体障害者</u>、<u>知的障害者</u>、<u>精神障害者</u>、<u>病人</u>、<u>高齢者</u>（独居、寝たきり等）、<u>妊娠婦</u>、<u>外国人</u>や<u>旅行者</u>が含まれる。これらの人々は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい。 高齢化の進展や外国人の増加等から、地域において被害を受けやすく配慮を要する人が増加していることを十分認識し、対策を行うものとする。</p> <p>2. 被害を受けやすく配慮を要する人に関する防災対策 被害を受けやすく配慮を要する人を安全に避難誘導するためには、平常時からこれらの人々の把握に努めるとともに、避難生活における対応方法を定めておくものとする。</p> <p>(1) 平常時の準備及び広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 地域内の<u>被害を受けやすく配慮を要する人</u>の把握については、プライバシーの配慮に努める。 イ. 災害時に備え、平常時より地域コミュニティを育成し、コミュニティ内での被害を受けやすく配慮を要する人への支援を図る体制を確立する。 	<p>第5節 災害時要援護者への配慮</p> <p>被害を受けやすく配慮を要する<u>災害時要援護者</u>等に関する防災対策は、市におけるまちづくりや福祉計画とも深く関連があることに留意し、総合的な取組みを行うものとする。</p> <p>1. 被害を受けやすく配慮を要する人（災害時要援護者）の位置づけ 被害を受けやすく配慮を要する人（災害時要援護者）とは、<u>高齢者</u>、<u>障害者</u>、<u>外国人</u>、<u>乳幼児</u>、<u>妊婦</u>等が含まれる。これらの人々は、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な行動、及び生活の確保等をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい。 高齢化の進展や外国人の増加等から、地域において被害を受けやすく配慮を要する人が増加していることを十分認識し、対策を行うものとする。</p> <p>2. 災害時要援護者に関する防災対策 災害時要援護者を安全に避難誘導するためには、平常時からこれらの人々の把握に努めるとともに、避難生活における対応方法を定めておくものとする。 なお、市では災害に対する災害時要援護者への配慮について定めた「泉佐野市災害時要援護者避難支援計画（平成23年3月31日）」を作成しており、これに沿った支援を行う。</p> <p>(1) 平常時の準備及び広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 地域内の<u>災害時要援護者</u>の把握については、プライバシーの配慮に努める。 イ. 災害時に備え、平常時より地域コミュニティを育成し、コミュニティ内での被害を受けやすく配慮を要する人への支援を図る体制を確立する。

頁	部・節 内容	旧	新
		<p>ウ. プライバシーには十分配慮しながら、災害時支援者リスト等の作成努める。</p> <p>エ. <u>自主防災組織</u>において、<u>被害を受けやすく配慮を要する人</u>ための支援体制を確立する。</p> <p>オ. 防災意識と避難情報などの提供を徹底する。なお、避難準備情報等の判断基準について事前に定め、災害時に発令するよう努める。</p> <p>カ. 避難情報提供手段を確保し、<u>被害を受けやすく配慮を要する人</u>に対する次のような防災用具などの整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置、自動消火器、誘導標識、防災マップ、ファクシミリ網の整備 <p>キ. 避難訓練の際には、<u>被害を受けやすく配慮を要する人</u>の参加を呼びかける。</p> <p>また、避難誘導訓練において、実際に障害者救出などの訓練を実施する。</p> <p>ク. 市内の福祉施設については、地震に備えて建物の耐震構造化の推進を図る</p>	<p>ウ. プライバシーには十分配慮しながら、災害時支援者リスト等の作成<u>等情報把握に努める</u>。また、<u>把握した情報について、個人情報保護法令等との整合を確保しつつ、関係機関において共有するよう努める</u>。</p> <p>エ. <u>町会・自治会（自主防災組織を含む）</u>において、<u>災害時要援護者のための支援体制を確立する</u>。</p> <p>オ. 防災意識と避難情報などの提供を徹底する。なお、避難準備情報等の判断基準について事前に定め、<u>災害時の具体的な伝達方法等について定める</u>よう努める。</p> <p>カ. 避難情報提供手段を確保し、<u>災害時要援護者</u>に対する次のような防災用具などの整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置、自動消火器、誘導標識、防災マップ、ファクシミリ網の整備 <p>キ. 避難訓練の際には、<u>災害時要援護者の参加を呼びかける</u>。</p> <p>また、避難誘導訓練において、実際に障害者救出などの訓練を実施する。</p> <p>ク. 市内の福祉施設については、<u>地震に備えて建物の耐震構造化の推進を図るとともに、災害の発生又は被害のおそれがある区域との位置関係を把握し、災害時に必要な情報（避難準備情報等）が確実に伝達される</u>よう対策を講ずる。</p> <p>ケ. 災害時に災害時要援護者の安否確認等を円滑に行うため、<u>災害時安否確認制度等の活用について広く周知する</u>。また、<u>災害時要援護者、及び避難支援者へ迅速な情報伝達が図れるよう、おおさか防災情報メールへの登録を促す</u>よう努める。</p> <p>コ. 福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡をとるとともに、<u>福祉サービスの継続に必要な体制を確立する</u>。</p>
100	第2部 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上 第6節 帰宅困難者支援体制の整備 帰宅困難者支援体制の整備に関する	(記載なし)	<p>第6節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p><u>市の市街地では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により交通機能が停止した場合、速やかに帰宅できない帰宅困難者が多数発生することが予想される。</u></p> <p><u>このため、市は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒步帰宅支援等について、府、及び民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める。</u></p> <p>1. 徒歩帰宅者への支援</p> <p><u>市は、大規模地震等により徒步帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。</u></p> <p>なお、府では、給油取扱所（大阪府石油商業組合）、及び、コンビニエンスストア・外食事</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	する記載を追加		<p>業者（関西広域機構と協定を締結し支援可能とされた店舗）と、次に示す協定を進めていることから、市は、府、及びこれら民間事業者等と連携し、帰宅困難者の支援に努める。</p> <p>ア. 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供</p> <p>イ. 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供</p> <p>また、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、徒步帰宅を支援する環境整備など、ソフト・ハードにわたる取組みを国、府、近隣市町村等とも連携しながら進める。</p> <p>2. 徒歩帰宅が困難な人への支援</p> <p>大規模地震等が発生した場合に、自宅までの距離が著しく長く、徒步による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、こうした帰宅困難者の行動について啓発に努めるとともに、民間事業者等の協力を得ながら、必要な環境整備を進めるよう努める。</p>

【第2編 地震災害応急対策・復旧対策編】

頁	部・節 内容	旧	新
104	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第1節 組織動員 更新した災害時 配備体制に基づ き内容を修正	<p>1. 災害時の配備体制の概要</p> <p>市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、市に「泉佐野市災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。</p> <p>市域に、震度 <u>5弱以上</u>の地震が発生したとき、には、市域に大規模な被害が生じるものと想定し、自動的に災害対策本部を設置（C号配備）するものとする。特に、休日、夜間等勤務時間外に震度 <u>5弱以上</u>の地震が発生したときは、参集指令を待つことなく、自動的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。震度は、気象庁が発表する「大阪府南部」または「泉佐野市」の震度による。</p> <p><u>また、市域に震度4の地震が発生したときには、自動的に地震災害警戒体制（A号配備）をとるものとする。</u>特に、勤務時間外に震度4の地震が発生したときは、参集指令を待つことなく自主参集する。</p> <p>その他津波予報の発表等があり、必要があると認めるときは、地震災害警戒体制をとり、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制をとる。</p>	<p>1. 災害時の配備体制の概要</p> <p>市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、市に「泉佐野市災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。</p> <p>市域に、震度 <u>4以上</u>の地震が発生したとき、<u>又は大阪府沿岸に津波警報が発令されたとき</u>には、市域に大規模な被害が生じるものと想定し、自動的に災害対策本部を設置するものとする。特に、休日、夜間等勤務時間外に震度 <u>4以上</u>の地震の発生や津波警報の発令があるときは、参集指令を待つことなく、自動的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。震度は、気象庁が発表する「大阪府南部」<u>又は「泉佐野市」</u>の震度による。</p> <p><u>地震発生時における災害対策本部体制は、「災害対策A号配備：震度4、又は津波警報の発令」、「災害対策B号配備：震度5弱・5強、又は大津波警報の発令」、「災害対策C号配備：震度6弱以上」とし、災害の規模に応じた体制を配備する。</u></p> <p>その他津波注意報の発表等があり、必要があると認めるときは、地震災害警戒体制（警戒レベル3）をとり、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制をとる。</p>

表 災害配備体制表

警戒体制	警戒レベル1	指揮者；市民協働担当理事 配備員：市民協働課危機管理担当参事
	警戒レベル2	指揮者；市民協働担当理事 配備員：市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、市民協働課、政策推進課長、行財政管理課長、総務課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、上下水道総務課長、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員
	警戒レベル3	指揮者；副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、学校教育部長、社会教育部長、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
	警戒レベル4	指揮者；副市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
災害対策本部体制	災害対策A号配備	《警戒レベル4配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める最小限の人員
	災害対策B号配備	《災害対策A号配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める人員
	災害対策C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員

頁	部・節 内容	旧	新																														
			<p>※ 大規模災害が勤務時間外に発生した場合には、交通機能の麻痺等により速やかな登庁が困難となる職員が発生する。従って「各所属長が必要と認める人員」は、各職員の登庁手段等を考慮し人選する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表 災害配備体制動員の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">災害配備体制</th> <th colspan="2">地震災害</th> </tr> <tr> <th>地震による基準</th> <th>津波による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>警戒レベル 1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒レベル 2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒レベル 3</td> <td>大阪府沿岸に津波注意報が発令</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒レベル 4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>災害対策 A 号配備</td> <td>市域に震度 4 の地震発生</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害対策 B 号配備</td> <td>市域に震度 5 弱・5 強の地震発生</td> </tr> <tr> <td></td> <td>災害対策 C 号配備</td> <td>市域に震度 6 弱以上の地震発生</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td>上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めたときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。 関係部局：市民協働課、上下水道総務課、下水道整備課、農林水産課、政策推進課、行財政管理課、消防本部</td> <td>警戒レベル 3 は関係部局のみとする。 上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めたときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。 関係部局：市民協働課、上下水道総務課、下水道整備課、農林水産課、政策推進課、行財政管理課、消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	災害配備体制	地震災害		地震による基準	津波による基準	警戒体制	警戒レベル 1	—		警戒レベル 2	—		警戒レベル 3	大阪府沿岸に津波注意報が発令		警戒レベル 4	—	災害対策本部体制	災害対策 A 号配備	市域に震度 4 の地震発生		災害対策 B 号配備	市域に震度 5 弱・5 強の地震発生		災害対策 C 号配備	市域に震度 6 弱以上の地震発生	備考		上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めたときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。 関係部局：市民協働課、上下水道総務課、下水道整備課、農林水産課、政策推進課、行財政管理課、消防本部	警戒レベル 3 は関係部局のみとする。 上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めたときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。 関係部局：市民協働課、上下水道総務課、下水道整備課、農林水産課、政策推進課、行財政管理課、消防本部
災害配備体制	地震災害																																
	地震による基準	津波による基準																															
警戒体制	警戒レベル 1	—																															
	警戒レベル 2	—																															
	警戒レベル 3	大阪府沿岸に津波注意報が発令																															
	警戒レベル 4	—																															
災害対策本部体制	災害対策 A 号配備	市域に震度 4 の地震発生																															
	災害対策 B 号配備	市域に震度 5 弱・5 強の地震発生																															
	災害対策 C 号配備	市域に震度 6 弱以上の地震発生																															
備考		上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めたときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。 関係部局：市民協働課、上下水道総務課、下水道整備課、農林水産課、政策推進課、行財政管理課、消防本部	警戒レベル 3 は関係部局のみとする。 上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めたときは、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。 関係部局：市民協働課、上下水道総務課、下水道整備課、農林水産課、政策推進課、行財政管理課、消防本部																														
106	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の活動 第1節 組織動員 市役所が被災した場合の代替施設を新たに指定	(記載なし)	<p>2. 災害対策本部</p> <p>(3) 災害対策本部の代替機能の確保</p> <p>市役所の被災等により市役所内に災害対策本部が設置できない場合は、次に示す施設等に災害対策本部を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泉佐野市消防本部 泉佐野市りんくう消防署</td> <td>泉佐野市りんくう往来北 1-20</td> </tr> <tr> <td>未広備蓄倉庫</td> <td>泉佐野市新安松 1 丁目 1-23</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	泉佐野市消防本部 泉佐野市りんくう消防署	泉佐野市りんくう往来北 1-20	未広備蓄倉庫	泉佐野市新安松 1 丁目 1-23																								
施設名	所在地																																
泉佐野市消防本部 泉佐野市りんくう消防署	泉佐野市りんくう往来北 1-20																																
未広備蓄倉庫	泉佐野市新安松 1 丁目 1-23																																
107	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の	<p>2. 災害対策本部</p> <p>(8) 本部長の代理</p> <p>市長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、助役（危機管理担当）、助役、</p>	<p>2. 災害対策本部</p> <p>(8) 本部長の代理</p> <p>市長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、教育長の順とする。</p>																														

頁	部・節 内容	旧	新
	活動 第1節 組織動員 市立泉佐野病院 の地方独立行政 法人化に伴い本 部長の代理に関 する記載を修正	収入役、教育長、病院事業管理者の順とする。	
108	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第1節 組織動員 更新した災害時配 備体制に基づき内 容を修正	<p>3. 地震災害警戒体制</p> <p>災害対策本部を設置する前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で、<u>助役</u>が必要と認めたときは、地震災害警戒体制の配備を行い、災害情報の収集・伝達等災害時の警戒体制の確立を図る。特に、<u>市域に震度4の地震が発生した場合は、自動的に地震災害警戒体制の配備を行う。</u></p> <p>(1) 地震災害警戒体制の配備基準</p> <p>地震災害警戒体制は、次の場合に配備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>震度4の地震が発生したとき。</u> イ. その他<u>助役</u>が必要と認めたとき。 <p>(2) 解除基準</p> <p>地震災害警戒体制は、次の場合に解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 災害対策本部が設置されたとき。 イ. 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。 ウ. 災害の発生するおそれがなくなったとき。 エ. <u>助役</u>が適当と認めたとき。 <p>地震災害警戒体制における配備体制は、<u>災害対策本部A号配備</u>を基に編成する。災害の規模、態様等に応じて各班長は所属職員の数を増減する事ができ、他部局からの応援派遣を求めるものとする。</p> <p>(3) 勤務時間外の体制確立</p> <p>勤務時間外に地震が発生した場合、配備基準に基づく警戒体制の確立は次のように行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>生活産業部長</u>（不在の場合は危機管理担当参事）は、当直者（<u>守衛</u>）、消防本部、泉佐野警察署等から情報を収集して地震による被害の程度を把握し、<u>助役</u>等に連絡し協議する。 	<p>3. 地震災害警戒体制</p> <p>災害対策本部を設置する前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で、<u>副市長</u>が必要と認めたときは、地震災害警戒体制の配備を行い、災害情報の収集・伝達等災害時の警戒体制の確立を図る。特に、<u>大阪府沿岸に津波注意報が発令された場合は、自動的に地震災害警戒体制の配備を行う。</u></p> <p>(1) 地震災害警戒体制の配備基準</p> <p>地震災害警戒体制は、次の場合に配備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>大阪府沿岸に津波注意報が発令されたとき。</u> イ. その他<u>副市長</u>が必要と認めたとき。 <p>(2) 解除基準</p> <p>地震災害警戒体制は、次の場合に解除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 災害対策本部が設置されたとき。 イ. 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。 ウ. 災害の発生するおそれがなくなったとき。 エ. その他、<u>副市長</u>が適当と認めたとき。 <p>(3) 配備体制</p> <p>地震災害警戒体制における配備体制は、<u>警戒対応時組織編制表（資料編：1-4）</u>を基に編成し、<u>班構成及び事務分掌</u>については（資料編1-5）のとおりとする。<u>なお、災害の規模、態様等に応じて各班長は所属職員の数を増減する事ができ、他部局からの応援派遣を求めるものとする。</u></p> <p>(4) 勤務時間外の体制確立</p> <p>勤務時間外に地震が発生した場合、配備基準に基づく<u>地震災害警戒体制</u>の確立は次のように行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>市民協働担当理事</u>（不在の場合は危機管理担当参事）は、当直者、消防本部、泉佐

頁	部・節 内容	旧	新
	<p>イ. <u>生活産業部長</u>（危機管理担当参事）は、<u>助役</u>から配備指令が出されたときは、直ちに地震災害警戒体制関係職員に各部長を通じて伝達する。</p> <p>ウ. 当直者は地震が発生した場合、必要に応じて<u>生活産業部長</u>（危機管理担当参事）に地震関連情報を連絡するとともに、地震災害警戒体制関係職員等が登庁するまでの間、<u>生活産業部長</u>（危機管理担当参事）の指示に従い消防本部、泉佐野警察署等の関係機関の協力を得て、情報の<u>収集</u>にあたる。</p> <p>(4) 地震災害警戒体制の組織及び運営</p> <p>ア. 地震災害警戒体制の組織</p> <p>あらかじめ指定された職員が本庁又は各配属職場へ参集し、情報収集、市民対応、緊急連絡等の体制をとる。</p> <p>イ. 地震災害警戒体制の運営</p> <p>(ア) 地震災害警戒体制の長には、<u>助役</u>をあてる。</p> <p>(イ) 地震災害警戒体制の会議は、収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する必要が生じたときに、召集・開催し、所掌事務に関する災害対策を審議する。</p> <p>(5) 地震災害警戒体制の処理事項</p> <p>地震災害警戒体制では、次の事項について実施を推進する。</p> <p>ア. 災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ. 災害危険箇所等の巡視及び警戒</p> <p>ウ. 被害情報の把握</p> <p>エ. 救助及び避難勧告の対策</p> <p>オ. 水防活動（護岸・堤防）</p> <p>カ. 関係機関との情報連絡及び調整</p> <p>キ. 防災資機材の点検</p> <p>ク. その他、本部長が必要と認める事項</p> <p>4. 動員計画</p> <p>災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。</p> <p>(1) 災害時における職員の服務</p> <p>ア. 職員は、<u>この計画</u>の定めるところにより上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。</p> <p>イ. 職員は勤務時間外において配備指令が出されたとき、市域に震度<u>5弱</u>以上の地震が</p> <p>野警察署等から情報を収集して地震による被害の程度を把握し、<u>副市長</u>等に連絡し協議する。</p> <p>イ. <u>市民協働担当理事</u>、（危機管理担当参事）は、<u>副市長</u>から配備指令が出されたときは、直ちに地震災害警戒体制関係職員に各部長を通じて伝達する。</p> <p>ウ. 当直者は地震が発生した場合、必要に応じて<u>市民協働担当理事</u>、（危機管理担当参事）に地震関連情報を連絡するとともに、地震災害警戒体制関係職員等が登庁するまでの間、<u>市民協働担当理事</u>、（危機管理担当参事）の指示に従い消防本部、泉佐野警察署等の関係機関の協力を得て、情報の<u>収受</u>にあたる。</p> <p>(5) 地震災害警戒体制の組織及び運営</p> <p>ア. 地震災害警戒体制の組織</p> <p>あらかじめ指定された職員が本庁又は各配属職場へ参集し、情報収集、市民対応、緊急連絡等の体制をとる。</p> <p>イ. 地震災害警戒体制の運営</p> <p>(ア) 地震災害警戒体制の長には、<u>副市長</u>をあてる。</p> <p>(イ) 地震災害警戒体制の会議は、収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する必要が生じたときに、召集・開催し、所掌事務に関する災害対策を審議する。</p> <p>(6) 地震災害警戒体制の処理事項</p> <p>地震災害警戒体制では、次の事項について実施を推進する。</p> <p>ア. 災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ. 災害危険箇所等の巡視及び警戒</p> <p>ウ. 被害情報の把握</p> <p>エ. 救助及び避難勧告の対策</p> <p>オ. 水防活動（護岸・堤防）</p> <p>カ. 関係機関との情報連絡及び調整</p> <p>キ. 防災資機材の点検</p> <p>ク. その他、本部長が必要と認める事項</p> <p>4. 動員計画</p> <p>災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。</p> <p>(1) 災害時における職員の服務</p> <p>ア. 職員は、<u>本計画</u>の定めるところにより上司の指揮にしたがって防災活動に従事しなければならない。</p>		

頁	部・節 内容	旧	新
		<p>発生したとき、及び災害が発生し又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い<u>すみやかに</u>所定の勤務場所に参集しなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げるものは参集を要しない。</p> <p>(ア) 公務のため管外出張中の職員</p> <p>(イ) 公傷病又は疾病により所属長の許可を受けて休暇中の職員</p> <p>(ウ) その他の事情により特に所属長がやむを得ないと認めた職員</p> <p>(2) 配備体制（資料編：1－3）</p> <p>A号配備</p> <p>震度4の地震発生後、被害の規模及び二次災害の発生等について推測困難な場合、最小限の人員を配備し、情報連絡、物資資材の点検等、二次災害に対する準備と小規模災害の応急対策を実施する体制</p> <p>C号配備</p> <p>震度5弱以下の地震発生後、大規模な被害が発生し、又は広範囲に二次災害が発生するおそれがある場合で、市の全力をあげて防災活動を実施する体制</p>	<p>イ. 職員は勤務時間外において配備指令が出されたとき、市域に震度4以上の地震が発生したとき、大阪府沿岸に津波警報が発令されたとき、及び災害が発生し又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い<u>速やかに</u>所定の勤務場所に参集しなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げるものは参集を要しない。</p> <p>(ア) 公務のため管外出張中の職員</p> <p>(イ) 公傷病又は疾病により所属長の許可を受けて休暇中の職員</p> <p>(ウ) その他の事情により特に所属長がやむを得ないと認めた職員</p> <p>(2) 配備体制（資料編：1－3）</p> <p>ア. 地震災害警戒体制：警戒レベル3</p> <p>地震が発生し、大阪府沿岸に津波注意報が発令された場合において、災害に対する警戒活動を実施する体制</p> <p>イ. 災害対策本部体制：災害対策A号配備</p> <p>震度4の地震発生後、被害の規模及び二次災害の発生等について推測困難な場合、最小限の人員を配備し、情報連絡、物資資材の点検等、二次災害に対する準備と小規模災害の応急対策を実施する体制</p> <p>ウ. 災害対策本部体制：災害対策B号配備</p> <p>震度5弱以下の地震発生後、地震による被害が発生し、又は二次災害が発生するおそれがある場合で、災害に対する防災活動を実施する体制</p> <p>エ. 災害対策本部体制：災害対策C号配備</p> <p>震度6弱以下の地震発生後、大規模な被害が発生し、又は広範囲に二次災害が発生するおそれがある場合で、市の全力をあげて防災活動を実施する体制</p>
110	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第1節 組織動員 ポケットベル廢 止による内容の 修正	<p>4. 動員計画</p> <p>(3) 動員方法</p> <p>エ. 非常召集の方法</p> <p>(ア) 担当部班長等による非常召集の方法は、電話、携帯電話又は<u>ポケットベル</u>によることとする。</p> <p>電文 「サイカ イ コイ」イ</p> <p>解読文 災害緊急事態のため至急参集せよ。泉佐野市</p>	<p>4. 動員計画</p> <p>(3) 動員方法</p> <p>エ. 非常召集の方法</p> <p>(ア) 担当部班長等による非常召集の方法は、電話、携帯電話又は「<u>おおさか防災ネット</u>」による防災情報メール配信によることとする。</p>
111	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第2節 津波対策	<p>1. 津波予報等の伝達</p> <p>市及び関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波予報等をあらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。</p> <p>(1) 大阪管区気象台が発表する津波予報等</p> <p>イ. 津波予報</p>	<p>1. 津波警報・注意報等の伝達</p> <p>市及び関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波警報・注意報等をあらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。</p> <p>(1) 大阪管区気象台が発表する津波警報・注意報等</p> <p>ア. 種類</p>

頁	部・節 内容	旧	新																	
	「津波予報」が 「津波警報・注 意報等」への変 更になっためこ れに伴い内容を 修正	<p>予報の種類</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>高いところで 3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>3m、4m、6m、8m、10m以上</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>高いところで 2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>1m、2m</td> </tr> </table> <p>津波注意報 津波注意 高いところで 0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</p>	津波警報	大津波	高いところで 3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上	津波	高いところで 2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m	<p>(ア) 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。</p> <p>(イ) 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。</p> <p>(ウ) 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。</p> <p>イ. 発表基準・解説・発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報の種類</th> <th>解説</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>高いところで 3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>3m、4m、6m、8m、10m以上</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>高いところで 2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>1m、2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波注意報 津波注意 高いところで 0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</p> <p>(注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。</p> <p>2 「津波の心配のない」とき、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」ときは、<u>津波予報の代わりに</u>、その旨を伝える地震情報を発表する。</p> <p>4 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった時の潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p>	予報の種類	解説	発表される津波の高さ	津波警報	大津波	高いところで 3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上	津波	高いところで 2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m
津波警報	大津波	高いところで 3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。		3m、4m、6m、8m、10m以上																
	津波	高いところで 2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m																	
予報の種類	解説	発表される津波の高さ																		
津波警報	大津波	高いところで 3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m、10m以上																	
	津波	高いところで 2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m、2m																	

頁	部・節 内容	旧	新
	(2) 津波予報等の関係機関への伝達経路	<p>(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。 2 ◎印は、津波警報、同解除（津波注意報）の場合のみ。☆印は、津波警報、津波注意報のみ 津波警報発報時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。 4 放送事業者は、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インター・メディア㈱の6社である。 5 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、名大阪急行電鉄㈱、関大巡回トランスポートシステム、大阪府都市開発株式会社（東北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社の10社である。</p>	<p>(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。 2 ☆印は、津波警報、同解除の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ 3 津波警報受領者は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。 4 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、関西インター・メディア㈱会社の6社である。 5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪府都市開発株式会社（東北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社の10社である。</p>

頁	部・節 内容	旧	新
120	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第3節 災害情報 の収集伝達 防災担当を生活産 業部から市長公室 に移管したことによ り、伝達経路の 役割を調整	<p>5. 被害状況の伝達</p> <p>関係機関への情報伝達系統図</p> <pre> graph TD subgraph 旧 MC[市民] -- "広報" --> R[報道機関] R -- 報道 --> MC MC --- R MC --- DQ[泉佐野市 災害対策本部] DQ --- S[生活産業部] S --- U[都市整備部 上下水道局] S --- H[健康福祉部] S --- G[各担当班] U --- A[岸和田土木事務所] U --- B[泉佐野港湾事務所] H --- C[泉佐野保健所] G --- D[各出先機関] A --- E[府危機管理室] A --- F[岸和田海上保安署] A --- G[泉佐野警察署] B --- H[泉佐野市消防本部] C --- I[漁港管理事務所] C --- J[土地改良区] C --- K[J.A大阪泉州本店] C --- L[JA大阪泉州支店(本市域内)] C --- M[泉佐野市林業振興協議会] D --- N[各担当班] E --- O[市長公室] F --- P[市長公室] G --- Q[市長公室] H --- R[市長公室] I --- S J --- S K --- S L --- S M --- S N --- S O --- R P --- R Q --- R R --- MC end </pre>	<p>5. 被害状況の伝達</p> <p>図 関係機関への情報伝達系統</p> <pre> graph TD subgraph 新 MC[市民] -- "広報" --> R[報道機関] R -- 報道 --> MC MC --- R MC --- DQ[泉佐野市 災害対策本部] DQ --- S[生活産業部] S --- U[都市整備部 上下水道局] S --- H[健康福祉部] S --- G[各担当班] U --- A[岸和田土木事務所] U --- B[泉佐野港湾事務所] H --- C[泉佐野保健所] G --- D[各出先機関] A --- E[府危機管理室] A --- F[岸和田海上保安署] A --- G[泉佐野警察署] B --- H[泉佐野市消防本部] C --- I[漁港管理事務所] C --- J[各土地改良区] C --- K[大阪泉州農業協同組合] C --- L[泉佐野市林業振興協議会] D --- N[各担当班] E --- O[市長公室] F --- P[市長公室] G --- Q[市長公室] H --- R[市長公室] I --- S J --- S K --- S L --- S N --- S O --- R P --- R Q --- R R --- MC end </pre>
123	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第4節 災害広報	(記載なし)	<p>2. 広報の内容</p> <p>(4) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) による広報</p> <p>全国瞬時警報システム (J-ALERT) は、津波警報や緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて国（消防庁）から瞬時に情報が送信され、市内の防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を直接そして瞬時に伝達</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	変更 全国瞬時警報シ ステム (J- ALERT) の記載を 追加		<p>できるシステムである。泉佐野市では市内 17 局に整備されている防災行政無線から、次の内容について警報、放送が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 緊急地震速報（震度 4～7） イ. 大津波警報 ウ. 津波警報 エ. 震度速報（震度 4 以上）
125	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第5節 広域応援 等の要請・受入れ 緊急消防援助隊 の応援要請を追 加	(記載なし)	<p>1. 応援の要請</p> <p>(5) 緊急消防援助隊の応援の要請</p> <p>市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。（資料編：2-13）</p>
135	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第9節 因病活動 市立泉佐野病院 の地方独立行政 法人化に伴う名 称の修正	<p>2. 医療救護活動</p> <p>(1) 医療救護班の編成・派遣</p> <p>市は、災害発生後、直ちに市災害医療センター（市立泉佐野病院）による医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。</p> <p>班編成は、医師 1 名、看護師 2 名、事務職員 2 名の計 5 名で 1 班を構成し、災害の規模等の状況に応じて増班する。</p> <p>市単独および市立泉佐野病院では十分な対応ができない程度の災害が発生した場合は、泉佐野泉南医師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。</p>	<p>2. 医療救護活動</p> <p>(1) 医療救護班の編成・派遣</p> <p>市は、災害発生後、直ちに市災害医療センター（りんくう総合医療センター）に医療救護班の派遣を要請し医療救護活動を実施する。</p> <p>班編成は、医師 2 名、看護師 2 名、事務職員等 1 名の計 5 名で 1 班を構成し、災害の規模等の状況に応じて増班する。</p> <p>市及びりんくう総合医療センターでは十分な対応ができない程度の災害が発生した場合は、泉佐野泉南医師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。</p>
139	第1部 地震災害 応急対策 第1章 初動期の 活動 第 10 節 避難誘導	<p style="text-align: center;">第 10 節 避難誘導</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市及び関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 10 節 避難誘導</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市及び関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>避難誘導の際は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）」に従うとともに、「災害時要援護者避難支援計画」に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。</p>

頁	部・節 内容	旧	新																																	
	<p>災害時要援護者 避難支援計画、 避難勧告等の判断・伝達マニュ アル記載内容の 反映</p> <p>1. 避難の勧告・指示</p> <p>(1) 避難のための立ち退き勧告又は指示等の権限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>勧告又は指示を行う要件</th><th>勧告・指示を行う者</th><th>根拠法規</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害全般</td><td>市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。</td><td>市長</td><td>災害対策基本法 第60条</td></tr> <tr> <td>市が事務の全部又は大部分の事務を行なうことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。</td><td>知事</td><td></td></tr> <tr> <td>(1)市長から要請があった場合 (2)市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合</td><td>警察官 海上保安官</td><td>災害対策基本法 第61条</td></tr> <tr> <td>火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合</td><td>消防長 又は 消防署長</td><td>消防法 第23条の2</td></tr> <tr> <td>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。</td><td>自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)</td><td>自衛隊法第94条</td></tr> <tr> <td>洪水</td><td>知事、その命を受けた職員、水防管理者</td><td>水防法第29条</td></tr> <tr> <td>地すべり</td><td>知事、その命を受けた職員</td><td>地すべり等防止法 第25条</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難勧告の実施基準等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施基準</th><th>ア. 建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき イ. 火災が拡大するおそれがあるとき ウ. 爆発等のおそれがあるとき エ. 地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき オ. その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <th>伝達内容</th><th>ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示、連絡等</th></tr> <tr> <th>伝達方法</th><th> </th></tr> <tr> <td>避難勧告 伝達文 (例文)</td><td>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備の指示が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。(避難先等注意事項を統一する。)</td></tr> </tbody> </table>	種別	勧告又は指示を行う要件	勧告・指示を行う者	根拠法規	災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。	市長	災害対策基本法 第60条	市が事務の全部又は大部分の事務を行なうことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	知事		(1)市長から要請があった場合 (2)市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防長 又は 消防署長	消防法 第23条の2	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)	自衛隊法第94条	洪水	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条	地すべり	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条	実施基準	ア. 建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき イ. 火災が拡大するおそれがあるとき ウ. 爆発等のおそれがあるとき エ. 地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき オ. その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき	伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示、連絡等	伝達方法		避難勧告 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備の指示が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。(避難先等注意事項を統一する。)	<p>1. 避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報</p> <p>住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。</p> <p>(1) 避難勧告等の種類</p> <p>ア. 避難準備情報</p> <p>災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の開始を準備する必要がある場合や、避難支援者（災害時要援護者等、避難行動に時間を要する者を支援する者）が支援行動のための準備を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。</p> <p>イ. 一時避難情報</p> <p>災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動を開始する必要があるが、自宅内の高所や斜面から離れた場所、近隣の安全な場所等に一時的に移動することにより、人的被害を避けることが可能な場合に、情報を提供するもの。また、災害時要援護者等の避難のために、避難支援者が行動を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。</p> <p>この場合、避難途中の被災を避けることができるのであれば、後述する立ち退き避難の行動を取ることがより望ましい。</p> <p>ウ. 避難勧告（立ち退き避難）</p> <p>災害により人的被害が発生するおそれがあり、被害拡大防止するため特に必要がある場合、対象地域の住民等に対して、安全な場所（指定避難場所等）への避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。</p> <p>この場合、避難途中の被災を避けるため、必要に応じて防災関係者による避難誘導を行うようとする。</p> <p>エ. 避難指示</p> <p>災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強い拘束力で以って、対象地域の住民等に対し、安全な場所（指定避難場所等）への避難のための立ち退きを促すもの。</p> <p>この場合、避難途中の被災を避けるため、二次被害の危険性を考慮した上で、防災関係者による避難誘導を伴うようとする。</p>
種別	勧告又は指示を行う要件	勧告・指示を行う者	根拠法規																																	
災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。	市長	災害対策基本法 第60条																																	
	市が事務の全部又は大部分の事務を行なうことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	知事																																		
(1)市長から要請があった場合 (2)市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条																																		
火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防長 又は 消防署長	消防法 第23条の2																																		
災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)	自衛隊法第94条																																		
洪水	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条																																		
地すべり	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条																																		
実施基準	ア. 建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき イ. 火災が拡大するおそれがあるとき ウ. 爆発等のおそれがあるとき エ. 地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき オ. その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき																																			
伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示、連絡等																																			
伝達方法																																				
避難勧告 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備の指示が出されました。〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。(避難先等注意事項を統一する。)																																			

頁	部・節 内容	旧	新																							
		<p>(3) 避難 指示（緊急避難）の実施基準等</p> <table border="1"> <tr> <td>実施基準</td><td> ア. 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ. 災害が発生した現場に残留者がある場合 </td></tr> <tr> <td>伝達内容</td><td>避難勧告と同じ</td></tr> <tr> <td>伝達方法</td><td>避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達 <u>ナス</u></td></tr> <tr> <td>避難指示文 (例文)</td><td> 市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい </td></tr> </table>	実施基準	ア. 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ. 災害が発生した現場に残留者がある場合	伝達内容	避難勧告と同じ	伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達 <u>ナス</u>	避難指示文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい	<p>(2) 避難勧告等発令時の状況と市民に求める行動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>発令時の状況</th><th>市民に求める行動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性が予想される状況 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 避難支援者は、支援行動のための準備を開始 </td></tr> <tr> <td>一時避難情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は行動を開始 </td></tr> <tr> <td>避難勧告</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 指定された避難所への避難行動を開始 災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は避難行動を開始 </td></tr> <tr> <td>避難指示</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 人的被害が発生した状況 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 </td></tr> </tbody> </table> <p>※上表は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）」に定めたもの。</p>		発令時の状況	市民に求める行動	避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> 家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 避難支援者は、支援行動のための準備を開始 	一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は行動を開始 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定された避難所への避難行動を開始 災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は避難行動を開始 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始
実施基準	ア. 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ. 災害が発生した現場に残留者がある場合																									
伝達内容	避難勧告と同じ																									
伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達 <u>ナス</u>																									
避難指示文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい																									
	発令時の状況	市民に求める行動																								
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> 家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 避難支援者は、支援行動のための準備を開始 																								
一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は行動を開始 																								
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 指定された避難所への避難行動を開始 災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は避難行動を開始 																								
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 																								

頁	部・節 内容	旧	新																																			
			<p style="text-align: center;">(3)避難指示、避難勧告等の権限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>勧告又は指示を行う要件</th> <th>勧告・指示を行う者</th> <th>根拠法規</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">災害全般</td> <td>市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法 第60条</td> </tr> <tr> <td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。</td> <td>知事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)市長から要請があった場合 (2)市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合</td> <td>警察官 海上保安官</td> <td>災害対策基本法 第61条</td> </tr> <tr> <td>火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合</td> <td>消防長 又は 消防署長</td> <td>消防法 第23条の2</td> </tr> <tr> <td>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。</td> <td>自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)</td> <td>自衛隊法第94条</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td>洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。</td> <td>知事、その命を受けた職員、水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。</td> <td>知事、その命を受けた職員</td> <td>地すべり等防止法 第25条</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(4)避難準備情報の発令</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>伝達内容</th> <th>ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">伝達方法</td> <td>防災行政無線 _____</td> </tr> <tr> <td>各出先機関 _____ ※サイレン、警鐘（消防本部、消防団） 広報車等の拡声器及び徒步による広報 電話 _____ 自治会 _____ 伝令 _____ 報道機関 _____</td> </tr> <tr> <td>避難準備情報 伝達文 (例文)</td> <td>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	勧告又は指示を行う要件	勧告・指示を行う者	根拠法規	災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。	市長	災害対策基本法 第60条	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	知事		(1)市長から要請があった場合 (2)市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防長 又は 消防署長	消防法 第23条の2	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)	自衛隊法第94条	洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条	地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条	伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等	伝達方法	防災行政無線 _____	各出先機関 _____ ※サイレン、警鐘（消防本部、消防団） 広報車等の拡声器及び徒步による広報 電話 _____ 自治会 _____ 伝令 _____ 報道機関 _____	避難準備情報 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)
種別	勧告又は指示を行う要件	勧告・指示を行う者	根拠法規																																			
災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。	市長	災害対策基本法 第60条																																			
	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	知事																																				
	(1)市長から要請があった場合 (2)市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第61条																																			
	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防長 又は 消防署長	消防法 第23条の2																																			
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官 (災害派遣を命ぜられた部隊)	自衛隊法第94条																																			
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条																																			
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法 第25条																																			
伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等																																					
伝達方法	防災行政無線 _____																																					
	各出先機関 _____ ※サイレン、警鐘（消防本部、消防団） 広報車等の拡声器及び徒步による広報 電話 _____ 自治会 _____ 伝令 _____ 報道機関 _____																																					
避難準備情報 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)																																					

頁	部・節 内容	旧	新																		
			<p>(5) <u>一時避難情報</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>伝達内容</u></td><td> ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難監修専員の指示連絡等 </td></tr> <tr> <td><u>伝達方法</u></td><td>避難準備情報と同じ</td></tr> <tr> <td><u>避難勧告 伝達文 (例文)</u></td><td> 市民のみなさんにお知らせします。○○から一時避難情報が出されました。 ○○のため、○○地区は被害のおそれがあるので、自宅内や近隣の高所など、 安全を確保できる場所へ一時的に自主避難をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○へ避難してください。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。） </td></tr> </table> <p>(6) <u>避難勧告の発令</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>伝達内容</u></td><td> ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難監修専員の指示連絡等 </td></tr> <tr> <td><u>伝達方法</u></td><td>避難準備情報と同じ</td></tr> <tr> <td><u>避難勧告 伝達文 (例文)</u></td><td> 市民のみなさんにお知らせします。○○から避難勧告が出されました。 ○○のため、○○地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。） </td></tr> </table> <p>(7) <u>避難指示の発令</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>伝達内容</u></td><td>避難準備情報と同じ</td></tr> <tr> <td><u>伝達方法</u></td><td>避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。</td></tr> <tr> <td><u>避難指示 伝達文 (例文)</u></td><td> 市民のみなさんにお知らせします。○○から避難の指示が出されました。 ○○のため、<u>大変危険な状況です</u>。○○地区は被害のおそれがあるので、直ち に避難をして下さい。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。） </td></tr> </table>	<u>伝達内容</u>	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難監修専員の指示連絡等	<u>伝達方法</u>	避難準備情報と同じ	<u>避難勧告 伝達文 (例文)</u>	市民のみなさんにお知らせします。○○から一時避難情報が出されました。 ○○のため、○○地区は被害のおそれがあるので、自宅内や近隣の高所など、 安全を確保できる場所へ一時的に自主避難をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○へ避難してください。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。）	<u>伝達内容</u>	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難監修専員の指示連絡等	<u>伝達方法</u>	避難準備情報と同じ	<u>避難勧告 伝達文 (例文)</u>	市民のみなさんにお知らせします。○○から避難勧告が出されました。 ○○のため、○○地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。）	<u>伝達内容</u>	避難準備情報と同じ	<u>伝達方法</u>	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。	<u>避難指示 伝達文 (例文)</u>	市民のみなさんにお知らせします。○○から避難の指示が出されました。 ○○のため、 <u>大変危険な状況です</u> 。○○地区は被害のおそれがあるので、直ち に避難をして下さい。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。）
<u>伝達内容</u>	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難監修専員の指示連絡等																				
<u>伝達方法</u>	避難準備情報と同じ																				
<u>避難勧告 伝達文 (例文)</u>	市民のみなさんにお知らせします。○○から一時避難情報が出されました。 ○○のため、○○地区は被害のおそれがあるので、自宅内や近隣の高所など、 安全を確保できる場所へ一時的に自主避難をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに○○へ避難してください。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。）																				
<u>伝達内容</u>	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難監修専員の指示連絡等																				
<u>伝達方法</u>	避難準備情報と同じ																				
<u>避難勧告 伝達文 (例文)</u>	市民のみなさんにお知らせします。○○から避難勧告が出されました。 ○○のため、○○地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。）																				
<u>伝達内容</u>	避難準備情報と同じ																				
<u>伝達方法</u>	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。																				
<u>避難指示 伝達文 (例文)</u>	市民のみなさんにお知らせします。○○から避難の指示が出されました。 ○○のため、 <u>大変危険な状況です</u> 。○○地区は被害のおそれがあるので、直ち に避難をして下さい。 なお、○○付近は（堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり、建物の倒壊、等）によ り危険なため、近づかないように避難してください。 （避難先、その他注意事項を続ける。）																				
143	第1部 地震災害	2. 避難者の誘導	2. 避難者の誘導																		

頁	部・節 内容	旧	新
	<p>応急対策</p> <p>第1章 初動期の活動</p> <p>第10節 避難誘導</p> <p>避難誘導における災害時要援護者対策への記載の充実</p>	<p>避難の誘導は、府警察、消防機関、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。</p> <p>(1) 誘導にあたっては、定められた避難所への自治会単位での集団避難を心掛け、要援護高齢者・障害者等及び介助者を優先して行うものとする。 なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとする。</p> <p>(2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。</p> <p>(3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。</p> <p>(4) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。</p>	<p>避難の誘導は、泉佐野警察、消防機関、町会・自治会（自主防災組織を含む）役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。</p> <p>(1) 誘導にあたっては、定められた避難所への町会・自治会単位での集団避難を心掛け、災害時要援護者及び介助者を優先して行うものとする。 なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとし、合わせて被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。</p> <p>(3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。</p> <p>(4) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。</p> <p>(5) 在宅の災害時要援護者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。よって、地域住民等の協力を得ながら、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。</p>
157	<p>第1部 地震災害</p> <p>応急対策</p> <p>第2章 応急復旧期の活動</p> <p>第2節 避難所の開設・運営</p> <p>配備体制に合わせて避難所開設方法の修正</p> <p>避難所開設における施設の安全確認の追加</p>	<p>1. 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア. 市長は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速かに避難所の施設の管理者に連絡する。</p> <p>イ. 市長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を職員又は施設の管理者の中から選任し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。 ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができます。</p>	<p>1. 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速かに避難所の施設の管理者に連絡する。</p> <p>イ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を職員又は施設の管理者の中から選任し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。 ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、町会・自治会（自主防災組織を含む）の役員や施設の管理者を開設者とすることができます。</p> <p>ウ. 避難所責任者は、避難所の開設に先立ち、施設の被害状況等を確認し、安全を確認したうえで避難所を開設する。</p>
158	<p>第1部 地震災害</p> <p>応急対策</p> <p>第2章 応急復旧</p>	(記載なし)	<p>2. 避難所の管理・運営</p> <p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>キ. 女性への配慮等プライバシーの確保</p>

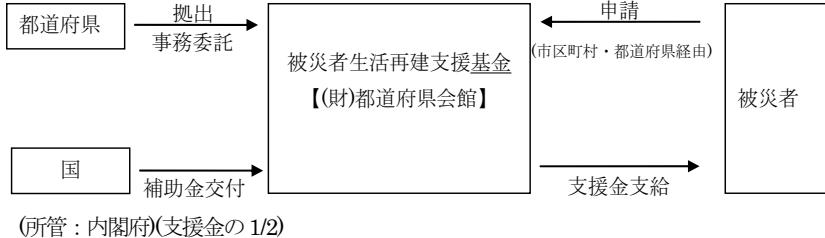
頁	部・節 内容	旧	新
	期の活動 第2節 避難所の開設・運営 避難所における女性への配慮等プライバシーの確保の充実		<p>避難所では、限られた空間で多くの人が集団生活をすることとなるため、被災者同士のプライバシーや、特に女性の安全・安心が守られるよう配慮を行うとともに、避難所内外での作業や家事等の負担が女性へ集中するがないよう適正な分担を行い、被災者が公平に作業を行える環境づくりに努める。</p> <p>(ア) 間仕切り（一人暮らしの女性、高齢者・障害者、乳幼児のいる家族等）の設置 (イ) 男女別・障害者用のトイレ、更衣（又は化粧）スペースの設置 (ウ) 女性用洗濯物の干し場の確保 (エ) 授乳スペース・育児スペースの確保 (オ) 女性や子供のための相談窓口 (カ) その他必要なもの</p>
158	第1部 地震災害 応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第2節 避難所の開設・運営 避難所閉鎖への段階的な移行のため、避難所の統合を追加	<p>2. 避難所の管理・運営</p> <p>(3) 避難所の閉鎖</p> <p>ア. 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。</p> <p>イ. 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。</p> <p>ウ. 市長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。</p>	<p>2. 避難所の管理・運営</p> <p>(3) 避難所の統合・閉鎖</p> <p>ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。</p> <p>イ. 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。</p> <p>ウ. 避難者の帰宅、応急仮設住宅への入居等により、避難所生活者が減少した時は、地域単位等で避難所を統合する。</p> <p>エ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。</p>
163	第1部 地震災害 応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第3節 緊急物資の供給	（記載なし）	<p>2. 食料・生活必需品の供給</p> <p>(4) 避難所等に対する救援物資の輸送</p> <p>市は、市備蓄拠点に備蓄している救援物資、又は、市物資輸送拠点に配送された救援物資等を仕分けし、各避難所等必要な場所へ配達し、被災者に配付する。</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	避難所等に対する救援物資の輸送を具体化するため、輸送フローおよび経路図を追加		<pre> graph TD A["備蓄倉庫 ・末広公園（備蓄倉庫）等"] --> B["市内配達拠点 ・市民総合体育館"] C["大阪府、他の市町村、大阪農政事務所、日本赤十字社大阪府支部等、関係機関からの物資"] --> B B --> D["避難所"] B --> E["市災害医療センター"] B --> F["その他必要な施設"] D --- G["避難所等および被災住民"] E --- G F --- G </pre> <p style="text-align: center;">図 救援物資の輸送イメージ</p> <p>〈資料〉 ・資料編：付図7(2) 救援物資の輸送経路図</p>
167	第1部 地震災害 応急対策 第2章 応急復旧期の活動 第5節 福祉活動 府の計画に基づき災害時要援護者に関する記載を修正	<p>2. 緊急援護の実施</p> <p>市は、要援護高齢者・障害者等の緊急援護を実施する。</p> <p>要援護高齢者・障害者等実態調査の結果に基づき、必要な場合は救護所または医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。</p> <p>要保護世帯の高齢者、障害者等援護を必要とする人については、生活保護ケースワーカー等が関係者と十分連携し、適切な対応を図っていく。</p> <p>近隣地方公共団体と、要援護高齢者・障害者等の受け入れ及び応援職員の派遣等に関して、協力体制を確立しておき、震災後には必要に応じて協力を要請する。</p> <p>(1) 在宅福祉サービスの継続的提供</p> <p>被災した要援護高齢者・障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、<u>ホームヘルパーの派遣等</u>、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p>	<p>2. 緊急援護の実施</p> <p>市は、要援護高齢者・障害者等の緊急援護を実施する。</p> <p>要援護高齢者・障害者等実態調査の結果に基づき、必要な場合は救護所又は医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。</p> <p>要保護世帯の高齢者、障害者等援護を必要とする人については、生活保護ケースワーカー等が関係者と十分連携し、適切な対応を図っていく。</p> <p>近隣地方公共団体と、要援護高齢者・障害者等の受け入れ及び応援職員の派遣等に関して、協力体制を確立しておき、震災後には必要に応じて協力を要請する。</p> <p>(1) 在宅福祉サービスの継続的提供</p> <p>被災した要援護高齢者・障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</p> <p><u>その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要援護者本人の意思を尊重して対応する。</u></p>

頁	部・節 内容	旧	新
170	第1部 地震災害 応急対策 第2章 応急復旧 期の活動 第7節 ライフ イン・放送の確保 電気通信会社に KDDI を追加し 内容を更新	<p>5. 電気通信（西日本電信電話株式会社）</p> <p>(1) 緊急対応</p> <p>災害に際し、通信幅轍の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常電報を優先して取扱うこととする。</p> <p>(2) 応急供給及び復旧</p> <p>ア. 災害救助法が適用された場合等には、避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>イ. 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>ウ. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>エ. 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と提携し、早期復旧に努める。</p>	<p>5. 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社））</p> <p>(1) 緊急対応</p> <p>災害に際し、通信幅轍の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常電報を優先して取扱うこととする。</p> <p>(2) 応急供給及び復旧</p> <p>ア. 災害救助法が適用された場合等には、避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。</p> <p>イ. 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。</p> <p>ウ. 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。</p> <p>エ. 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と提携し、早期復旧に努める。</p> <p>オ. 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p>
174	第1部 地震災害 応急対策 第2章 応急復旧 期の活動 第11節 応急教 育等 応急教育の対象 に幼稚園を追加	<p>1. 実施責任者</p> <p>(1) <u>市立小中学校等</u>の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市教育委員会が行う。</p> <p>(2) 災害に対する各学校等の措置については、校長は市教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。</p> <p>(3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長が実施する。</p>	<p>1. 実施責任者</p> <p>(1) <u>市立の幼稚園、小学校、中学校等</u>の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市教育委員会が行う。</p> <p>(2) 災害に対する各学校の措置については、校長、園長は市教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。</p> <p>(3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長が実施する。</p>
182	第1部 地震災害 応急対策 第2章 応急復旧 期の活動 第14節 自発的 支援の受入れ	<p>2. 義援金・義援物資の受付・配分</p> <p>(3) 小包郵便料金の免除</p> <p><u>近畿郵政局</u>は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、<u>郵政事業</u>に係る災害特別事務取扱い及び援護活動を実施するものである。</p> <p><u>郵政事業</u>長官が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社<u>あての救助物資の小包郵便料金は免除されるものである。</u></p>	<p>2. 義援金・義援物資の受付・配分</p> <p>(3) 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等</p> <p><u>郵便事業</u>株式会社及び<u>郵便局</u>株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除等、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の防災業務計画に基づき記載を修正		
189	第2部 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第4節 経済の安定 政府系金融機関の名称変更伴う修正	<p>1. 金融措置</p> <p>(4) 政府系金融機関</p> <p>ア. <u>中小企業金融公庫</u> 被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。</p> <p>イ. <u>国民金融公庫</u> 被災者に対して必要であると認めたときは、次の措置をとることがある。 (ア) 債務者に対して償還期間を延長する。 (イ) 新たに貸受けるときは、据置期間、償還期間を延長する。 (ウ) 災害の状況により利率を引下げる。</p> <p>ウ. <u>商工組合中央金庫</u> 商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける。</p> <p>エ. <u>農業関係融資</u> (ア) 天災融資資金（農協等） (イ) 農業基盤整備資金（農林漁業金融公庫） (ウ) 農林漁業施設資金（農林漁業金融公庫） (エ) 自作農維持資金（農林漁業金融公庫） (オ) 大阪府農林漁業経営安定資金（農協等）</p>	<p>1. 金融措置</p> <p>(4) 政府系金融機関</p> <p>ア. <u>株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業</u> 被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。</p> <p>イ. <u>株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業</u> 被災者に対して必要であると認めたときは、次の措置をとることがある。 (ア) 債務者に対して償還期間を延長する。 (イ) 新たに貸受けるときは、据置期間、償還期間を延長する。 (ウ) 災害の状況により利率を引下げる。</p> <p>ウ. <u>株式会社商工組合中央金庫</u> 株式会社商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける。</p> <p>エ. <u>農業関係融資</u> (ア) 天災融資資金（農協等） (イ) 農業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫） (ウ) 農林漁業施設資金（株式会社日本政策金融公庫） (エ) 自作農維持資金（株式会社日本政策金融公庫） (オ) 大阪府農林漁業経営安定資金（農協等）</p>
190	第2部 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第4節 経済の安定	<p>1. 金融措置</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金</p> <p>イ. 被災者生活再建支援制度の概要 (ア) 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。 a. <u>災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した</u></p>	<p>1. 金融措置</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金</p> <p>イ. 被災者生活再建支援制度の概要 (ア) 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。 a. <u>災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した</u></p>

頁	部・節 内容	旧	新																																																										
	被災者生活再建支援制度の改正に伴う内容の修正	<p><u>市町村における自然災害</u></p> <p>b. <u>10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u></p> <p>c. <u>100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</u></p> <p>d. <u>5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記a～cに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</u></p> <p>(イ) 支給対象世帯 自然災害により、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 住宅が「全壊」した世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収入合計額</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の世帯</td> <td><u>世帯主の年齢は問わない。</u></td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td><u>被災日において世帯主が45歳以上</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>700万円以下の世帯</td> <td><u>上の世帯又は要援護世帯</u></td> <td></td> <td>112・5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td><u>被災日において世帯主が60歳以上</u></td> <td>150万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>800万円以下の世帯</td> <td><u>上の世帯又は要援護世帯</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(ロ) 支給金額 下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">合計</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③ 住居の移転費又は移転のための交通費</p>	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下の世帯	<u>世帯主の年齢は問わない。</u>	300万円	225万円	500万円超	<u>被災日において世帯主が45歳以上</u>			700万円以下の世帯	<u>上の世帯又は要援護世帯</u>		112・5万円	700万円超	<u>被災日において世帯主が60歳以上</u>	150万円		800万円以下の世帯	<u>上の世帯又は要援護世帯</u>				合計			①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	<p><u>市町村</u></p> <p>b. <u>10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</u></p> <p>c. <u>100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</u></p> <p>d. <u>a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</u></p> <p>e. <u>a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</u></p> <p>f. <u>a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）</u></p> <p>(イ) 支給対象世帯 自然災害により、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 住宅が「全壊」した世帯 b. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） <p>(ロ) 支給金額 支給額は、以下の2つの支援金の合計額が支給される。 (ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>a. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (イ) aに該当)</th> <th>解体 (イ) bに該当)</th> <th>長期避難 (イ) cに該当)</th> <th>大規模半壊 (イ) dに該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (イ) aに該当)	解体 (イ) bに該当)	長期避難 (イ) cに該当)	大規模半壊 (イ) dに該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額																																																											
		複数世帯	単数世帯																																																										
500万円以下の世帯	<u>世帯主の年齢は問わない。</u>	300万円	225万円																																																										
500万円超	<u>被災日において世帯主が45歳以上</u>																																																												
700万円以下の世帯	<u>上の世帯又は要援護世帯</u>		112・5万円																																																										
700万円超	<u>被災日において世帯主が60歳以上</u>	150万円																																																											
800万円以下の世帯	<u>上の世帯又は要援護世帯</u>																																																												
	合計																																																												
		①～④	⑤～⑧																																																										
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																																																										
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																																																										
住宅の被害程度	全壊 (イ) aに該当)	解体 (イ) bに該当)	長期避難 (イ) cに該当)	大規模半壊 (イ) dに該当)																																																									
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																																									
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																																																										
支給額	200万円	100万円	50万円																																																										

頁	部・節 内容	旧	新
		<p>④ 住宅を貸借する場合の礼金 ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費 （注1）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度） （注2）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 （注3）他の都道府県に移転する場合は、⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>（オ）支援金支給の仕組み 実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり</p>  <p>（所管：内閣府）（支援金の1/2）</p>	<p>（オ）支援金支給の仕組み 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財團法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。（基金の拠出額：600億円） なお、基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。</p>
191	第2部 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第4節 経済の安定 罹災証明書の交付に関する項目を追加	(記載なし)	<p>2. 罹災証明書の交付 災害援護資金の貸付、その他応急金融措置等、各種被災者支援制度の適用にあたって必要とされる家屋等の被害認定のため、市は、申請のあった被災者に対して、罹災に関する証明書を交付する。 なお、罹災に関する証明書は、次のとおりとし、「泉佐野市罹災証明書交付要綱」に従い交付する。</p> <p>ア. 災害発生日より14日以内 市職員が現地確認調査のうえ「罹災証明書」を発行 イ. 災害発生日より15日以降 罹災の届出があつたことを証明する「罹災届出証明」を発行</p>

頁	部・節 内容	旧	新
198	第3部 東海地震の警戒宣言に伴う対応 第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置 府計画に合わせ、東海地震予知情報と警戒宣言を分けて記載	<p>1. 東海地震予知情報等の伝達</p> <p>市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民・事業所に伝達する。</p> <p>(1) 東海地震予知情報</p> <p>ア. 伝達系統図</p> <p>イ. 伝達事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 警戒宣言 (ア) 東海地震予知情報 (イ) 警戒解除宣言 (イ) その他必要と認める事項 	<p>1. 東海地震予知情報等の伝達</p> <p>市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民・事業所に伝達する。</p> <p>(1) 東海地震予知情報</p> <p>ア. 伝達系統図</p> <p>イ. 伝達事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 東海地震予知情報 (イ) その他必要と認める事項 <p>(2) 警戒宣言</p> <p>ア. 伝達系統図</p> <p>イ. 伝達事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 警戒宣言 (イ) 警戒解除宣言 (イ) その他必要と認める事項

【第3編 風水害等応急対策・復旧対策編】

頁	部・節 内容	旧	新																																									
205	<p>第1部 風水害 応急対策 第1章 災害警 戒期の活動 第1節 気象予 警報等の伝達 気象予警報等の 発表基準の変更 に伴う修正</p> <p>1. 気象予警報等の種類と発表基準</p> <p>大阪管区気象台から府域に発表される気象予警報等のうち、本市に関連のある警報・注意報の種類及びその基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 注意報</p> <p>気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。</p> <p>気象予警報の種類と発表基準（注意報）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象 注意報</td> <td> <p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①1時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合。ただし総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 ②3時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合</p> </td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td> <p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①1時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合。ただし、総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 ②3時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合</p> </td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td> <p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td> <p>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上で雪を伴う 海上：15m/s 以上で雪を伴う</p> </td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td> <p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24時間降雪の深さ 平地：5cm 以上 山地：20cm 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td> <p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■有義波高 1.5m 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td> <p>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■潮位 東京湾平均海面 (TP) 1.5m 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には、気象台において次の該当することが</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	気象 注意報	<p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①1時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合。ただし総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 ②3時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合</p>	洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①1時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合。ただし、総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 ②3時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合</p>	強風注意報	<p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上</p>	風雪注意報	<p>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上で雪を伴う 海上：15m/s 以上で雪を伴う</p>	大雪注意報	<p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24時間降雪の深さ 平地：5cm 以上 山地：20cm 以上</p>	波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■有義波高 1.5m 以上</p>	高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■潮位 東京湾平均海面 (TP) 1.5m 以上</p>	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には、気象台において次の該当することが	<p>1. 気象予警報等の種類と発表基準</p> <p>大阪管区気象台から府域に発表される気象予警報等のうち、本市に関連のある警報・注意報の種類及びその基準は次のとおりである。</p> <p>(1) 注意報</p> <p>気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。</p> <p>表 気象予警報の種類と発表基準（注意報）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象 注意報</td> <td> <p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■雨量基準 平坦地：1時間雨量 30mm あるいは 3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm あるいは 3時間雨量 70mm ■土壤雨量指数基準 91</p> </td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td> <p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■雨量基準 平坦地：1時間雨量 30mm あるいは 3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm あるいは 3時間雨量 70mm ■流域雨量指数基準 横井川流域の流域雨量指数 9 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td> <p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td> <p>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上で雪を伴う 海上：15m/s 以上で雪を伴う</p> </td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td> <p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24時間降雪の深さ 平地：5cm 以上 山地：20cm 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td> <p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■有義波高 1.5m 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td> <p>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■潮位 東京湾平均海面 (TP) 1.5m 以上</p> </td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には、気象台において次の該当することが予想される場合である。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>■視程 陸上：100m 以下</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	気象 注意報	<p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■雨量基準 平坦地：1時間雨量 30mm あるいは 3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm あるいは 3時間雨量 70mm ■土壤雨量指数基準 91</p>	洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■雨量基準 平坦地：1時間雨量 30mm あるいは 3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm あるいは 3時間雨量 70mm ■流域雨量指数基準 横井川流域の流域雨量指数 9 以上</p>	強風注意報	<p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上</p>	風雪注意報	<p>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上で雪を伴う 海上：15m/s 以上で雪を伴う</p>	大雪注意報	<p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24時間降雪の深さ 平地：5cm 以上 山地：20cm 以上</p>	波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■有義波高 1.5m 以上</p>	高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■潮位 東京湾平均海面 (TP) 1.5m 以上</p>	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には、気象台において次の該当することが予想される場合である。		■視程 陸上：100m 以下
種類	発表基準																																											
気象 注意報	<p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①1時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合。ただし総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 ②3時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合</p>																																											
洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。</p> <p>①1時間雨量が 20mm 以上になると予想される場合。ただし、総雨量が 50mm 以上になると予想される場合 ②3時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合</p>																																											
強風注意報	<p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上</p>																																											
風雪注意報	<p>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上で雪を伴う 海上：15m/s 以上で雪を伴う</p>																																											
大雪注意報	<p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24時間降雪の深さ 平地：5cm 以上 山地：20cm 以上</p>																																											
波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■有義波高 1.5m 以上</p>																																											
高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■潮位 東京湾平均海面 (TP) 1.5m 以上</p>																																											
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合																																											
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には、気象台において次の該当することが																																											
種類	発表基準																																											
気象 注意報	<p>大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■雨量基準 平坦地：1時間雨量 30mm あるいは 3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm あるいは 3時間雨量 70mm ■土壤雨量指数基準 91</p>																																											
洪水注意報	<p>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■雨量基準 平坦地：1時間雨量 30mm あるいは 3時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 40mm あるいは 3時間雨量 70mm ■流域雨量指数基準 横井川流域の流域雨量指数 9 以上</p>																																											
強風注意報	<p>強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上</p>																																											
風雪注意報	<p>風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：12m/s 以上で雪を伴う 海上：15m/s 以上で雪を伴う</p>																																											
大雪注意報	<p>大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24時間降雪の深さ 平地：5cm 以上 山地：20cm 以上</p>																																											
波浪注意報	<p>風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■有義波高 1.5m 以上</p>																																											
高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■潮位 東京湾平均海面 (TP) 1.5m 以上</p>																																											
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合																																											
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には、気象台において次の該当することが予想される場合である。																																											
	■視程 陸上：100m 以下																																											

頁	部・節 内容	旧			新		
				予想される場合である。 ■視程 陸上：100m 以下 海上：500m 以下		海上：500m 以下 空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には、気象台において次の条件に該当することが予想される場合である。 ■湿度 最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下	
				空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には、気象台において次の条件に該当することが予想される場合である。 ■湿度 最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下		■湿度 最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下	
				なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいづれかの条件に該当することが予想される場合である。 ■積雪 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合		なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいづれかの条件に該当することが予想される場合である。 ■積雪 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合	
				低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■最低気温 -5℃以下		なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■最低気温 -5℃以下	
				低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■最低気温 -5℃以下		低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■最低気温 -5℃以下	
				4月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■最低気温 4℃以下		4月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■最低気温 4℃以下	
				着雪によって、通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■24 時間の降雪の深さ 平地：20cm 以上 山地：40cm 以上		着雪によって、通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■24 時間の降雪の深さ 平地：20cm 以上 山地：40cm 以上	
				■気温 -2℃ ~ 2℃		■気温 -2℃ ~ 2℃	
				大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合		大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
				浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合		浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種類	発表基準
気象警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいづれかの条件に該当することが予想される場合である。 ①1時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合。ただし総雨量が 100mm 以上になると予想される場合 ②3時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合 ③24時間雨量が 北大阪で 160mm 以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で 130mm 以上になると予想される場合
	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいづれかの条件に該当することが予想される場合である。 ①1時間雨量が 40mm 以上になると予想される場合。ただし総雨量が

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

気象予警報の種類と発表基準（警報）

種類	発表基準
気象警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■雨量基準 平坦地：1時間雨量 50mm あるいは 3時間雨量 100mm 平坦地以外：1時間雨量 60mm あるいは 3時間雨量 100mm ■土壤雨量指数基準 120
	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■雨量基準 平坦地：1時間雨量 50mm あるいは 3時間雨量 100mm 平坦地以外：1時間雨量 60mm あるいは 3時間雨量 100mm ■流域雨量指数基準 横井川流域の流域雨量指数 13 以上
	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。

頁	部・節 内容	旧	新
		<p>100mm 以上になると予想される場合</p> <p>②3時間雨量が 70mm 以上になると予想される場合</p> <p>③24 時間雨量が北大阪で 160mm 以上、大阪市、東部大阪、泉州、南河内で 130mm 以上になると予想される場合</p> <p>暴風警報</p> <p>暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：20m/s 以上 海上：25m/s 以上</p> <p>暴風雪警報</p> <p>暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：20m/s 以上で雪を伴う 海上：25m/s 以上で雪を伴う</p> <p>大雪警報</p> <p>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24 時間降雪の深さ 平地：20cm 以上 山地：40cm 以上</p> <p>波浪警報</p> <p>風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■有義波高 3.0m 以上</p> <p>高潮警報</p> <p>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■潮位 東京湾平均海面 (TP) 2.2m 以上</p> <p>地面現象警報☆</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</p> <p>浸水警報☆</p> <p>浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>	<p>■平均風速 陸上：20m/s 以上 海上：25m/s 以上</p> <p>暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■平均風速 陸上：20m/s 以上で雪を伴う 海上：25m/s 以上で雪を伴う</p> <p>大雪警報</p> <p>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■24 時間降雪の深さ 平地：20cm 以上 山地：40cm 以上</p> <p>波浪警報</p> <p>風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■有義波高 3.0m 以上</p> <p>高潮警報</p> <p>台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。</p> <p>■潮位 東京湾平均海面 (TP) 2.2m 以上</p> <p>地面現象警報☆</p> <p>大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</p> <p>浸水警報☆</p> <p>浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合</p>
212	第1部 風水害 応急対策 第1章 災害警戒期の活動 第2節 組織動員	(記載なし)	<p>注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。</p> <p>注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)</p> <p>注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)</p> <p>1. 災害時の配備体制の概要</p> <p>市は市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるための災害応急対策を迅速・適切に実施する必要がある。そのため、市長は、自らを本部長として、市に「泉佐野市災害対策本部」等を設置して職員の動員配備を行い、活動体制を確立する。</p> <p>市域に被害が生じた場合、又は生じると想定される場合には、災害の規模、段階に応じた災害対策本部体制（災害対策A号配備、災害対策B号配備、災害対策C号配備）を設置するものとし、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制を整備する。なお、休日、夜間等勤務時間外において、突発的災害が発生し、通信網の途絶等</p>

頁	部・節 内容	旧	新																																										
	更新した災害時配備体制に基づき内容を修正		<p>により配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、災害対策本部体制をとるものとして自主集団する。</p> <p>また、災害が発生していない場合においても、各種気象警報の発令等により、順次、警戒体制（警戒レベル1～警戒レベル4）をとり、災害の発生に備えた防災体制を配備する。</p> <p style="text-align: center;">表 災害配備体制表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">警 戒 体 制</td> <td>警戒レベル1</td> <td>指揮者；市民協働担当理事 配備員：市民協働課危機管理担当参事</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>指揮者；市民協働担当理事 配備員：市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、市民協働課、政策推進課長、行財政管理課長、総務課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、上下水道総務課長、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>指揮者；副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、学校教育部長、社会教育部長、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>指揮者；副市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災 害 対 策 本 部 体 制</td> <td>災害対策A号配備</td> <td>《警戒レベル4配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める最小限の人員</td> </tr> <tr> <td>災害対策B号配備</td> <td>《災害対策A号配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める人員</td> </tr> <tr> <td>災害対策C号配備</td> <td>指揮者：市長 配備員：全職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大規模災害が勤務時間外に発生した場合には、交通機能の麻痺等により速やかな登庁が困難となる職員が発生する。従って「各所属長が必要と認める人員」は、各職員の登庁手段等を考慮し人選する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">表 災害配備体制動員の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">警 戒 体 制</th> <th rowspan="2">災害配備体制</th> <th colspan="4">風水害</th> </tr> <tr> <th>雨量情報及び災害発生による基準</th> <th>河川水位による基準</th> <th>台風情報による基準</th> <th>高潮情報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警 戒 体 制</td> <td>警戒レベル1</td> <td>市域に各種気象警報が発令</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>市域に土砂災害警戒準備情報の発表</td> <td></td> <td>36時間以内に府域に台風が接近</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>2時間予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過</td> <td>はん濫注意水位に達した場合</td> <td>24時間以内に府域に台風が接近</td> <td>が発令</td> </tr> </tbody> </table>	警 戒 体 制	警戒レベル1	指揮者；市民協働担当理事 配備員：市民協働課危機管理担当参事	警戒レベル2	指揮者；市民協働担当理事 配備員：市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、市民協働課、政策推進課長、行財政管理課長、総務課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、上下水道総務課長、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員	警戒レベル3	指揮者；副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、学校教育部長、社会教育部長、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	警戒レベル4	指揮者；副市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	災 害 対 策 本 部 体 制	災害対策A号配備	《警戒レベル4配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める最小限の人員	災害対策B号配備	《災害対策A号配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める人員	災害対策C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員	警 戒 体 制	災害配備体制	風水害				雨量情報及び災害発生による基準	河川水位による基準	台風情報による基準	高潮情報による基準	警 戒 体 制	警戒レベル1	市域に各種気象警報が発令				警戒レベル2	市域に土砂災害警戒準備情報の発表		36時間以内に府域に台風が接近		警戒レベル3	2時間予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過	はん濫注意水位に達した場合	24時間以内に府域に台風が接近	が発令
警 戒 体 制	警戒レベル1	指揮者；市民協働担当理事 配備員：市民協働課危機管理担当参事																																											
	警戒レベル2	指揮者；市民協働担当理事 配備員：市長公室長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、上下水道局長、市民協働課、政策推進課長、行財政管理課長、総務課長、農林水産課長、クリーンセンター所長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、上下水道総務課長、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員																																											
	警戒レベル3	指揮者；副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、学校教育部長、社会教育部長、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員																																											
	警戒レベル4	指揮者；副市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員																																											
災 害 対 策 本 部 体 制	災害対策A号配備	《警戒レベル4配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める最小限の人員																																											
	災害対策B号配備	《災害対策A号配備に加えて》 指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員+各所属長が必要と認める人員																																											
	災害対策C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員																																											
警 戒 体 制	災害配備体制	風水害																																											
		雨量情報及び災害発生による基準	河川水位による基準	台風情報による基準	高潮情報による基準																																								
警 戒 体 制	警戒レベル1	市域に各種気象警報が発令																																											
	警戒レベル2	市域に土砂災害警戒準備情報の発表		36時間以内に府域に台風が接近																																									
	警戒レベル3	2時間予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過	はん濫注意水位に達した場合	24時間以内に府域に台風が接近	が発令																																								

頁	部・節 内容	旧	新				
			警戒レベル4 報の発表	市域に土砂災害警戒情 報の発表	避難判断水位に達 した場合	6 時間以内に府域 に台風が接近	府域に警報が 発令
			災害対策 A号配備	特定の場所で災害発生	1 時間後にはん濫 危険水位に達する と予測される場合		
			災害対策 B号配備	小規模災害が複数箇所 で発生	はん濫危険水位に 達した場合		
			災害対策 C号配備	大規模災害が発生	はん濫・決壊		
			備 考	上記以外においても、市長、又は副市長が必要と認めたとき は、警戒体制、災害対策本部体制を配備する。			警戒レベル 3・4は関係 部局のみとす る。 関係部局：市 民協働課、上 下水道総務 課、下水道整 備課、農林水 産課、政策推 進課、行財政 管理課、消防 本部
215	第1部 風水害 応急対策 第1章 災害警 戒期の活動 第2節 組織動 員 市立泉佐野病院 の地方独立行政 法人化に伴い代 理の記載を修正	2. 組織計画 キ. 本部長の代理 市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、 <u>助役(危機管理担当)</u> 、 <u>助 役、収入役、教育長、病院事業管理者</u> の順とする。	2. 組織計画 キ. 本部長の代理 市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、 <u>副市長、教育長</u> の順とす る。				
215	第1部 風水害 応急対策 第1章 災害警 戒期の活動 第2節 組織動	3. 動員計画 (1) 配備体制 ア. 災害対策本部設置前等の体制 災害対策本部を必要としない小規模災害の発生のおそれがあるとき、 <u>次に示す小規 模風水害時組織動員計画</u> による体制とする。	3. 動員計画 (1) 配備体制 ア. <u>風水害警戒体制(災害対策本部設置前)</u> 等の体制 災害対策本部を必要としない小規模災害の発生のおそれがあるとき、又は災害発生 のおそれが時間、規模等について推測困難な場合は、最小限の必要人員を配備し、警				

頁	部・節 内容	旧	新																			
員 現在の運用体制 に合わせて配備 体制を修正	<p>(7) 配備区分・配備時期・配備職員・動員方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th><th>配備基準</th><th>配備職員</th><th>動員方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前活動体制</td><td>警報が発令されたとき 若しくは災害発生の恐 れがあるとき</td><td>事前活動会議 参加部課長</td><td>危機管理担当参事 → 左記の部課長</td></tr> <tr> <td>警戒体制</td><td>災害発生のおそれがほ ぼ確実化した場合</td><td>事前活動会議の管 理職とその課の職 員</td><td>各部長 → 各所属長 → 各所属職員</td></tr> <tr> <td>小規模 風水害時配備 体制 (1号配備)</td><td>災害発生のおそれがあ るが、時間、規模等の 推測が困難な時</td><td>別表小規模風水害 時組織編成表 の管理職全員</td><td>各部長 → 各所属長 → 各管理職</td></tr> <tr> <td>小規模 風水害時配備 体制 (2号配備)</td><td>小規模な災害が発生し た時、若しくは発生の おそれがある時</td><td>別表小規模風水害 時組織編成表 の課の全職員</td><td>各部長 → 各所属長 → 各所属職員</td></tr> </tbody> </table> <p>・事前待機の決定について 職員の事前待機は、原則として事前活動体制時の事前活動会議において決定する。 但し、緊急時においては、生活産業部長が決定することができる。</p> <p>配備区分・配備時期・配備職員・動員方法</p> <p>(4) 小規模風水害時配備 小規模風水害時の配備は、上記配備区分に基づき、「小規模風水害時組織編成表」(資料編：1-4)のとおりとする。 配備区分に基づく各課の所掌事務は、「小規模風水害時所掌事務」(資料編：1-5)のとおりとする。</p> <p>イ. 災害対策本部 (資料編：1-3)</p> <p>(7) A号配備（準備体制） 災害発生のおそれが時間、規模等について推測困難な場合、最小限の必要人員を配備し、情報連絡、物資資材の点検等、災害に対する準備と小規模災害の応急対策を実施する体制</p> <p>(8) B号配備（警戒体制） 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市長が必要と認めた場合</p>	配備区分	配備基準	配備職員	動員方法	事前活動体制	警報が発令されたとき 若しくは災害発生の恐 れがあるとき	事前活動会議 参加部課長	危機管理担当参事 → 左記の部課長	警戒体制	災害発生のおそれがほ ぼ確実化した場合	事前活動会議の管 理職とその課の職 員	各部長 → 各所属長 → 各所属職員	小規模 風水害時配備 体制 (1号配備)	災害発生のおそれがあ るが、時間、規模等の 推測が困難な時	別表小規模風水害 時組織編成表 の管理職全員	各部長 → 各所属長 → 各管理職	小規模 風水害時配備 体制 (2号配備)	小規模な災害が発生し た時、若しくは発生の おそれがある時	別表小規模風水害 時組織編成表 の課の全職員	各部長 → 各所属長 → 各所属職員	<p>戒体制による体制を配備する。</p> <p>警戒体制における班構成及び事務分掌については（資料編1-5）のとおりとする。</p> <p>(7) 警戒体制：警戒レベル1 情報収集に必要な最小人員を配備し、情報収集を実施する体制</p> <p>(8) 警戒体制：警戒レベル2 災害発生のおそれが時間、規模等について推測困難な場合、最小限の必要人員を配備し、情報連絡等、災害に対する準備を実施する体制</p> <p>(9) 警戒体制：警戒レベル3 災害発生のおそれがあり、情報連絡だけでなく、物資資材の点検等、災害に対する準備を実施する体制</p> <p>(10) 警戒体制：警戒レベル4 警戒レベル3において、さらに災害発生の可能性が高まり、必要人員の増員が必要な場合</p> <p>イ. 災害対策本部 (資料編：1-3)</p> <p>(7) 災害対策本部体制：災害対策A号配備 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市長が必要と認めた場合で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制</p> <p>(8) 災害対策本部体制：災害対策B号配備 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市長が必要と認めた場合で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制</p> <p>(9) 災害対策本部体制：災害対策C号配備 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合で、市の全力をあげて防災活動を実施する体制</p>
配備区分	配備基準	配備職員	動員方法																			
事前活動体制	警報が発令されたとき 若しくは災害発生の恐 れがあるとき	事前活動会議 参加部課長	危機管理担当参事 → 左記の部課長																			
警戒体制	災害発生のおそれがほ ぼ確実化した場合	事前活動会議の管 理職とその課の職 員	各部長 → 各所属長 → 各所属職員																			
小規模 風水害時配備 体制 (1号配備)	災害発生のおそれがあ るが、時間、規模等の 推測が困難な時	別表小規模風水害 時組織編成表 の管理職全員	各部長 → 各所属長 → 各管理職																			
小規模 風水害時配備 体制 (2号配備)	小規模な災害が発生し た時、若しくは発生の おそれがある時	別表小規模風水害 時組織編成表 の課の全職員	各部長 → 各所属長 → 各所属職員																			

頁	部・節 内容	旧	新			
		<p>で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制</p> <p>(ウ) C号配備 <u>(非常体制)</u></p> <p>大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合で、市の全力をあげて防災活動を実施する体制</p>				
216	第1部 風水害 応急対策 第1章 災害警戒期の活動 第2節 組織動員 ポケットベル廃止に伴う修正	<p>3. 動員計画</p> <p>(2) 動員方法</p> <p>(イ) 非常召集の方法</p> <p>a. 担当部班長等による非常召集の方法は、電話、携帯電話又は<u>ポケットベル</u>によることとする。</p> <p>電文 <u>「サイカ イ ユイ」イ</u> 解読文 <u>災害緊急事態のため至急参集せよ。泉佐野市</u></p>	<p>3. 動員計画</p> <p>(2) 動員方法</p> <p>(イ) 非常召集の方法</p> <p>a. 担当部班長等による非常召集の方法は、電話、携帯電話又は<u>「おおさか防災ネット」</u>による防災情報メール配信によることとする。</p>			
219	第1部 風水害 応急対 第1章 災害警戒期の活動 第3節 警戒活動 土砂災害警戒活動に関する記載を、土砂災害警戒情報の発令基準に準拠した記載に修正	<p>3. 土砂災害警戒活動</p> <p>豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。</p> <p>(1) 警戒体制</p> <p>ア. 第1次警戒体制の場合</p> <p>(イ) 防災パトロール、危険箇所の前兆現象の把握、住民に対する広報を実施する。</p> <p>(ウ) 自治会等の防災活動を要請する。</p> <p>(エ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。</p> <p>イ. 第2次警戒体制の場合</p> <p>(イ) 住民等に避難準備を行うよう広報を行う。</p> <p>(エ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の警戒基準雨量</p> <p>警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断するべきであるが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。</p> <p>[警戒体制をとる場合の基準雨量]</p> <table border="1"> <tr> <td>前日までの連</td> <td>前日までの連続</td> <td>前日までの雨量</td> </tr> </table>	前日までの連	前日までの連続	前日までの雨量	<p>3. 土砂災害警戒活動</p> <p>豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。</p> <p>(1) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の警戒活動の基準</p> <p>ア. 第1次警戒体制</p> <p><u>予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時</u></p> <p>イ. 第2次警戒体制</p> <p><u>土砂災害警戒情報を発表時</u></p> <p>なお、山地災害危険地区は、上記基準を参考に警戒活動を開始する。</p> <p>(2) 警戒活動</p> <p>ア. 第1次警戒体制の場合</p> <p>(イ) 防災パトロール、危険箇所の前兆現象の把握、住民に対する広報を実施する。</p> <p>(ウ) 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の防災活動を要請する。</p> <p>(エ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。</p> <p>(オ) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。</p> <p>イ. 第2次警戒体制の場合</p> <p>(イ) 適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。</p>
前日までの連	前日までの連続	前日までの雨量				

頁	部・節 内容	旧					新
		続雨量が 100 mm以上あった場合	雨量が 40~100 mmあった場合	がない場合			(3) 土砂災害警戒情報
	第1警戒体制	当日の日雨量が 50 mmをこえたとき	当日の日雨量が 80 mmをこえたとき	当日の日雨量が 100 mmをこえたとき	危険区域内に異常が生じ市長が必要と認めた場合		大雨により土砂災害の危険度が高まった場合に、府と大阪管区気象台が共同して発表する情報である。 なお、発表は、気象台の短時間降雨予測に基づき、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壤雨量指数が基準を超過することが見込まれる場合に発表される。
	第2警戒体制	当日の日雨量が 50 mmをこえ、時間雨量 30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 80 mmをこえ、時間雨量 30 mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100 mmをこえ、時 間雨量 30 mm程度の強雨が降り始めたとき	"		※土砂災害発生基準雨量 過去に当該地域で土砂災害をもたらした累積雨量の下限値であり、土砂災害発生の目安となる。 ※土壤雨量指数 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壤中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく 5km 四方の領域ごとに算出する。 また、土壤雨量指数と土砂災害の危険度との対応を分かりやすく表現するため、5km 四方領域ごとに、過去 10 年間に出現したひと雨ごとの土壤雨量指数を、高い順に並べたものを履歴順位といい、一般に、履歴順位が高いときほど土砂災害発生の危険度が高い。
	(注) ただし、降雪、融雪時並びに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。						
		ア. 第1警戒体制においては、危険箇所の警戒巡回、住民等に対する広報を実施する。					
		イ. 第2警戒体制においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。					
	(3) 土石流危険渓流の警戒基準雨量						
		ア. 第1次警戒体制の場合					
		警戒雨量 125ミリ (泉南地区)					
		イ. 第2次警戒体制の場合					
		避難雨量目安 166ミリ (泉南地区)					
		これらの基準雨量については、府土木部において行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務(抄)」等の結果を参考に府下全域で考慮したものである。土石流の発生は、それぞれの渓流の地形・地質条件及び降雨特性により著しく異なるので、関係市町村が基準雨量を設定するにあたっては、渓流の特性を十分考慮し、関係機関と調整を行い決定する。					
	(4) 情報の収集及び伝達						(4) 情報の収集及び伝達

頁	部・節 内容	旧	新
	<p>イ. 土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括</p> <p>土砂災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括</p>	<p>ア. 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路</p> <p>住民・学校・社会福祉施設・その他</p>	
224	第1部 風水害 応急対策	第4節 避難誘導	第4節 避難誘導

頁	部・節 内容	旧	新										
	<p>第1章 災害警戒期の活動</p> <p>第4節 避難誘導</p> <p>避難勧告判断伝達マニュアル、泉佐野市災害時要援護者避難支援計画の内容を反映</p>	<p>災害から住民の安全を確保するため、市及び関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1. 避難の勧告・指示</p> <p>(4) 避難の実施基準等</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">実施基準</td><td> <p>ア. 建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき イ. 火災が拡大するおそれがあるとき ウ. 爆発等のおそれがあるとき エ. 地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき オ. その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">伝達内容</td><td> <p>ア. 効告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">伝達方法</td><td> <pre> graph LR A[災害対策本部] --> B[防災行政無線] A --> C[各出先機関] A --> D["※サイレン、警鐘（消防本部、消防団）"] A --> E[広報車等の拡声器及び徒步による広報] A --> F[電話] A --> G[伝令] A --> H[報道機関] F --> I[自治会] I --> J[避難地区住民] </pre> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難勧告 伝達文 (例文)</td><td> <p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備の指示が出されました。</p> <p>〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。(避難先等注意事項を続ける。)</p> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">実施基準</td><td> <p>ア. 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき</p> </td></tr> </table>	実施基準	<p>ア. 建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき イ. 火災が拡大するおそれがあるとき ウ. 爆発等のおそれがあるとき エ. 地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき オ. その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき</p>	伝達内容	<p>ア. 効告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p>	伝達方法	<pre> graph LR A[災害対策本部] --> B[防災行政無線] A --> C[各出先機関] A --> D["※サイレン、警鐘（消防本部、消防団）"] A --> E[広報車等の拡声器及び徒步による広報] A --> F[電話] A --> G[伝令] A --> H[報道機関] F --> I[自治会] I --> J[避難地区住民] </pre>	避難勧告 伝達文 (例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備の指示が出されました。</p> <p>〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。(避難先等注意事項を続ける。)</p>	実施基準	<p>ア. 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき</p>	<p>災害から住民の安全を確保するため、市及び関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>避難誘導の際は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）」に従うとともに、「災害時要援護者避難支援計画」に沿った災害時要援護者に対する避難支援に努める。</p> <p>1. 避難指示、避難勧告、一時避難情報、避難準備情報</p> <p>住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。</p> <p>(1) 避難勧告等の種類</p> <p>ア. 避難準備情報</p> <p>災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の開始を準備する必要がある場合や、避難支援者（災害時要援護者等、避難行動に時間を要する者を支援する者）が支援行動のための準備を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。</p> <p>イ. 一時避難情報</p> <p>災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動を開始する必要があるが、自宅内の高所や斜面から離れた場所、近隣の安全な場所等に一時的に移動することにより、人的被害を避けることが可能な場合に、情報を提供するもの。また、災害時要援護者等の避難のために、避難支援者が行動を開始する必要がある場合に、情報を提供するもの。</p> <p>この場合、避難途中の被災を避けることができるのであれば、後述する立ち退き避難の行動を取ることがより望ましい。</p> <p>ウ. 避難勧告（立ち退き避難）</p> <p>災害により人的被害が発生するおそれがあり、被害拡大防止するため特に必要がある場合、対象地域の住民等に対して、安全な場所（指定避難場所等）への避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。</p> <p>この場合、避難途中の被災を避けるため、必要に応じて防災関係者による避難誘導を行うようとする。</p> <p>エ. 避難指示</p> <p>災害による被害の危険が目前に切迫している場合に、「避難勧告」より強い拘束力で以って、対象地域の住民等に対し、安全な場所（指定避難場所等）への避難のための立ち退きを促すもの。</p> <p>この場合、避難途中の被災を避けるため、二次被害の危険性を考慮した上で、防災関係者による避難誘導を伴うようとする。</p> <p>(2) 避難勧告等発令時の状況と市民に求める行動</p>
実施基準	<p>ア. 建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき イ. 火災が拡大するおそれがあるとき ウ. 爆発等のおそれがあるとき エ. 地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき オ. その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき</p>												
伝達内容	<p>ア. 効告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p>												
伝達方法	<pre> graph LR A[災害対策本部] --> B[防災行政無線] A --> C[各出先機関] A --> D["※サイレン、警鐘（消防本部、消防団）"] A --> E[広報車等の拡声器及び徒步による広報] A --> F[電話] A --> G[伝令] A --> H[報道機関] F --> I[自治会] I --> J[避難地区住民] </pre>												
避難勧告 伝達文 (例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備の指示が出されました。</p> <p>〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。(避難先等注意事項を続ける。)</p>												
実施基準	<p>ア. 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき</p>												

頁	部・節 内容	旧	新																							
		<table border="1"> <tr> <td></td><td>イ. 災害が発生した現場に残留者がある場合</td></tr> <tr> <td>伝達内容</td><td>避難勧告と同じ</td></tr> <tr> <td>伝達方法</td><td>避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。</td></tr> <tr> <td>避難指示文 (例文)</td><td> <p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。</p> <p>〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。(避難先等注意事項を続ける。)</p> </td></tr> </table>		イ. 災害が発生した現場に残留者がある場合	伝達内容	避難勧告と同じ	伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。	避難指示文 (例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。</p> <p>〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。(避難先等注意事項を続ける。)</p>	<table border="1"> <tr> <td></td><td>発令時の状況</td><td>市民に求める行動</td></tr> <tr> <td>避難準備情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 </td></tr> <tr> <td>一時避難情報</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は行動を開始 </td></tr> <tr> <td>避難勧告</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所への避難行動を開始 ・災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は避難行動を開始 </td></tr> <tr> <td>避難指示</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 </td></tr> </table>		発令時の状況	市民に求める行動	避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 	一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は行動を開始 	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所への避難行動を開始 ・災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は避難行動を開始 	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始
	イ. 災害が発生した現場に残留者がある場合																									
伝達内容	避難勧告と同じ																									
伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。																									
避難指示文 (例文)	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。</p> <p>〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。(避難先等注意事項を続ける。)</p>																									
	発令時の状況	市民に求める行動																								
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の可能性が予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始 ・避難支援者は、支援行動のための準備を開始 																								
一時避難情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であるが、予想される災害が、自宅内や近隣の、より安全な場所への一時避難で、住民の安全が確保される程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅内の高所など、人的被害を避けることができる場所へ一時的に自主避難を開始 ・災害時要援護者等を必要最小限度の移動で安全な場所へ避難させるため、避難支援者は行動を開始 																								
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を開始しなければならない段階であり、予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる程度の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された避難所への避難行動を開始 ・災害時要援護者等を指定された避難所へ避難させるため、避難支援者は避難行動を開始 																								
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・堤防の隣接地、斜面の直下等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後、避難中の住民は、周囲の状況を確認しながら避難行動を速やかに完了 ・未だ避難していない対象住民は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始 																								

※上表は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）」に定めたもの。

(4) 避難準備情報の発令

伝達内容	ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先
------	--------------------------------

頁	部・節 内容	旧	新																								
			<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td> <p>エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p> </td><td></td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">災害対策本部</td><td> <p>防災行政無線 _____</p> <p>各出先機関 _____</p> <p>※サイレン、警鐘（消防本部、消防団）_____</p> <p>広報車等の拡声器及び徒步による広報 _____</p> <p>電話 _____</p> <p>伝令 _____</p> <p>報道機関 _____</p> </td><td style="text-align: center;">避難地区住民</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">伝達方法</td><td> <p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p> </td><td></td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">避難準備情報 <u>伝達文</u> (例文)</td><td></td><td></td></tr> </table>			<p>エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p>			災害対策本部	<p>防災行政無線 _____</p> <p>各出先機関 _____</p> <p>※サイレン、警鐘（消防本部、消防団）_____</p> <p>広報車等の拡声器及び徒步による広報 _____</p> <p>電話 _____</p> <p>伝令 _____</p> <p>報道機関 _____</p>	避難地区住民		伝達方法	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p>			避難準備情報 <u>伝達文</u> (例文)										
		<p>エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p>																									
	災害対策本部	<p>防災行政無線 _____</p> <p>各出先機関 _____</p> <p>※サイレン、警鐘（消防本部、消防団）_____</p> <p>広報車等の拡声器及び徒步による広報 _____</p> <p>電話 _____</p> <p>伝令 _____</p> <p>報道機関 _____</p>	避難地区住民																								
	伝達方法	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難準備情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難の準備をして下さい。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、〇〇へ避難を開始してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p>																									
	避難準備情報 <u>伝達文</u> (例文)																										
			<p>(5)一時避難情報</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td> <p>ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p> </td><td></td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">伝達内容</td><td> <p>避難準備情報と同じ</p> </td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">伝達方法</td><td> <p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から一時避難情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、自宅内や近隣の高所など、安全を確保できる場所へ一時的に自主避難をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p> </td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">避難勧告 <u>伝達文</u> (例文)</td><td></td></tr> </table> <p>(6) 避難勧告の発令</p> <table border="1"> <tr> <td></td><td> <p>ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p> </td><td></td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">伝達内容</td><td> <p>避難準備情報と同じ</p> </td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">伝達方法</td><td> <p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難勧告が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p> </td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">避難勧告 <u>伝達文</u> (例文)</td><td></td></tr> </table>		<p>ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p>			伝達内容	<p>避難準備情報と同じ</p>		伝達方法	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から一時避難情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、自宅内や近隣の高所など、安全を確保できる場所へ一時的に自主避難をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p>		避難勧告 <u>伝達文</u> (例文)			<p>ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p>			伝達内容	<p>避難準備情報と同じ</p>		伝達方法	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難勧告が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p>		避難勧告 <u>伝達文</u> (例文)	
	<p>ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p>																										
	伝達内容	<p>避難準備情報と同じ</p>																									
	伝達方法	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から一時避難情報が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、自宅内や近隣の高所など、安全を確保できる場所へ一時的に自主避難をして下さい。 お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇へ避難してください。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p>																									
	避難勧告 <u>伝達文</u> (例文)																										
	<p>ア. 勧告者 イ. 避難すべき理由 ウ. 避難先 エ. 避難経路 オ. 避難誘導員の指示連絡等</p>																										
	伝達内容	<p>避難準備情報と同じ</p>																									
	伝達方法	<p>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難勧告が出されました。 〇〇のため、〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</p>																									
	避難勧告 <u>伝達文</u> (例文)																										

頁	部・節 内容	旧	新																																								
			<p>(7) <u>避難指示の発令</u></p> <table border="1"> <tr> <td>伝達内容</td><td>避難準備情報と同じ</td></tr> <tr> <td>伝達方法</td><td>避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。</td></tr> <tr> <td>避難指示 伝達文 (例文)</td><td>市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。 〇〇のため、<u>大変危険な状況です。</u>〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)</td></tr> </table> <p><u>2. 避難勧告等の発令基準</u></p> <p>市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（案）」等に基づき、避難準備情報を発令・伝達する。</p> <p>(1) <u>浸水・はん濫災害に備えた基準</u></p> <p>ア. 洪水予報の基準水位 (O.P. m)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名 (観測所)</th><th>水防団待機水位</th><th>はん濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>はん濫危険水位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見出川</td><td>1.00m</td><td>1.50m</td><td>1.60m</td><td>2.40m</td></tr> <tr> <td>佐野川</td><td>0.75m</td><td>1.25m</td><td>1.45m</td><td>1.85m</td></tr> <tr> <td>樺井川</td><td>1.00m</td><td>2.25m</td><td>3.85m</td><td>4.50m</td></tr> </tbody> </table> <p>イ. 浸水災害に備えた基準</p> <table border="1"> <tr> <td>発令種別</td><td>判断基準</td></tr> <tr> <td>避難準備情報</td><td>市域に大雨警報（浸水害）が発表され、かつ ①降雨の継続が予想されるとき 又は ②記録的短時間大雨情報が発表されたとき</td></tr> <tr> <td>一時避難情報</td><td>市域に大雨警報（浸水害）が発表され、かつ ③10分間観測雨量が20mmを超える、それを含む1時間の観測雨量が55mmを超えたとき</td></tr> <tr> <td>避難勧告</td><td>—</td></tr> <tr> <td>避難指示</td><td>—</td></tr> </table> <p>ウ. はん濫災害に備えた基準（水位周知河川）</p> <table border="1"> <tr> <td>発令種別</td><td>判断基準</td></tr> <tr> <td>避難準備 情報</td><td>市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ ①はん濫注意水位に到達したとき</td></tr> </table>	伝達内容	避難準備情報と同じ	伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。	避難指示 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。 〇〇のため、 <u>大変危険な状況です。</u> 〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)	河川名 (観測所)	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	見出川	1.00m	1.50m	1.60m	2.40m	佐野川	0.75m	1.25m	1.45m	1.85m	樺井川	1.00m	2.25m	3.85m	4.50m	発令種別	判断基準	避難準備情報	市域に大雨警報（浸水害）が発表され、かつ ①降雨の継続が予想されるとき 又は ②記録的短時間大雨情報が発表されたとき	一時避難情報	市域に大雨警報（浸水害）が発表され、かつ ③10分間観測雨量が20mmを超える、それを含む1時間の観測雨量が55mmを超えたとき	避難勧告	—	避難指示	—	発令種別	判断基準	避難準備 情報	市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ ①はん濫注意水位に到達したとき
伝達内容	避難準備情報と同じ																																										
伝達方法	避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。																																										
避難指示 伝達文 (例文)	市民のみなさんにお知らせします。〇〇から避難の指示が出されました。 〇〇のため、 <u>大変危険な状況です。</u> 〇〇地区は被害のおそれがあるので、直ちに避難をして下さい。 (避難先、危険な場所等注意事項を続ける。)																																										
河川名 (観測所)	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位																																							
見出川	1.00m	1.50m	1.60m	2.40m																																							
佐野川	0.75m	1.25m	1.45m	1.85m																																							
樺井川	1.00m	2.25m	3.85m	4.50m																																							
発令種別	判断基準																																										
避難準備情報	市域に大雨警報（浸水害）が発表され、かつ ①降雨の継続が予想されるとき 又は ②記録的短時間大雨情報が発表されたとき																																										
一時避難情報	市域に大雨警報（浸水害）が発表され、かつ ③10分間観測雨量が20mmを超える、それを含む1時間の観測雨量が55mmを超えたとき																																										
避難勧告	—																																										
避難指示	—																																										
発令種別	判断基準																																										
避難準備 情報	市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ ①はん濫注意水位に到達したとき																																										

頁	部・節 内容	旧	新
			<p><u>一時避難情報</u> 市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ②避難判断水位に到達したとき</p> <p><u>避難勧告</u> ③上記②の状況で、かつ降雨が継続し、さらに水位上昇が予想される場合下記の箇所を対象に発令 1) 浸水想定区域で浸水深が2mを超える区域 2) 短時間豪雨による浸水警戒区域 3) 河川の堤防や護岸に隣接している箇所</p> <p><u>避難指示</u> ④はん濫危険水位に到達したとき ⑤堤防決壊や護岸崩壊のおそれがあるとき (堤防決壊や護岸崩壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき) 下記の箇所を対象に発令 1) 浸水想定区域で浸水深が2mを超える区域 2) 短時間豪雨による浸水警戒区域 3) 河川の堤防や護岸に隣接している箇所</p>
エ. はん濫災害に備えた基準（その他の河川（樺井川：水位情報の一部あるいは全部がない場合））			
		<p><u>発令種別</u> 判断基準</p> <p><u>避難準備情報</u> 市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ①上流域のいずれかの雨量観測所の雨量が、50mm/hに達した場合</p> <p><u>一時避難情報</u> 市域に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、かつ②上記①の状況で、かつ大木雨量観測所の雨量が、50mm/hに達した場合</p> <p><u>避難勧告</u> ③上記②の状況で、かつ降雨が継続し、さらに水位上昇が予想される場合下記の箇所を対象に発令 1) 浸水想定区域で浸水深が2mを超える区域 2) 短時間豪雨による浸水警戒区域 3) 河川の堤防や護岸に隣接している箇所</p> <p><u>避難指示</u> ④大和橋（大木小学校横）桁下から約1mまで上昇した場合 ⑤堤防決壊や護岸崩壊のおそれがあるとき (堤防決壊や護岸崩壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき) 下記の箇所を対象に発令 1) 浸水想定区域で浸水深が2mを超える区域 2) 短時間豪雨による浸水警戒区域 3) 河川の堤防や護岸に隣接している箇所</p>	
(2) 土砂災害に備えた基準			
		<p><u>発令種別</u> 判断基準</p> <p><u>避難準備情報</u> 下記の①②③すべての条件を満たした場合に発表</p>	

頁	部・節 内容	旧	新
			<p>①市域に大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ②「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における「3 時間予測雨量」が「土砂災害発生警戒基準線（CL）」を超過し、土砂災害警戒準備情報が発表された場合 ③今後も降雨が継続すると予想される場合</p> <p>一時避難情報 上記①③及び下記④すべての条件を満たした場合に発表 ④「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における「2 時間以上予測雨量」が「土砂災害発生警戒基準線（CL）」を超過し、かつ土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>避難勧告 上記①③及び④の状況で、下記⑤の条件を満たした場合に発令 ⑤指令避難所までの避難経路の安全が確保されている場合 （防災関係者の避難誘導準備が整った場合）</p> <p>避難指示 上記①③及び下記⑥すべての条件を満たした場合に発表 ⑥「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における「現況雨量」が「土砂災害発生警戒基準線（CL）」を超過した場合</p>
230	第1部 風水害 応急対策 第1章 災害警戒期の活動 第4節 避難誘導 避難誘導時の災害時要援護者対策への記載の追加	<p>2. 避難者の誘導</p> <p>避難の誘導は、府警察、消防機関、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。</p> <p>(1) 誘導にあたっては、定められた避難所への自治会単位での集団避難を心掛け、要援護高齢者・障害者等及び介助者を優先して行うものとする。 なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとする。</p> <p>(2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。</p> <p>(3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。</p> <p>(4) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。</p>	<p>3. 避難者の誘導</p> <p>避難の誘導は、泉佐野警察、消防機関、町会・自治会（自主防災組織を含む）役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。</p> <p>(1) 誘導にあたっては、定められた避難所への町会・自治会単位での集団避難を心掛け、災害時要援護者及び介助者を優先して行うものとする。 なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとし、合わせて被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</p> <p>(2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。</p> <p>(3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。</p> <p>(4) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。</p> <p>(5) 在宅の災害時要援護者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。よって、地域住民等の協力を得ながら、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。</p>
234	第1部 風水害 応急対策	<p>2. 被害状況の伝達</p> <p>関係部班 報道機関及び主な関係機関</p>	<p>2. 被害状況の伝達</p> <p>関係機関への情報伝達系統図</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	<p>第2章 災害発生後の活動 第1節 災害情報の収集伝達</p> <p>市長公室への防災担当の移管により、生活産業部との伝達経路の役割を調整</p>	<p style="text-align: center;">図 関係機関への情報伝達系統</p>	
239	<p>第1部 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第3節 広域応援等の要請・受入れ</p>	<p>1. 応援の要請 (記載なし)</p>	<p>1. 応援の要請</p> <p>(5) 緊急消防援助隊の応援の要請</p> <p>市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。(資料編: 2-13)</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	緊急消防救援隊の応援要請に関する記載を追加		
246	第1部 風水害 応急対策 第2章 災害発生後の活動 第6節 医療活動 市立泉佐野病院の地方独立行政法人化に伴う名称の修正	<p>2. 医療救護活動</p> <p>(1) 医療救護班の編成・派遣</p> <p>市は、災害発生後、直ちに市災害医療センター（市立泉佐野病院）による医療救護班を派遣し医療救護活動を実施する。</p> <p>班編成は、医師<u>1</u>名、看護師2名、事務職員<u>2</u>名の計5名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて増班する。</p> <p>市単独および市立泉佐野病院では十分な対応ができない程度の災害が発生した場合は、泉佐野泉南医師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。</p>	<p>2. 医療救護活動</p> <p>(1) 医療救護班の編成・派遣</p> <p>市は、災害発生後、直ちに市災害医療センター（りんくう総合医療センター）に医療救護班の派遣を要請し医療救護活動を実施する。</p> <p>班編成は、医師<u>2</u>名、看護師2名、事務職員等<u>1</u>名の計5名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて増班する。</p> <p>市及びりんくう総合医療センターでは十分な対応ができない程度の災害が発生した場合は、泉佐野泉南医師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。</p>
258	第1部 風水害 応急対策 第2章 災害発生後の活動 第10節 ライフライン・放送の確保 電気通信会社にKDDIを追加し内容を更新	<p>2. 各事業者における対応</p> <p>(5) 電気通信（西日本電信電話株式会社）</p> <p>ア. 通信の非常疎通措置</p> <p>災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合には、臨機に利用制限等の措置を行う。</p> <p>(ウ) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。</p>	<p>2. 各事業者における対応</p> <p>(5) 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））</p> <p>ア. 通信の非常疎通措置</p> <p>災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <p>(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合には、臨機に利用制限等の措置を行う。</p> <p>(ウ) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。</p> <p>(エ) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。</p>
265	第1部 風水害 応急対策 第2章 災害発生後の活動 第14節 避難所の開設・運営 配備体制に合わ	<p>1. 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア. 市長は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。</p> <p>イ. 市長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を職員又は施設の管理者の中から専任し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。</p>	<p>1. 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。</p> <p>イ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための避難所責任者を職員又は施設の管理者の中から選任し、避難所の開設と</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	せて避難所開設方法の修正 避難所開設における施設の安全確認の追加	ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができます。	被災者の収容にあたる。 ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、 <u>町会・自治会（自主防災組織を含む）</u> の役員や施設の管理者を開設者とすることができます。 <u>ウ. 避難所責任者は、避難所の開設に先立ち、施設の被害状況等を確認し、安全を確認したうえで避難所を開設する。</u>
266	第1部 風水害 応急対策 第2章 災害発生後の活動 第14節 避難所の開設・運営 避難所における女性への配慮等 プライバシーの確保に関する記載を追加	(記載なし)	<p>2. 避難所の管理・運営</p> <p>(2) 避難所の管理・運営</p> <p><u>キ. 女性への配慮等プライバシーの確保</u></p> <p>避難所では、限られた空間で多くの人が集団生活をすることとなるため、被災者同士のプライバシーや、特に女性の安全・安心が守られるよう配慮を行うとともに、避難所内外での作業や家事等の負担が女性へ集中することがないよう適正な分担を行い、被災者が公平に作業を行える環境づくりに努める。</p> <p>(フ) 間仕切り（一人暮らしの女性、高齢者・障害者、乳幼児のいる家族等）の設置 (イ) 男女別・障害者用のトイレ、更衣（又は化粧）スペースの設置 (ガ) 女性用洗濯物の干し場の確保 (エ) 授乳スペース・育児スペースの確保 (オ) 女性や子供のための相談窓口 (ホ) その他必要なもの</p>
266	第1部 風水害 応急対策 第2章 災害発生後の活動 第14節 避難所の開設・運営 避難所閉鎖への段階的な移行のため、避難所の統合を追加	<p>2. 避難所の管理・運営</p> <p>(3) 避難所の閉鎖</p> <p>ア. 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。</p> <p>イ. 避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。</p> <p>ウ. 市長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。</p>	<p>2. 避難所の管理・運営</p> <p>(3) 避難所の統合・閉鎖</p> <p>ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。</p> <p>イ. 避難所責任者は、市長（警戒体制配備時は副市長）の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。</p> <p>ウ. 避難者の帰宅、応急仮設住宅への入居等により、避難所生活者が減少した時は、地域単位等で避難所を統合する。</p> <p>エ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。</p>
272	第1部 風水害 応急対策	<p>2. 緊急援護の実施</p> <p>(1) 在宅福祉サービスの継続的提供</p>	<p>2. 緊急援護の実施</p> <p>(1) 在宅福祉サービスの継続的提供</p>

頁	部・節 内容	旧	新
	第2章 災害発生後の活動 第 17 節 福祉活動 府の計画に基づき修正	被災した要援護高齢者・障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、 <u>ホームヘルパーの派遣等</u> 、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。	被災した要援護高齢者・障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。 <u>その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要援護者本人の意思を尊重して対応する。</u>
275	第1部 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第 20 節 応急教育等 応急教育の対象に幼稚園を追加	1. 実施責任者 (1) <u>市立小中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市教育委員会が行う。</u> (2) 災害に対する各学校等の措置については、校長は市教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。 (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長が実施する。	1. 実施責任者 (1) <u>市立の幼稚園、小学校、中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は市教育委員会が行う。</u> (2) 災害に対する各学校の措置については、校長、 <u>園長</u> は市教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。 (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長が実施する。
283	第1部 風水害応急対策 第2章 災害発生後の活動 第 23 節 自発的支援の受入れ 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の防災業務計画に基づき記載を修正	2. 義援金・義援物資の受付・配分 (3) <u>小包郵便料金の免除</u> <u>近畿郵政局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護活動を実施するものである。</u> <u>郵政事業庁長官が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便料金は免除されるものである。</u>	2. 義援金・義援物資の受付・配分 (3) <u>郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の援護対策等</u> <u>郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体あてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除等、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</u>
294	第2部 その他災害応急対策 第 4 節 海上災害応急対策	5. 流出油対策 (1) <u>大阪湾における流出油対策</u> <u>「大阪湾・播磨灘排出油防除協議会」は、大阪湾において大量の油が流出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、かつその実施を推進する。また、万一油が流出した場合、</u>	5. 流出油等対策 (1) <u>大阪湾における流出油等対策</u> <u>大量の油等が海上に流出したときは、応急措置義務者（原因者）が応急措置を行い付近にある者や船舶に対し注意喚起を行うほか、第五管区海上保安本部はその周辺海域の警戒</u>

頁	部・節 内容	旧	新
	大阪湾における流出油等対策について、現在の対策内容に合わせて修正	<p>各機関は協同して次の流出油防除活動を行うものとする。</p> <p>ア. 情報の収集、伝達</p> <p>イ. 警戒区域の安全対策</p> <p>ウ. 広報活動</p> <p>エ. 流出油防除資材の提供及び輸送</p> <p>オ. 流出油防除作業</p> <p>カ. 廃棄物等の処理</p> <p>キ. 人命救助及び救護作業</p>	<p>を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶の進入禁止措置、避難勧告等を行うものとする。</p> <p>防除活動は、防除措置義務者（原因者）が主体となって行うほか、第五管区海上保管本部、府、市及び防災関係機関等が連携し次の防除作業を実施する。また大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会へ情報伝達を行うものとする。</p> <p>ア. 避難誘導</p> <p>イ. 人命救助及び救護作業</p> <p>ウ. 消化作業</p> <p>エ. 流出油等の処理作業</p>
302	第3部 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第4節 経済の安定 政府系金融機関の名称変更に伴う修正	<p>1. 金融措置</p> <p>(4) 政府系金融機関</p> <p>ア. 中小企業金融公庫 被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。</p> <p>イ. 国民金融公庫 被災者に対して必要であると認めたときは、次の措置をとることがある。</p> <p>(ア) 債務者に対して償還期間を延長する。</p> <p>(イ) 新たに貸受けるときは、据置期間、償還期間を延長する。</p> <p>(ウ) 災害の状況により利率を引下げる。</p> <p>ウ. 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける。</p> <p>エ. 農業関係融資</p> <p>(ア) 天災融資資金（農協等）</p> <p>(イ) 農業基盤整備資金（農林漁業金融公庫）</p> <p>(ウ) 農林漁業施設資金（農林漁業金融公庫）</p> <p>(エ) 自作農維持資金（農林漁業金融公庫）</p> <p>(オ) 大阪府農林漁業経営安定資金（農協等）</p>	<p>1. 金融措置</p> <p>(4) 政府系金融機関</p> <p>ア. 株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業 被災者に対し、災害の程度に応じて、そのつど融資条件を定める災害復旧貸付を行う。</p> <p>イ. 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業 被災者に対して必要であると認めたときは、次の措置をとすることがある。</p> <p>(ア) 債務者に対して償還期間を延長する。</p> <p>(イ) 新たに貸受けるときは、据置期間、償還期間を延長する。</p> <p>(ウ) 災害の状況により利率を引下げる。</p> <p>ウ. 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工組合中央金庫は、激甚災害を受けた中小企業及び中小企業等協同組合などで、災害救助法が適用された地域内に事業所を有するものに対して、その再建資金を貸付ける。</p> <p>エ. 農業関係融資</p> <p>(ア) 天災融資資金（農協等）</p> <p>(イ) 農業基盤整備資金（株式会社日本政策金融公庫）</p> <p>(ウ) 農林漁業施設資金（株式会社日本政策金融公庫）</p> <p>(エ) 自作農維持資金（株式会社日本政策金融公庫）</p> <p>(オ) 大阪府農林漁業経営安定資金（農協等）</p>
303	第3部 災害復旧・復興対策編 第1章 生活の安定 第4節 経済の安定	<p>1. 金融措置</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金</p> <p>ア. 被災者生活再建支援金の支給 市は被害状況を取りまとめ大阪府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。</p> <p>イ. 被災者生活再建支援制度の概要 (ア) 被災者生活再建支援法の目的</p>	<p>1. 金融措置</p> <p>(5) 被災者生活再建支援金</p> <p>ア. 被災者生活再建支援金の支給 市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。</p> <p>イ. 被災者生活再建支援制度の概要 (ア) 被災者生活再建支援法の目的</p>

頁	部・節 内容	旧	新																															
	被災者生活再建支援金制度の改正に伴う内容の修正	<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p> <p>(イ) 対象となる自然災害</p> <p>自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</u> b. <u>10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</u> c. <u>100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</u> d. <u>5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記a～cに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</u> <p>(ウ) 支給対象世帯</p> <p>自然災害により、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 住宅が「全壊」した世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象になる。 <table border="1" data-bbox="404 1071 1235 1429"> <thead> <tr> <th rowspan="2">収入合計額</th> <th rowspan="2">世帯主の年齢等</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下の世帯</td> <td>世帯主の年齢は問わない。</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>700万円以下の世帯</td> <td></td> <td>150万円</td> <td>112・5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>800万円以下の世帯</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない。	300万円	225万円	500万円超	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯			700万円以下の世帯		150万円	112・5万円	700万円超	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯			800万円以下の世帯				<p>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。</p> <p>(イ) 対象となる自然災害</p> <p>自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</u> b. <u>10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</u> c. <u>100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</u> d. <u>a又はbの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</u> e. <u>a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</u> f. <u>a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）</u> <p>(ウ) 支給対象世帯</p> <p>自然災害により、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 住宅が「全壊」した世帯 b. 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 c. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 d. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） <p>(エ) 支給金額</p> <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額が支給される。</p> <p>（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="1280 1389 2133 1429"> <thead> <tr> <th>住宅の</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> </table>	住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
収入合計額	世帯主の年齢等	支給限度額																																
		複数世帯	単数世帯																															
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない。	300万円	225万円																															
500万円超	被災日において世帯主が45歳以上の世帯又は要援護世帯																																	
700万円以下の世帯		150万円	112・5万円																															
700万円超	被災日において世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯																																	
800万円以下の世帯																																		
住宅の	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																														

頁	部・節 内容	旧	新																													
	<p>(イ) 支給金額</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費 ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費 ③ 住居の移転費又は移転のための交通費 ④ 住宅を賃借する場合の礼金 ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度） ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費 ⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息 ⑧ ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費</p> <p>（注1）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度） （注2）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給 （注3）他の都道府県に移転する場合は、⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>（オ）支援金支給の仕組み 実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり</p>		合計	①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害程度</th> <th>((イ) aに該当)</th> <th>((イ) bに該当)</th> <th>((イ) cに該当)</th> <th>((イ) dに該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p> <p>（オ）支援金支給の仕組み 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給する。（基金の拠出額：600億円） なお、基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助する。</p>	被害程度	((イ) aに該当)	((イ) bに該当)	((イ) cに該当)	((イ) dに該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
	合計	①～④	⑤～⑧																													
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																													
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																													
被害程度	((イ) aに該当)	((イ) bに該当)	((イ) cに該当)	((イ) dに該当)																												
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																												
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																													
支給額	200万円	100万円	50万円																													

頁	部・節 内容	<p>都道府県 → 事務委託 → 被災者生活再建支援基金【(財)都道府県会館】 → 申請 (市町村・都道府県経由) → 被災者 → 支援金支給</p> <p>国 → 補助金交付</p> <p>都道府県 → 事務委託 → 新被災者生活再建支援法人【(財)都道府県会館】 → 申請 (市町村・都道府県経由) → 被災者 → 支援金支給</p> <p>国 → 補助金交付</p> <p>(所管：内閣府)(支援金の 1/2)</p>	図 支援金支給の仕組み
304	第3部 災害復旧・復興対策 第1章 生活の安定 第4節 経済の安定 署名證明書の交付に関する記載の追加	(記載なし)	<p>2. 署名證明書の交付</p> <p>災害援護資金の貸付、その他応急金融措置等、各種被災者支援制度の適用にあたって必要とされる家屋等の被害認定のため、市は、申請のあった被災者に対して、署名に関する證明書を交付する。</p> <p>なお、署名に関する證明書は、次のとおりとし、「泉佐野市署名證明書交付要綱」に従い交付する。</p> <p>ア. 災害発生日より 14 日以内 市職員が現地確認調査のうえ「署名證明書」を発行 イ. 災害発生日より 15 日以降 署名の届出があったことを証明する「署名届出證明」を発行</p>

【第4編 原子力災害応急対策・復旧対策編】

頁	部・節 内容	旧	新
311	<p>第1部 原子力災害応急対策</p> <p>第2節 組織動員</p> <p>府の計画に基づき内容を修正</p> <p>基準に用いる単位についての説明を追記</p>	<p>1. 組織体制</p> <p>(2) 原子力災害対策本部の設置</p> <p>次の設置基準に該当する場合には、市役所内（4階庁議室）に原子力災害対策本部を設置する。</p> <p>ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の適当な場所に移動し設置することができる。この場合、各関係機関に連絡する。</p> <p>ア. 設置基準</p> <p>(ア) 原子力事業者から特定事象（原災法第10条第1項前段により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。））の発生を受信したとき</p> <p>(イ) <u>阪府が設置する放射線測定設備でのガンマ線の放射線量が1地点で10分以上5μSv/h以上又は2地点以上で同時に5μSv/h以上となったとき</u>（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）</p> <p>(ウ) 内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき</p> <p>(エ) <u>大阪府又は国から原子力災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき</u></p> <p>(オ) その他市長が必要と認めたとき</p> <p>【原子力特定事象に該当する事象】</p> <p>a. <u>原子力事業所の境界付近の放射線測定設備で検出された放射線量が、1地点で10分以上5μSv/h以上又は2地点以上で同時に5μSv/h以上になったとき</u>（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）</p> <p>b. <u>排気筒等からの放出による放射能水準が、原子力事業所の境界付近において、5μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質を検出したとき</u></p> <p>c. <u>火災等により管理区域以外の場所で、50μSv/hの放射線量又は5μSv/h相当の放射性物質を検出したとき</u></p> <p>d. <u>事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた地点での放射線量が100μSv/h以上となったとき又は放射性物質の漏えい等があったとき</u></p>	<p>1. 組織体制</p> <p>(2) 原子力災害対策本部の設置</p> <p>次の設置基準に該当する場合には、市役所内（4階庁議室）に原子力災害対策本部を設置する。</p> <p>ただし、災害の規模とその他の状況により、応急対策の推進を図るため必要があるときは、他の適当な場所に移動し設置することができる。この場合、各関係機関に連絡する。</p> <p>ア. 設置基準</p> <p>(ア) 原子力事業者から特定事象（原災法第10条第1項前段により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。））の発生を受信したとき</p> <p>(イ) <u>府モニタリング設備でのガンマ線の放射線量が1地点で10分以上5μSv/h以上又は2地点以上で同時に5μSv/h以上となったとき</u>（ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は除く。）</p> <p>(ウ) 内閣総理大臣が原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）を発出したとき</p> <p>(エ) <u>府又は国から原子力災害対策本部を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき</u></p> <p>(オ) その他市長が必要と認めたとき</p> <p>※ Sv（シーベルト）：放射線にあたった物質が吸収する放射線の量を表す単位。 (1Sv=1000mSv=1000000μSv)</p> <p>【原子力特定事象に該当する事象】</p> <p>a. <u>原子力事業者が事業所の敷地境界付近に設置した放射線測定設備において5μSv/h以上の放射線量を検出したとき</u></p> <p>b. <u>火災・爆発などにより事業所内の管理区域外の場所で、50μSv/h以上の放射線量を検出したとき</u></p> <p>c. <u>排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で5μSv/h以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき</u></p> <p>d. <u>事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた場所で100μSv/h以上の放射線量を検出したとき</u></p>

頁	部・節 内容	旧	新
	【原子力緊急事態に該当する事象】 ①. 原子力事業所の <u>境界付近の放射線測定設備</u> で検出された放射線量が、1地点で <u>10分以上500μSv/h以上又は2地点以上で同時に500μSv/h以上になったとき</u> (ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。) ②. 原子力事業所内であって管理区域外の場所の放射線量が <u>5mSv/h以上</u> となったとき ③. <u>排気筒等からの放出による放射能水準</u> が、原子力事業所の境界付近において、 <u>500μSv/h以上</u> の放射線量に相当する放射性物質を検出したとき ④. <u>火災等により原子力事業所内であって管理区域外の場所における放射能水準が500μSv/h以上</u> の放射線量に相当するような放射性物質を検出したとき ⑤. 臨界事故が発生したとき ⑥. <u>事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた地点での放射線量が10mSv/h以上</u> となったとき又は放射性物質の漏えい等があったとき ⑦. <u>その他原災法施行令第6条第4項第4号</u> で定める事象が発生したとき	【原子力緊急事態に該当する事象】 a. 原子力事業所の <u>敷地境界付近に設置した放射線測定設備</u> において <u>500μSv/h以上</u> の放射線量を検出したとき b. <u>火災・爆発などにより原子力事業所内の管理区域外の場所で、5mSv/h以上</u> の放射線量を検出したとき c. <u>排気筒など通常の放出場所から放出され、拡散を考慮して、原子力事業所の敷地境界付近で500μSv/h以上に相当する放射性物質の放出などを検出したとき</u> d. 臨界事故が発生したとき e. <u>非常停止すべきときに、原子炉を停止するすべての機能が失われかつ、冷却するすべての機能が喪失したとき</u> f. <u>事業所外運搬中の事故により、輸送容器から1m離れた場所で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき</u>	
324	第1部 原子力災害応急対策 第7節 広域応援等の要請・受入れ 緊急消防援助隊の応援要請に関する記載を追加	1. 広域応援等の要請 (1) 行政機関への応援要請 災害時の応援については、応急対策を実施するために、応援部隊を要請する。 なお、応援に要した費用等については、本市が負担し、応援部隊は本市の指揮下に入る。	1. 広域応援等の要請 (1) 行政機関への応援要請 災害時の応援については、応急対策を実施するために、応援部隊を要請する。 なお、応援に要した費用等については、本市が負担し、応援部隊は本市の指揮下に入る。 オ. 緊急消防援助隊の応援の要請 <u>市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。(資料編：2-13)</u>
335	第1部 原子力災害応急対策 第12節 飲料水、飲食物の接種制限等	1. 飲料水、飲食物の摂取制限 (記載なし)	1. 飲料水、飲食物の摂取制限 「表 飲食物摂取制限に関する指標」の下に以下の記載を追加 ※Bq(ベクレル)：放射能(放射線を出す能力)の強さを表す単位